

第22期第19回 松浦海区漁業調整委員会

日時 令和4年12月14日（水）15時～
場所 唐津市水産会館 多目的ホール
（唐津市海岸通り 7182-217）

次 第

1 開 会

2 議 題

- | | |
|---|--------------|
| (1) あなごかご漁業特認許可方針（案）について（諮問） | P 2 ～ P 6 |
| (2) いかかご漁業特認許可方針（案）について（諮問） | P 7 ～ P 11 |
| (3) 特定水産資源に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の設定について（諮問） | P 12 ～ P 14 |
| (4) 共同漁業権漁場外（馬渡島沖・小川島新北沖、小川島北東沖）における砂利採取の認可について（協議） | P 15 ～ P 45 |
| (5) 唐津市統括支所（大島地区）におけるカキ試験養殖について（協議） | P 46 ～ P 59 |
| (6) 唐津市統括支所（湊地区）におけるワカメ・コンブ試験養殖について（協議） | P 60 ～ P 74 |
| (7) 肥前統括支所（駄竹地区）におけるカキ試験養殖について（協議） | P 75 ～ P 89 |
| (8) 鎮西町統括支所（串地区）におけるアカウニ・コンブ試験養殖について（協議） | P 90 ～ P 100 |
| (9) 佐賀県松浦海区における漁場計画（素案）について（報告） | P 101～ P 130 |
| (10) その他 | |

水産第 3627 号
令和4年(2022年)12月6日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川寄 和正 様

佐賀県知事 山口 祥



あなごかご漁業(神集島地区特認)許可方針(案)について(諮問)

このことについて、次案のとおり許可方針を定めたいので、佐賀県漁業調整規則第11条第3項及び第15条第2項の規定により、貴委員会の意見を求めます。
ついては、令和4年12月20日(火)までに答申してください。

担当:水産課漁業調整担当 川崎
電話:0952-25-7145

現行許可方針	更新許可方針（案）
<p>あなごかご漁業（神集島地区特認）</p> <p>第1 制限措置</p> <p>（1）漁業種類 あなごかご漁業（神集島地区特認）</p> <p>（2）許可又は起業の認可をすべき船舶の数 1隻</p> <p>（3）船舶の総トン数 制限なし</p> <p>（4）推進機関の馬力数 制限なし</p> <p>（5）操業区域 下記の①②に示す海域</p> <p>①次のア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域</p> <p>ア 唐津市神集島七丁田黒瀬の黒岩</p> <p>イ 唐津市神集島七丁田黒瀬の黒岩と福岡県糸島市志摩姫島南端を結んだ直線と、包石と長崎県壱岐市芦辺町中名島を結んだ直線との交点</p> <p>ウ 包石と長崎県壱岐市芦辺町中名島を結んだ直線と、唐津市呼子町鷹島頂上と福岡県糸島市志摩姫島北端を結んだ直線との交点</p> <p>エ 唐津市呼子町鷹島頂上と福岡県糸島市志摩姫島北端を結んだ直線と、唐津市湊町女瀬鼻東端と福岡県糸島市志摩鳥帽子島灯台を結んだ直線との交点</p>	<p>あなごかご漁業（神集島地区特認）</p> <p>第1 制限措置</p> <p>（1）漁業種類 あなごかご漁業（神集島地区特認）</p> <p>（2）許可又は起業の認可をすべき船舶の数 1隻</p> <p>（3）船舶の総トン数 制限なし</p> <p>（4）推進機関の馬力数 制限なし</p> <p>（5）操業区域 下記の①②に示す海域</p> <p>①次のア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域</p> <p>ア 唐津市神集島七丁田黒瀬の黒岩</p> <p>イ 唐津市神集島七丁田黒瀬の黒岩と福岡県糸島市志摩姫島南端を結んだ直線と、包石と長崎県壱岐市芦辺町中名島を結んだ直線との交点</p> <p>ウ 包石と長崎県壱岐市芦辺町中名島を結んだ直線と、唐津市呼子町鷹島頂上と福岡県糸島市志摩姫島北端を結んだ直線との交点</p> <p>エ 唐津市呼子町鷹島頂上と福岡県糸島市志摩姫島北端を結んだ直線と、唐津市湊町女瀬鼻東端と福岡県糸島市志摩鳥帽子島灯台を結んだ直線との交点</p>

オ 唐津市湊町女瀬鼻東端と福岡県糸島市志摩鳥帽子島灯台を結んだ直線と、唐津市高島西端と唐津市神集島西端を結んだ直線の延長線との交点

カ 唐津市神集島北端

② 次のア、イ、ウ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた海域

ア 包石と長崎県壱岐市芦辺町中名島を結んだ直線と、唐津市呼子町小川島南端と福岡県糸島市志摩仏崎先端を結んだ直線との交点

イ 包石と長崎県壱岐市芦辺町中名島を結んだ直線と、唐津市土器崎北端から正北に引いた直線との交点

ウ 唐津市呼子町小川島南端と福岡県糸島市志摩仏崎先端を結んだ直線と、唐津市土器崎北端から正北に引いた直線との交点

(6) 漁業時期

2月1日から4月30日まで

(7) 漁業を営む者の資格

- ① 唐津市神集島地区において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者
- ② 佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者
- ③ 佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号。以下「規則」という。）第10条第1項第1号から第5号までのいずれにも該当しない者

オ 唐津市湊町女瀬鼻東端と福岡県糸島市志摩鳥帽子島灯台を結んだ直線と、唐津市高島西端と唐津市神集島西端を結んだ直線の延長線との交点

カ 唐津市神集島北端

② 次のア、イ、ウ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた海域

ア 包石と長崎県壱岐市芦辺町中名島を結んだ直線と、唐津市呼子町小川島南端と福岡県糸島市志摩仏崎先端を結んだ直線との交点

イ 包石と長崎県壱岐市芦辺町中名島を結んだ直線と、唐津市土器崎北端から正北に引いた直線との交点

ウ 唐津市呼子町小川島南端と福岡県糸島市志摩仏崎先端を結んだ直線と、唐津市土器崎北端から正北に引いた直線との交点

(6) 漁業時期

2月1日から4月30日まで

(7) 漁業を営む者の資格

- ① 唐津市神集島地区において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者
- ② 佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者
- ③ 佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号。以下「規則」という。）第10条第1項第1号から第5号までのいずれにも該当しない者

<p>④ 適切な資源管理を実践できる者</p> <p>⑤ 漁業の生産力の向上に努めようとする者</p> <p>第2 許可の有効期間 1年以内</p> <p>第3 申請すべき期間 公示した日から令和4年1月14日まで</p> <p>第4 許可の基準</p> <p>第1 (7) に定める資格を有し、第1 (1) に定める漁業を営もうとする者。ただし、第1 (2) に定める隻数を超える場合は、次に掲げる優先順位とし、同順位である者相互間の優先順位は、抽選による。なお、規則第9条第1項第2号に該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 前回の許可最終日の4月30日現在で、当該漁業許可を有していた者</p> <p>(2) 当該漁業許可を有する者から承継を受ける者。ただし、承継を受ける者は許可を有する者と同居して生計を同じくする2親等以内の親族に限る。</p> <p>(3) (1) に該当せず、前回の許可期間中に当該漁業許可を有していた者</p> <p>(4) (1) ~ (3) に該当しない者 で、規則第4条第1項第6号、第8号から第14号まで又は第17号のいずれかの漁業許可を有する者</p> <p>(5) (1) ~ (4) に該当しない者</p>	<p>④ 適切な資源管理を実践できる者</p> <p>⑤ 漁業の生産力の向上に努めようとする者</p> <p>第2 許可の有効期間 1年以内</p> <p>第3 申請すべき期間 公示した日から<u>令和5年1月13日</u>まで</p> <p>第4 許可の基準</p> <p>第1 (7) に定める資格を有し、第1 (1) に定める漁業を営もうとする者。ただし、第1 (2) に定める隻数を超える場合は、次に掲げる優先順位とし、同順位である者相互間の優先順位は、抽選による。なお、規則第9条第1項第2号に該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 前回の許可最終日の4月30日現在で、当該漁業許可を有していた者</p> <p>(2) 当該漁業許可を有する者から承継を受ける者。ただし、承継を受ける者は許可を有する者と同居して生計を同じくする2親等以内の親族に限る。</p> <p>(3) (1) に該当せず、前回の許可期間中に当該漁業許可を有していた者</p> <p>(4) (1) ~ (3) に該当しない者 で、規則第4条第1項第6号、第8号から第14号まで又は第17号のいずれかの漁業許可を有する者</p> <p>(5) (1) ~ (4) に該当しない者</p>
--	---

第5 条件

- (1) 使用するかご数は、200個以内とする。
- (2) 幹繩の両端に、水面1メートル以上の高さの標識をつけ、かつ、幹繩の中間300メートル毎に浮標をつけなければならない。
- (3) 作業時間は、夜間（日没から日出まで）とする。

第5 条件

- (1) 使用するかご数は、200個以内とする。
- (2) 幹繩の両端に、水面1メートル以上の高さの標識をつけ、かつ、幹繩の中間300メートル毎に浮標をつけなければならない。
- (3) 作業時間は、夜間（日没から日出まで）とする。

水産第 3630 号
令和 4 年(2022 年)12 月 6 日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川 寄 和 正 様

佐賀県知事 山 口 祥



いかかご漁業特認許可方針について(諮問)

このことについて、次案のとおり許可方針を定めたいので、佐賀県漁業調整規則第 11 条第 3 項及び第 15 条第 2 項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

については、令和 4 年 12 月 20 日(火)までに答申してください。

担当:水産課漁業調整担当 川崎
電話:0952-25-7145

現行許可方針	更新許可方針（案）
<p style="text-align: center;">いかかご漁業（特認）</p> <p>第1 制限措置</p> <p>（1）漁業種類 いかかご漁業</p> <p>（2）許可又は起業の認可をすべき船舶の数 4隻以内</p> <p>（3）船舶の総トン数 制限なし</p> <p>（4）推進機関の馬力数 制限なし</p> <p>（5）操業区域 佐賀県玄海海域及び包石と長崎県壱岐市芦辺町中名島を結んだ直線以東の筑肥漁場協議会で締結した操業協定に定められた海域</p> <p>（6）漁業時期 2月1日から4月30日まで</p> <p>（7）漁業を営む者の資格</p> <p>① 唐津市神集島、旧呼子町小友又は呼子のいずれかの地区において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者。又は、上記以外の地区において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者のうち、松浦海区漁業調整委員会に諮り、漁業調整上支障がないと認められた者。</p> <p>② 佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者</p> <p>③ 佐賀県漁業調整規則（令和2年佐</p>	<p style="text-align: center;">いかかご漁業（特認）</p> <p>第1 制限措置</p> <p>（1）漁業種類 いかかご漁業</p> <p>（2）許可又は起業の認可をすべき船舶の数 4隻以内</p> <p>（3）船舶の総トン数 制限なし</p> <p>（4）推進機関の馬力数 制限なし</p> <p>（5）操業区域 佐賀県玄海海域及び包石と長崎県壱岐市芦辺町中名島を結んだ直線以東の筑肥漁場協議会で締結した操業協定に定められた海域</p> <p>（6）漁業時期 2月1日から4月30日まで</p> <p>（7）漁業を営む者の資格</p> <p>① 唐津市神集島、旧呼子町小友又は呼子のいずれかの地区において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者。又は、上記以外の地区において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者のうち、松浦海区漁業調整委員会に諮り、漁業調整上支障がないと認められた者。</p> <p>② 佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者</p> <p>③ 佐賀県漁業調整規則（令和2年佐</p>

<p>賀県規則第63号以下「規則」という。)第10条第1項第1号から第5号までのいずれにも該当しない者</p> <p>④ 適切な資源管理を實踐できる者</p> <p>⑤ 漁業の生産力の向上に努めようとする者</p> <p>第2 許可の有効期間 1年以内</p> <p>第3 申請すべき期間 公示した日から令和4年1月14日まで</p> <p>第4 許可の基準 第1(7)に定める資格を有し、第1(1)に定める漁業を営もうとする者。ただし、第1(2)に定める隻数を超える場合は、次に掲げる優先順位とし、同順位である者相互間の優先順位は、抽選による。なお、規則第9条第1項第2号に該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1)前回の許可最終日の4月30日現在で、当該漁業許可を有していた者。ただし、当該順位の適用は、有していた許可件数の範囲までとする。</p> <p>(2)当該漁業許可を有する者から承継を受ける者。ただし、承継を受ける者は許可を有する者と同居して生計を同じくする2親等以内の親族に限る。</p> <p>(3)(1)に該当せず、前回の許可期間中に当該漁業許可を有していた者</p> <p>(4)(1)～(3)に該当しない者で、</p>	<p>賀県規則第63号以下「規則」という。)第10条第1項第1号から第5号までのいずれにも該当しない者</p> <p>④ 適切な資源管理を實踐できる者</p> <p>⑤ 漁業の生産力の向上に努めようとする者</p> <p>第2 許可の有効期間 1年以内</p> <p>第3 申請すべき期間 公示した日から<u>令和5年1月13日</u>まで</p> <p>第4 許可の基準 第1(7)に定める資格を有し、第1(1)に定める漁業を営もうとする者。ただし、第1(2)に定める隻数を超える場合は、次に掲げる優先順位とし、同順位である者相互間の優先順位は、抽選による。なお、規則第9条第1項第2号に該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1)前回の許可最終日の4月30日現在で、当該漁業許可を有していた者。ただし、当該順位の適用は、有していた許可件数の範囲までとする。</p> <p>(2)当該漁業許可を有する者から承継を受ける者。ただし、承継を受ける者は許可を有する者と同居して生計を同じくする2親等以内の親族に限る。</p> <p>(3)(1)に該当せず、前回の許可期間中に当該漁業許可を有していた者</p> <p>(4)(1)～(3)に該当しない者で、</p>
---	--

規則第4条第1項第6号、第8号から第14号まで又は第17号のいずれかの漁業許可を有する者

(5)(1)～(4)に該当しない者

第5 条件

(1)唐津市神集島地区において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者は、佐賀県玄海海域においては、①以外の海域で操業してはならない。

① 次のア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

ア 唐津市神集島七丁田黒瀬の黒岩

イ 唐津市神集島七丁田黒瀬の黒岩と福岡県糸島市志摩姫島南端を結んだ直線と、包石と長崎県壱岐市芦辺町中名島を結んだ直線との交点

ウ 包石と長崎県壱岐市芦辺町中名島を結んだ直線と、唐津市呼子町鷹島頂上と福岡県糸島市志摩姫島北端を結んだ直線との交点

エ 唐津市呼子町鷹島頂上と福岡県糸島市志摩姫島北端を結んだ直線と、唐津市湊町女瀬鼻東端と福岡県糸島市志摩烏帽子島灯台を結んだ直線との交点

オ 唐津市湊町女瀬鼻東端と福岡県糸島市志摩烏帽子島灯台を結んだ直線と、唐津市高島西端と唐津市神集島西端を結んだ直線の延長線との交点

カ 唐津市神集島北端

(2)唐津市神集島、旧呼子町小友又は呼

規則第4条第1項第6号、第8号から第14号まで又は第17号のいずれかの漁業許可を有する者

(5)(1)～(4)に該当しない者

第5 条件

(1)唐津市神集島地区において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者は、佐賀県玄海海域においては、①以外の海域で操業してはならない。

① 次のア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

ア 唐津市神集島七丁田黒瀬の黒岩

イ 唐津市神集島七丁田黒瀬の黒岩と福岡県糸島市志摩姫島南端を結んだ直線と、包石と長崎県壱岐市芦辺町中名島を結んだ直線との交点

ウ 包石と長崎県壱岐市芦辺町中名島を結んだ直線と、唐津市呼子町鷹島頂上と福岡県糸島市志摩姫島北端を結んだ直線との交点

エ 唐津市呼子町鷹島頂上と福岡県糸島市志摩姫島北端を結んだ直線と、唐津市湊町女瀬鼻東端と福岡県糸島市志摩烏帽子島灯台を結んだ直線との交点

オ 唐津市湊町女瀬鼻東端と福岡県糸島市志摩烏帽子島灯台を結んだ直線と、唐津市高島西端と唐津市神集島西端を結んだ直線の延長線との交点

カ 唐津市神集島北端

(2)唐津市神集島、旧呼子町小友又は呼

子のいずれかの地区において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者は、佐賀県玄海海域においては①以外の海域で操業してはならない。

① 次のア、イ、ウ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた海域

ア 包石と長崎県壱岐市芦辺町中名島を結んだ直線と、唐津市呼子町小川島南端と福岡県糸島市志摩仏崎先端を結んだ直線との交点

イ 包石と長崎県壱岐市芦辺町中名島を結んだ直線と、唐津市土器崎北端から正北に引いた直線との交点

ウ 唐津市呼子町小川島南端と福岡県糸島市志摩仏崎先端を結んだ直線と、唐津市土器崎北端から正北に引いた直線との交点

(3) 松浦海区漁業調整委員会に諮り、漁業調整上支障がないと認められたことにより当該漁業を営む者の資格に該当した者は、同委員会が指定する海域以外で操業してはならない。

(4) かが漬数は、120個以内とする。

(5) 漁具標識として、連結した幹縄の両端に、水面上1メートル以上の高さの標識をつけ、かつ、幹縄の中間300メートル毎に浮標をつけなければならない。

子のいずれかの地区において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者は、佐賀県玄海海域においては①以外の海域で操業してはならない。

① 次のア、イ、ウ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた海域

ア 包石と長崎県壱岐市芦辺町中名島を結んだ直線と、唐津市呼子町小川島南端と福岡県糸島市志摩仏崎先端を結んだ直線との交点

イ 包石と長崎県壱岐市芦辺町中名島を結んだ直線と、唐津市土器崎北端から正北に引いた直線との交点

ウ 唐津市呼子町小川島南端と福岡県糸島市志摩仏崎先端を結んだ直線と、唐津市土器崎北端から正北に引いた直線との交点

(3) 松浦海区漁業調整委員会に諮り、漁業調整上支障がないと認められたことにより当該漁業を営む者の資格に該当した者は、同委員会が指定する海域以外で操業してはならない。


(4) かが漬数は、120個以内とする。

(5) 漁具標識として、連結した幹縄の両端に、水面上1メートル以上の高さの標識をつけ、かつ、幹縄の中間300メートル毎に浮標をつけなければならない。

水産第 3599 号
令和4年(2022年)12月6日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川寄 和正 様

佐賀県知事 山口 裕



まあじ、まいわし対馬暖流系群及びさんまに関する令和5管理年度
における知事管理漁獲可能量の設定(案)について(諮問)

このことについて、漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第1項の規定
により、知事管理漁獲可能量を別紙(案)のとおり定めたいので、同条第2項の
規定により、貴委員会の意見を求めます。

(担当:農林水産部 水産課 漁業調整担当 萩原、寺田)

まあじ、まいわし対馬暖流系群及びさんまに関する令和5管理年度（令和5年1月1日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法第16条第1項に定める数量は、次のとおりとする。

第1 まあじ

- 1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量
現行水準

- 2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
佐賀県まあじ漁業	現行水準

第2 まいわし対馬暖流系群

- 1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量
現行水準

- 2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
佐賀県まいわし漁業	現行水準

第3 さんま

- 1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量
現行水準

- 2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
佐賀県さんま漁業	現行水準

4 水管第 2739 号
令和 4 年 11 月 22 日

佐賀県知事 殿

農林水産大臣 野村 哲郎

さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びまいわし対馬暖流系群に関する令和 5 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知

さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びまいわし対馬暖流系群に関する令和 5 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、漁業法(昭和 24 年法律第 267 号)第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を定めたので、同条第 4 項の規定に基づき、通知いたします。

記

さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びまいわし対馬暖流系群に関する令和 5 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	定めようとしている 都道府県別漁獲可能 量(トン)	基本シェア (%)	現行水準の場合の目 安数量(トン)
さんま	現行水準	0.00%	10 トン未満
まあじ	現行水準	0.35%	427
まいわし 太平洋系群			
まいわし 対馬暖流系群	現行水準	0.01%	50 トン未満

(注記) 基本シェアの算定期間(平成 29 年から令和元年)の漁獲実績が 1 トン未満の場合は、配分の対象としない

水産第3624号
令和4年(2022年)12月6日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川寄 和正 様

佐賀県農林水産部
水産課長 中島

共同漁業権漁場外における土砂採取の認可申請について(照会)

唐津市東大島町2番地 唐津湾海区砂採取協同組合 代表理事 三浦 且雄から申請の共同漁業権漁場外(小川島新北沖、馬渡島沖及び小川島北東沖)における海砂採取に係る砂利採取認可について、県土整備部河川砂防課長から申請に対する意見の照会がありました。

ついては、この申請に対する漁業調整上の支障の有無について令和4年12月20日(火)までに回答してください。

記

1 申請区域

(1)	小川島新北沖	採取面積	1,405,200 平方メートル
		採取量	700,000 立方メートル
(2)	馬渡島沖	採取面積	1,000,000 平方メートル
		採取量	100,000 立方メートル
(3)	小川島北東沖	採取面積	1,429,129 平方メートル
		採取量	200,000 立方メートル

2 採取期間

令和5年1月1日から令和5年12月31日まで

(担当：漁業調整担当)

河第1295号の4
令和4年(2022年)12月2日

水産課長様

河川砂防課長

砂利採取計画認可申請に係る意見の聴取について(照会)

砂利採取法(昭和43年法律第74号)第16条の規定により、下記の砂利採取業者から別添のとおり砂利採取計画の認可申請がありました。

については、当該計画に関する公益上の支障の有無や認可に際しての注意事項等がありましたら、令和4年12月下旬までに回答をお願いします。

記

1 申請人

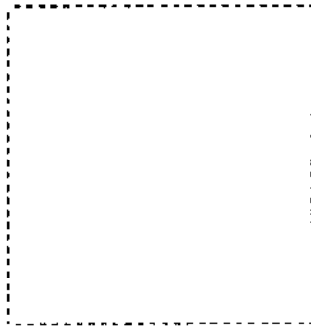
- | | |
|------------------------|----------------------------|
| (1) 住 所 | 唐津市東大島町2番地 |
| (2) 氏名又は名称
(法人は代表者) | 唐津湾海区砂採取協同組合
代表理事 三浦 且雄 |
| (3) 登録年月日 | 昭和49年12月27日 |
| (4) 登録番号 | 佐賀第75号 |

2 申請地

- | | |
|---------------|--|
| (1) 所在地・面積 | 唐津市呼子町 小川島新北沖
1,405,200平方メートル
(別添採取地位置図) |
| (2) 新規・継続申請の別 | 継続 |



(担当) 管理第二担当
岩永(内線 2689)



× 整理番号	
× 審査結果	
× 受理年月日	年 月 日
× 認可番号	

(注) ×印は記入しないこと

海砂利採取計画認可申請書

令和4年11月22日

佐賀県知事 山口 祥 義 様

住所
氏名または名称
及び法人にあっては
その代表者の氏名
生年月日

佐賀県唐津市東大島町2番地
唐津湾海区砂採取協同組合
代表理事 三 浦 旦 雄

登録年月日

昭和 49年 12月 27日

登録番号

佐賀第 75号

(電話番号 0955 - 73 - 1521)

砂利採取法第16条及び佐賀県海砂利採取計画認可要綱の規定に基づき、次のとおり海砂利採取計画の認可を申請します。

誓 約

私は、このたびの申請を行うに当たり、次の事項について誓約します。

自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。

また、次の2から7までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

- 1 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- 2 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- 3 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- 4 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- 5 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- 6 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 7 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用している者

1. 砂利採取場の区域

佐賀県唐津市呼子町小川島沖

7キロメートル（小川島新北沖）

面積

1,405,200 平方メートル

2 採取をする砂利の種類及び数量

(1) 砂利の種類 海砂

(2) 採取予定数量 70万 立方メートル

3 採取の期間

令和5年 1月 1日から令和5年12月31日まで

4 砂利の採取の方法及び砂利の採取のための設備その他の施設に関する事項

(1) 採取の方法等

回数	1回/日
採取船	3隻
方式	ポンプ方式
掘削深	3メートル以内

5 砂利の採取に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項

(1) 転載、沖積

沖積は行わない

湾内では転載する場合もある

(2) 採取時間

日出から日没迄

(3) 汚濁水の処理方法

自然排水

(4) 採取区域及び採取船の表示等

採取船には許可番号表示

採取区域は“GPS”で確認して指定区域を厳守する。

6 採取をした砂利の水切りの方法および設備その他の施設に関する事項

運行中採取船の排水ポンプによる水切り

7 採取する砂利の供給先及び用途（立方メートル）

区 分	建設業者	砂利販売業者	生コンクリート業者	自家消費	そ の 他
佐賀県内		700,000 m ³			
福岡県内					
そ の 他					

(2) 採取用機械及び設備等

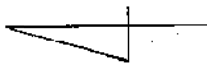
採取船名	船舶番号	船籍港	総トン数	用途	船所	所有者	乗員	業務主任者	積載量	1日採取量	年間採取量	ハケット	ポンプ能力
げんか バーヂげんかい	第136502号	佐賀県	414 トン	砂採取船の押船	唐津湾海区砂採取協同組合		9名	菊池健哉	2,997m ³	2,997m ³	280,000m ³	3.5m ³	2.6m ³
	ハ10050002	唐津市	2,950 トン	砂採取作業船									
第七げんかい バーヂ第七げんかい	第148180号	佐賀県	407 トン	砂採取船の押船	唐津湾海区砂採取協同組合		9名	宮田勲司	2,981m ³	2,981m ³	250,000m ³	7m ³	2.6m ³
	ハ30E70001	唐津市	3,395 トン	砂採取作業船									
第88住若丸 バーヂ慶洋	第43438号	長崎県	407 トン	砂採取船の押船	岩波開発株式会社		8名	三浦貴旦	3,349m ³	3,349m ³	170,000m ³	6m ³	2.6m ³
	ハ31E79001	唐津市	4,060 トン	砂採取作業船	住若海運株式会社								
合計							20名			9,327m ³	700,000m ³		

小川島新北沖採取地位位置図

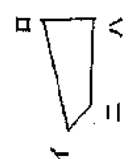
(1:100,000)

基点：加唐島港西防波堤灯台

- イ、基点より真方位 8 度 07 分 へ 8, 969.4m の点。
 - ロ、イ点より真方位 77 度 00 分 へ 2, 200m の点
 - ハ、ロ点より真方位 180 度 00 分 へ 1, 000m の点。
 - ニ、ハ点より真方位 273 度 00 分 へ 1, 700m の点。
- イ・ロ・ハ・ニ・イを順次に結んだ区域

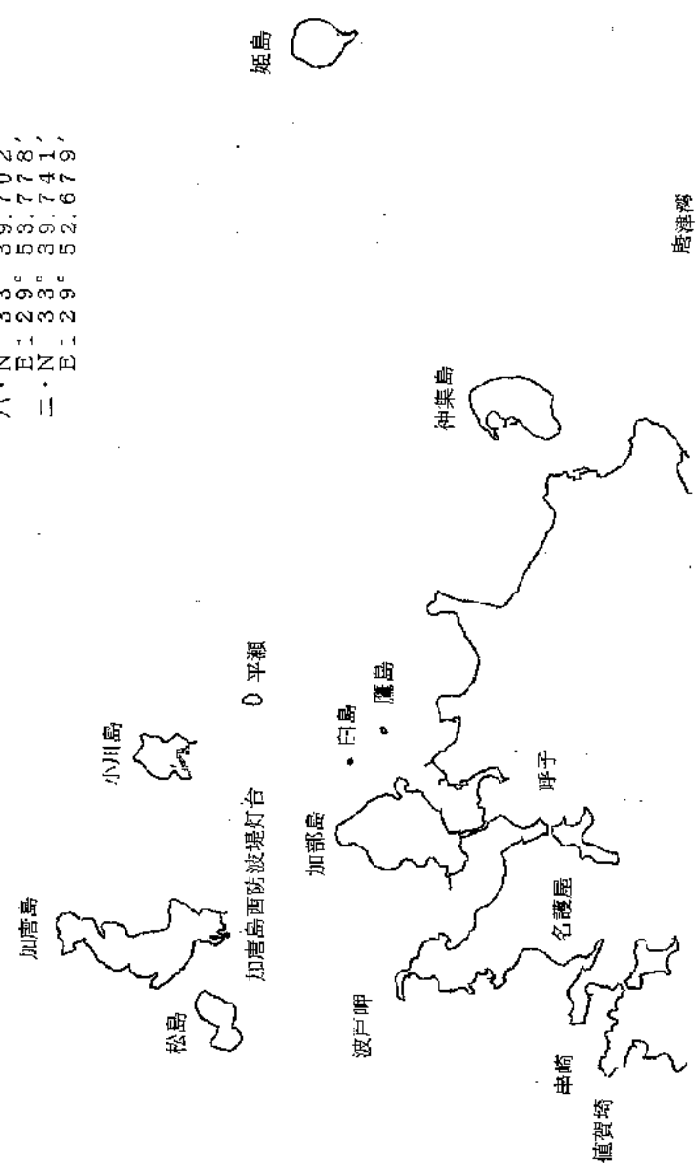


鳥帽子島



経度・緯度

イ	N	33°	39.963'
ロ	E	129°	52.388'
ハ	E	139°	40.243'
ニ	N	29°	53.771'
	E	133°	53.778'
	E	129°	53.741'
	E	123°	52.679'

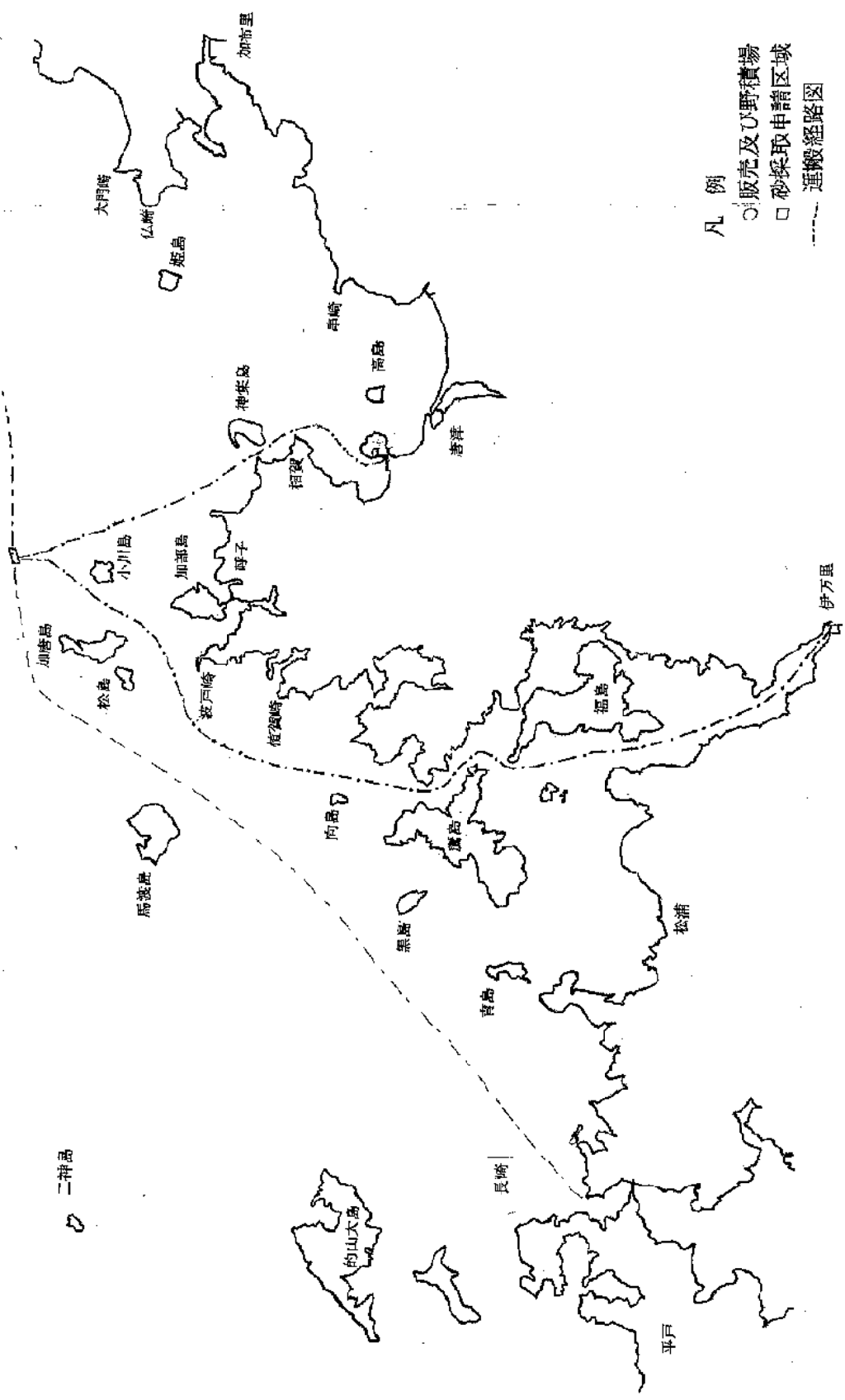


運搬経路見取図 1:200,000

小川島新北沖

高瀬子島

福岡・山口
宮崎



書

佐賀県唐津市海岸通り7182-283

佐賀玄海漁業協同組合

代表理事組合長 川 寄 和

佐賀県唐津市屋形石3920

屋形石漁業協同組合

代表理事組合長 平 田 芳

佐賀県唐津市呼子町小川島227番地-

小川島漁業協同組合

代表理事組合長 川 添 光

佐賀県唐津市東大島町2番地、唐津湾地区砂採取協同組合 代表理事 三浦日雄に漁業権に支障のない限り、下記の条件により砂採取に同意する。

記

1. 砂採取の場所

佐賀県唐津市呼子町小川島新北沖

別紙図面の箇所

2. 使用採取船舶

採取船舶は唐津湾海区砂採取協同組合に所属する船舶で佐賀県知事の土砂採取許可書を所有する船舶であること。

3. 採取数量は 700,000立方メートルとする。

4. 砂採取の期間

令和5年 1月 1日より令和5年12月31日までとする。

5. 関係官公署より指示ある時は、両者協議の上善処する。

6. 採取協同組合は、各採取船舶の統制規正を確実に行うこと。

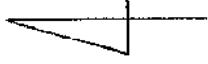
令和4年11月16日

小川島新北沖採取地位位置図

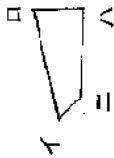
(1:100,000)

基点：加唐島港西防波堤灯台

- イ、基点より真方位 8 度 0 7 分 へ 8, 9 6 9. 4 m の点。
 - ロ、イ点より真方位 7 7 度 0 0 分 へ 2, 2 0 0 m の点
 - ハ、ロ点より真方位 1 8 0 度 0 0 分 へ 1, 0 0 0 m の点。
 - ニ、ハ点より真方位 2 7 3 度 0 0 分 へ 1, 7 0 0 m の点。
- イ・ロ・ハ・ニ・イを順次に結んだ区域

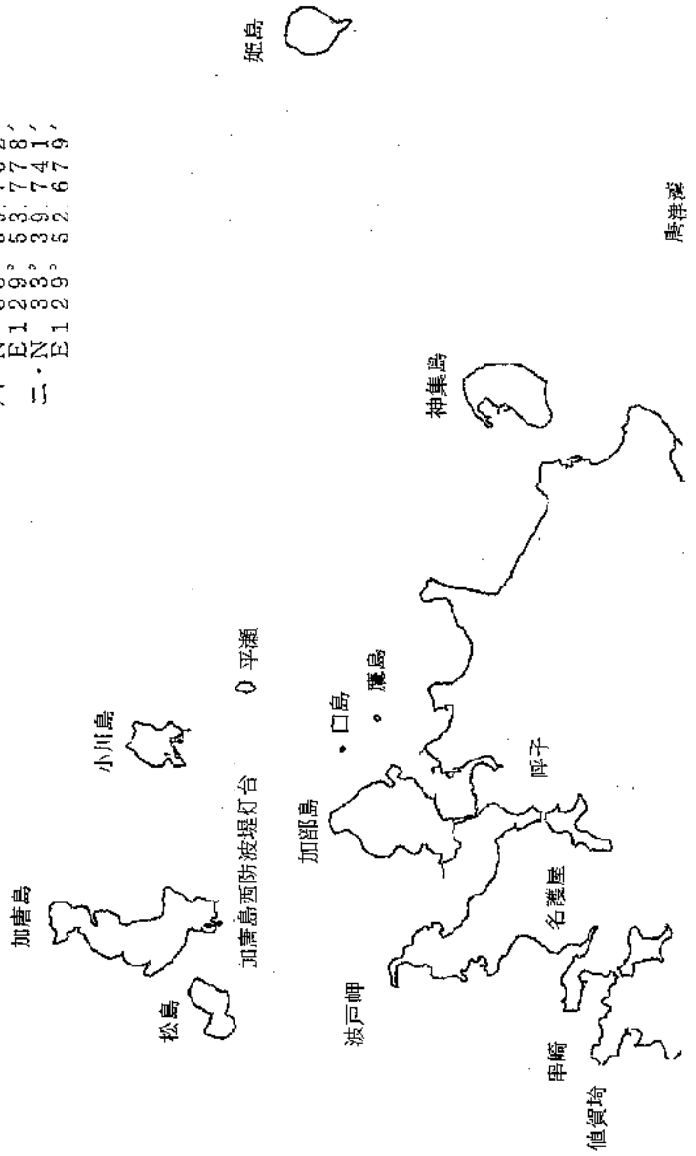


鳥帽子島



経度・緯度

イ・N	33°	39.9633
ロ・E	133°	22.3888
ハ・E	133°	40.2488
ニ・N	33°	53.7712
ニ・E	133°	58.7778
ニ・N	33°	52.7419
ニ・E	129°	52.6779



鹿津港

河第1295号の5
令和4年(2022年)12月2日

水産課長様

河川砂防課長

砂利採取計画認可申請に係る意見の聴取について(照会)

砂利採取法(昭和43年法律第74号)第16条の規定により、下記の砂利採取業者から別添のとおり砂利採取計画の認可申請がありました。

については、当該計画に関する公益上の支障の有無や認可に際しての注意事項等がありましたら、令和4年12月下旬までに回答をお願いします。

記

1 申請人

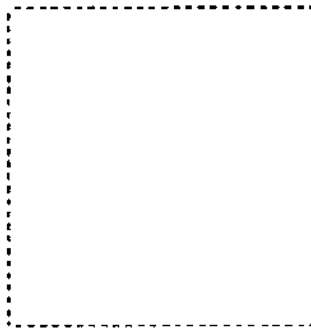
(1) 住 所	唐津市東大島町2番地
(2) 氏名又は名称 (法人は代表者)	唐津湾海区砂採取協同組合 代表理事 三浦 旦雄
(3) 登録年月日	昭和49年12月27日
(4) 登録番号	佐賀第75号

2 申請地

(1) 所在地・面積	唐津市鎮西町 馬渡島沖 1,000,000平方メートル (別添採取地位置図)
(2) 新規・継続申請の別	継続



(担当) 管理第二担当
岩永 (内線 2689)



× 整理番号	
× 審査結果	
× 受理年月日	年 月 日
× 認可番号	

(注) ×印は記入しないこと

海砂利採取計画認可申請書

令和4年11月22日

佐賀県知事 山口 祥 義 様

住所 佐賀県唐津市東大島町2番地
氏名または名称 唐津湾海区砂採取協同組合
及び法人にあっては 代表理事 三 浦 且 雄
その代表者の氏名
生年月日

登録年月日 昭和 49年 12月 27日

登録番号 佐賀第 75号

(電話番号 0955 - 73 - 1521)

砂利採取法第16条及び佐賀県海砂利採取計画認可要綱の規定に基づき、次のとおり海砂利採取計画の認可を申請します。

誓 約

私は、このたびの申請を行うに当たり、次の事項について誓約します。

自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。

また、次の2から7までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

- 1 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- 2 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- 3 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- 4 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- 5 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- 6 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 7 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用している者

1 砂利採取場の区域

佐賀県唐津市鎮西町馬渡島沖

5.0キロメートル（馬渡島沖）

面積

1,000,000 平方メートル

2 採取をする砂利の種類及び数量

(1) 砂利の種類 海砂

(2) 採取予定数量 10万 立方メートル

3 採取の期間

令和5年 1月 1日から令和5年12月31日まで

4 砂利の採取の方法及び砂利の採取のための設備その他の施設に関する事項

(1) 採取の方法等

回数	1 回/日
採取船	3 隻
方式	ポンプ方式
掘削深	3メートル以内

5 砂利の採取に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項

(1) 転載、沖積

沖積は行わない

湾内では転載する場合もある

(2) 採取時間

日出から日没迄

(3) 汚濁水の処理方法

自然排水

(4) 採取区域及び採取船の表示等

採取船には許可番号表示

採取区域は“GPS”で確認して指定区域を厳守する。

6 採取をした砂利の水切りの方法および設備その他の施設に関する事項

運行中採取船の排水ポンプによる水切り

7 採取する砂利の供給先及び用途（立方メートル）

区 分	建設業者	砂利販売業者	生コンクリート業者	自家消費	そ の 他
佐賀県内		100,000㎡			
福岡県内					
そ の 他					

(2) 採取用機械及び設備等

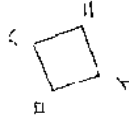
採取船名	船種番号	船籍港	総トン数	用途	船舶所有者	乗組員	業務主任者	積載量	回送回数	1日採取量	年間採取量	ネット	ポンプ能力
げんか	第136502号	佐賀県	414 トン	砂採取船の押船	唐津湾海区砂採取協同組合	9名	葉池 健哉	2,997t	1回	2,997㎡	40,000㎡	8.5㎡	26時
バージげんかい	▲167J002	唐津市	2,980 トン	砂採取作業船									
第七げんかい	第148189号	佐賀県	407 トン	砂採取船の押船	唐津湾海区砂採取協同組合	9名	菅口 敏司	2,981t	1回	2,981㎡	50,000㎡	7㎡	26時
バージ第七げんかい	▲30E70001	唐津市	3,395 トン	砂採取作業船									
第88住若丸	第148438号	長崎県	407 トン	砂採取船の押船	吉岐開発株式会社 住若海運株式会社	8名	三浦 貴旦	3,349t	1回	3,349㎡	10,000㎡	6㎡	26時
バージ	▲31E70001	吉岐市	4,050 トン	砂採取作業船									
合計						26名				9,327㎡	100,000㎡		

馬渡島沖採取地位地図 (1:100,000)

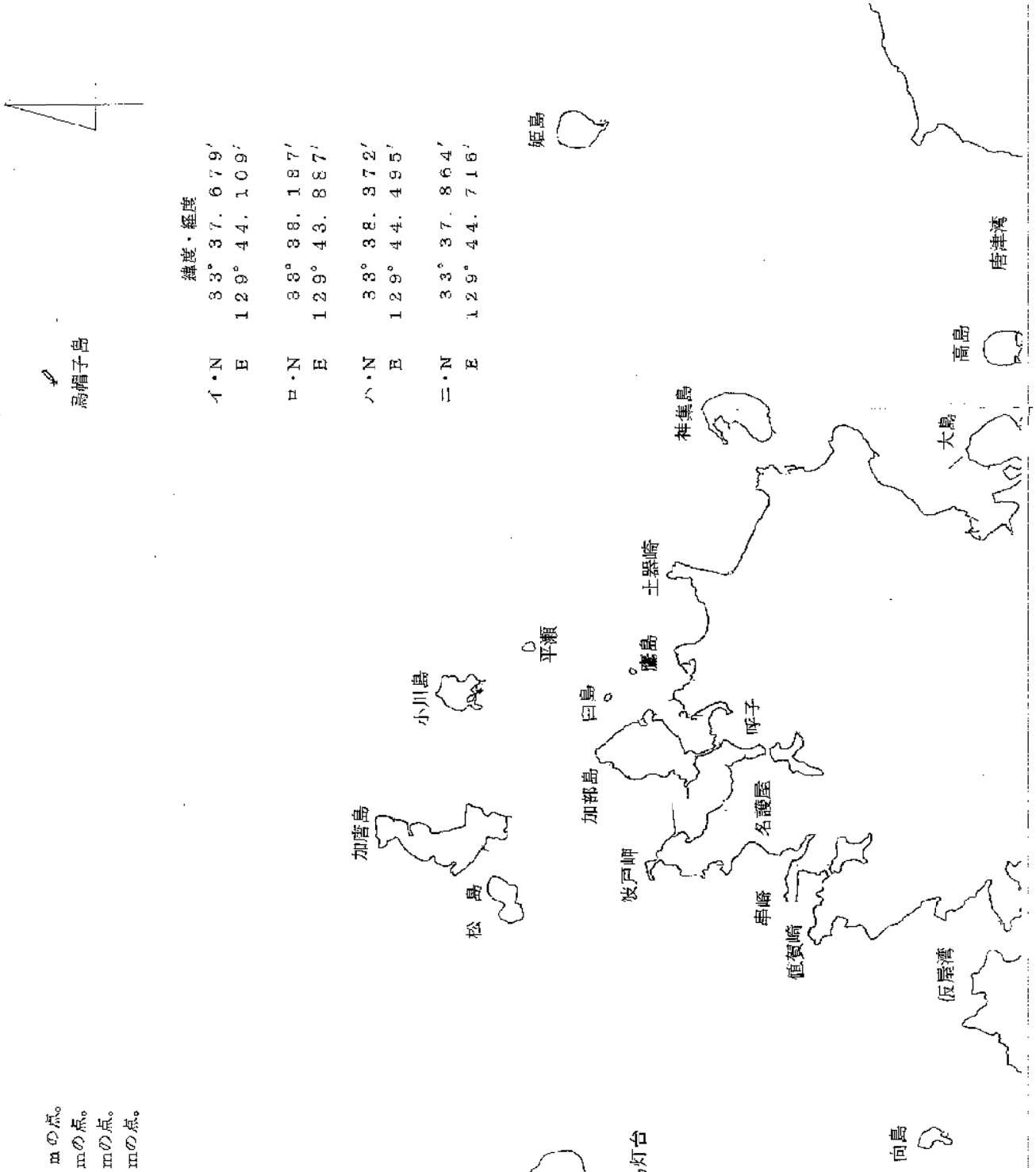
基点：肥前馬渡島灯台

- イ 基点より真方位340度00分へ7,500mの点。
- ロ イ点より真方位340度00分へ1,000mの点。
- ハ ロ点より真方位70度00分へ1,000mの点。
- ニ ハ点より真方位160度00分へ1,000mの点。

イ・ロ・ハ・ニ・イを順次に結んだ区域

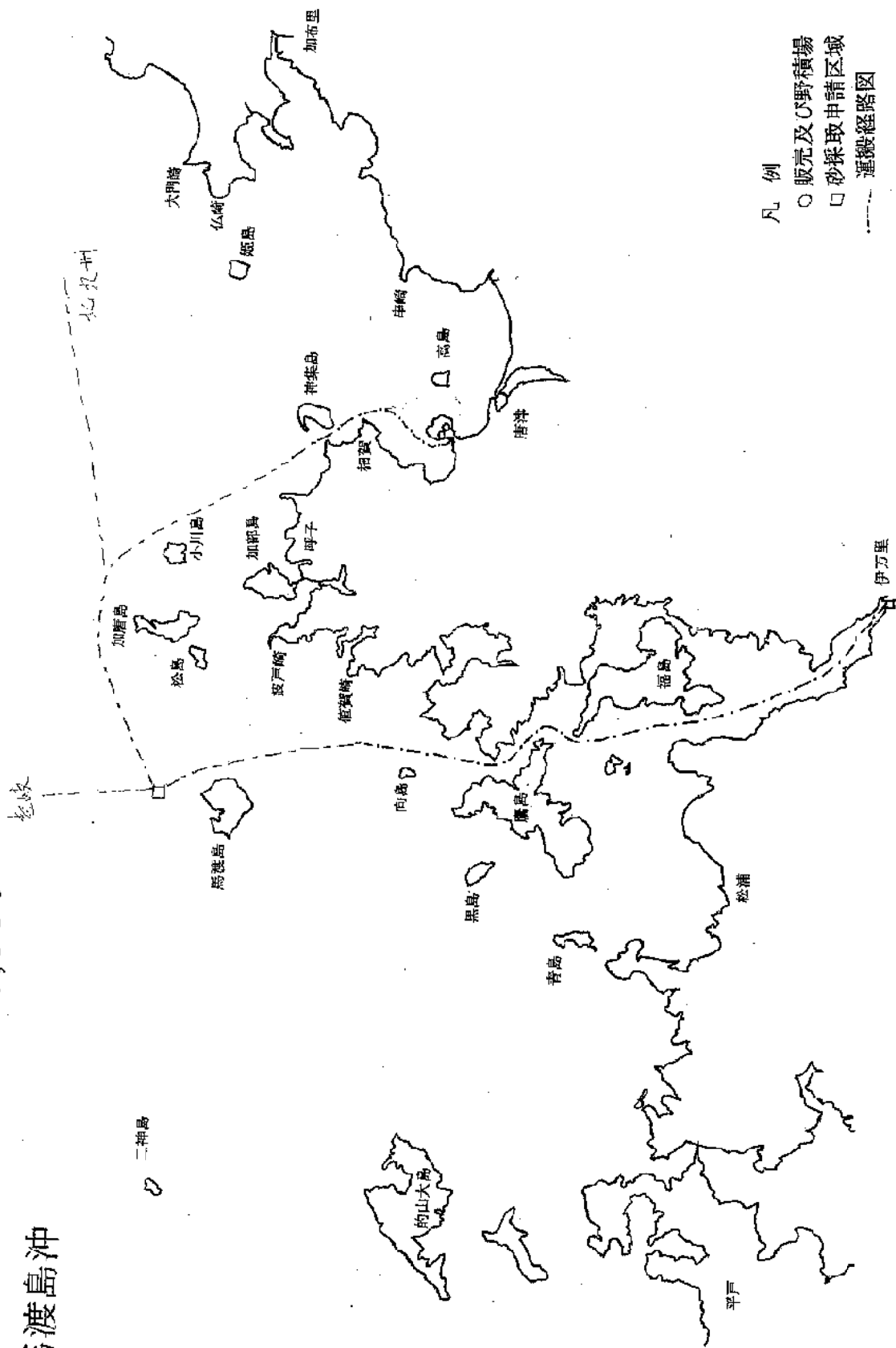


	緯度・経度
イ・N	33° 37. 679'
イ・E	129° 44. 109'
ロ・N	33° 38. 187'
ロ・E	129° 43. 887'
ハ・N	33° 38. 372'
ハ・E	129° 44. 495'
ニ・N	33° 37. 864'
ニ・E	129° 44. 716'



運搬経路見取図 1:200,000

馬渡島沖



佐賀県唐津市東大島町2番地、唐津湾新区砂採取協同組合 代表理事 二浦旦雄に漁業権に支障のない限り、下記の条件により砂採取に同意する。

記

1. 砂採取の場所

佐賀県唐津市鎮西町馬渡高沖

別紙図面の箇所

2. 使用採取船舶

採取船舶は唐津湾海区砂採取協同組合に所属する船舶で佐賀県知事の上砂採取許可書を所有する船舶であること。

3. 採取数量は 100,000立方メートルとする。

4. 砂採取の期間

令和5年 1月 1日より令和5年12月31日までとする。

5. 関係官公署より指示ある時は、両者協議の上善処する。

6. 採取協同組合は、各採取船の統制規正を確保にすること。

佐賀県唐津市海岸通り7182-233

佐賀玄海漁業協同組合

代表理事組合長 川 寄 和

佐賀県唐津市呼子町小川島227番地一
小川島漁業協同組合

代表理事組合長 川 添 光

佐賀県東松浦郡玄海町今村4923番地
外津漁業協同組合

代表理事組合長 尾 崎 行

佐賀県東松浦郡玄海町低屋398-5
仮屋漁業協同組合

代表理事組合長 山 口 忠

佐賀県唐津市肥前町大浦310-3
大浦浜漁業協同組合

代表理事組合長 坂 口 正

馬渡島沖採取地位地図

(1:100,000)

基点：肥前馬渡島灯台

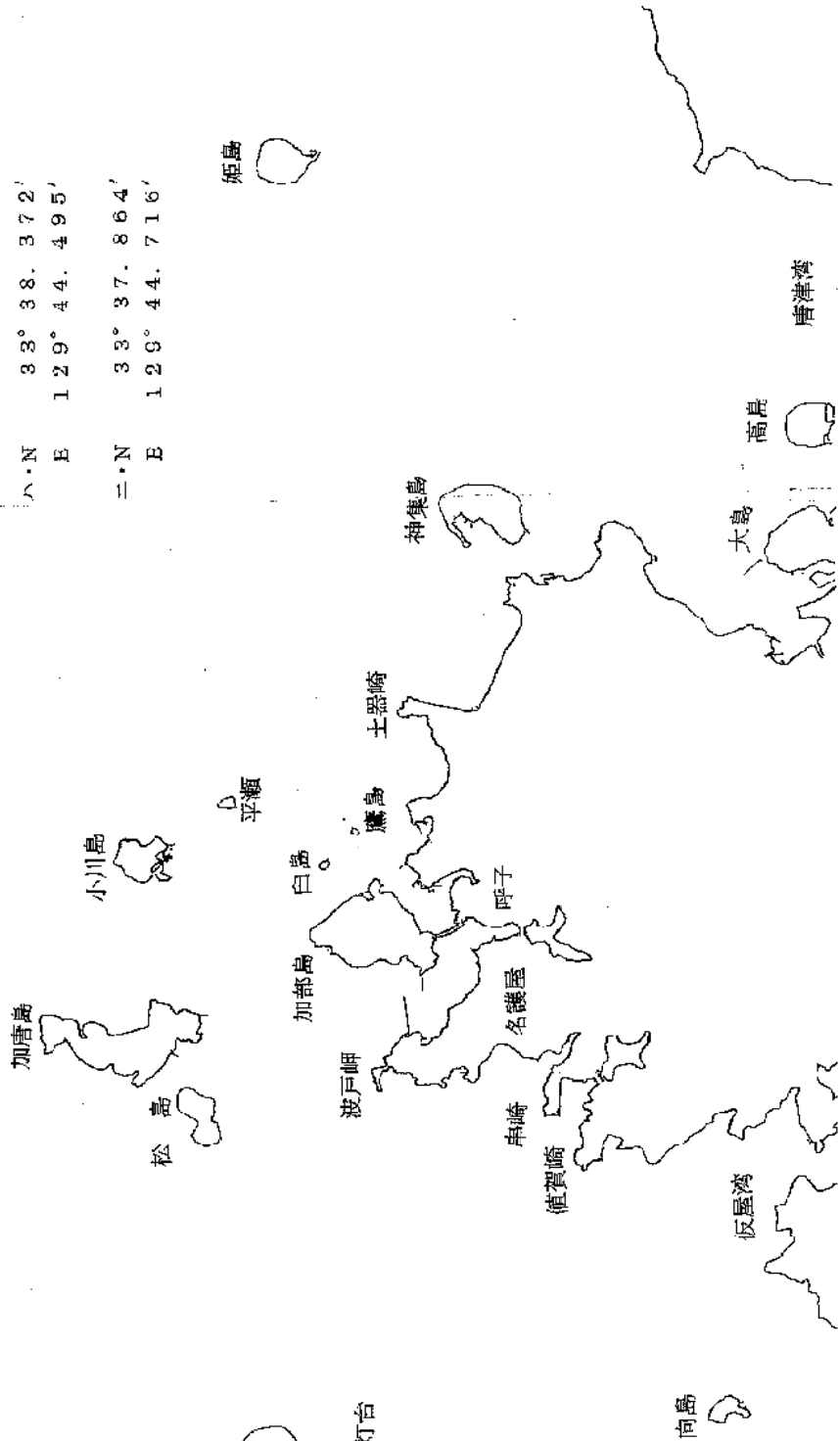
- イ 基点より真方位340度00分へ7,500mの点。
- ロ イ点より真方位340度00分へ1,000mの点。
- ハ ロ点より真方位70度00分へ1,000mの点。
- ニ ハ点より真方位160度00分へ1,000mの点。

イ・ロ・ハ・ニ・イを順次に結んだ区域



鳥帽子島

	緯度・経度
イ・N	33° 37. 679'
イ・E	129° 44. 109'
ロ・N	33° 38. 187'
ロ・E	129° 43. 887'
ハ・N	33° 38. 372'
ハ・E	129° 44. 495'
ニ・N	33° 37. 864'
ニ・E	129° 44. 716'



河第1295号の6
令和4年(2022年)12月2日

水産課長様

河川砂防課長

砂利採取計画認可申請に係る意見の聴取について(照会)

砂利採取法(昭和43年法律第74号)第16条の規定により、下記の砂利採取業者から別添のとおり砂利採取計画の認可申請がありました。

については、当該計画に関する公益上の支障の有無や認可に際しての注意事項等がありましたら、令和4年12月下旬までに回答をお願いします。

記

1 申請人

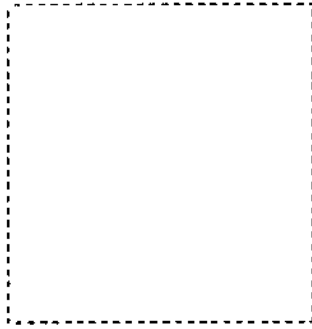
(1) 住 所	唐津市東大島町2番地
(2) 氏名又は名称 (法人は代表者)	唐津湾海区砂採取協同組合 代表理事 三浦 旦雄
(3) 登録年月日	昭和49年12月27日
(4) 登録番号	佐賀第75号

2 申請地

(1) 所在地・面積	唐津市呼子町 小川島北東沖 1,429,129平方メートル (別添採取地位置図)
(2) 新規・継続申請の別	継続



(担当) 管理第二担当
岩永 (内線 2689)



× 整理番号	
× 審査結果	
× 受理年月日	年 月 日
× 認可番号	

(注) ×印は記入しないこと

海砂利採取計画認可申請書

令和4年11月22日

佐賀県知事 山口 祥 義 様

住所
氏名または名称
及び法人にあっては
その代表者の氏名
生年月日

佐賀県唐津市東大島町2番地
唐津湾海区砂採取協同組合
代表理事 三 浦 且 雄

登録年月日

昭和 49年 12月 27日

登録番号

佐賀第 75号

(電話番号 0955 - 73 - 1521)

砂利採取法第16条及び佐賀県海砂利採取計画認可要綱の規定に基づき、次のとおり海砂利採取計画の認可を申請します。

誓 約

私は、このたびの申請を行うに当たり、次の事項について誓約します。

自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。

また、次の2から7までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

- 1 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- 2 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- 3 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- 4 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- 5 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- 6 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 7 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用している者

1 砂利採取場の区域

佐賀県唐津市呼子町 小川島沖

4.0 キロメートル (小川島北東沖)

面積

1,429,129 平方メートル

2 採取をする砂利の種類及び数量

(1) 砂利の種類 海砂

(2) 採取予定数量 20万 立方メートル

3 採取の期間

令和5年 1月 1日から令和5年12月31日まで

4 砂利の採取の方法及び砂利の採取のための設備その他の施設に関する事項

(1) 採取の方法等

回数	1 回/日
採取船	3 隻
方式	ポンプ方式
掘削深	3メートル以内

5 砂利の採取に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項

(1) 転載、沖積

沖積は行わない

湾内では転載する場合もある

(2) 採取時間

日出から日没迄

(3) 汚濁水の処理方法

自然排水

(4) 採取区域及び採取船の表示等

採取船には許可番号表示

採取区域は“GPS”で確認して指定区域を厳守する。

6 採取をした砂利の水切りの方法および設備その他の施設に関する事項

運行中採取船の排水ポンプによる水切り

7 採取する砂利の供給先及び用途（立方メートル）

区 分	建設業者	砂利販売業者	生コンクリート業者	自家消費	そ の 他
佐賀県内		200,000m ³			
福岡県内					
そ の 他					

(2) 採取用機械及び設備等

採取船名	船舶番号	船籍港	総トン数	用途	船舶所有者	人員	業務主任者	積載量	日採取量	年間採取量	ハット	ポンプ能力
げんか	第136502号	佐賀県	414 トン	砂採取船の押船	唐津海浜区砂採取協同組合	9名	茶池 健 哉	2,997㎡	2,997㎡	80,000㎡	8.5㎡	2.6時
バージげんかい	▲18W70002	唐津市	2,950 トン	砂採取作業船								
第七げんかい	第148189号	佐賀県	407 トン	砂採取船の押船	唐津海浜区砂採取協同組合	9名	宮田 勲 司	2,981㎡	2,381㎡	80,000㎡	7㎡	2.6時
バージ第七げんかい	▲33E70001	唐津市	3,395 トン	砂採取作業船								
第88住岩丸	第143438号	長崎県	417 トン	砂採取船の押船	住若津運株式会社	8名	三浦 良 口	8,849㎡	8,849㎡	40,000㎡	0㎡	2.6時
バージ 慶 洋	▲31E70001	志岐市	4,060 トン	砂採取作業船								
合 計						26名			9,327㎡	200,000㎡		

小川島北東沖採取地位置図

(1:100,000)

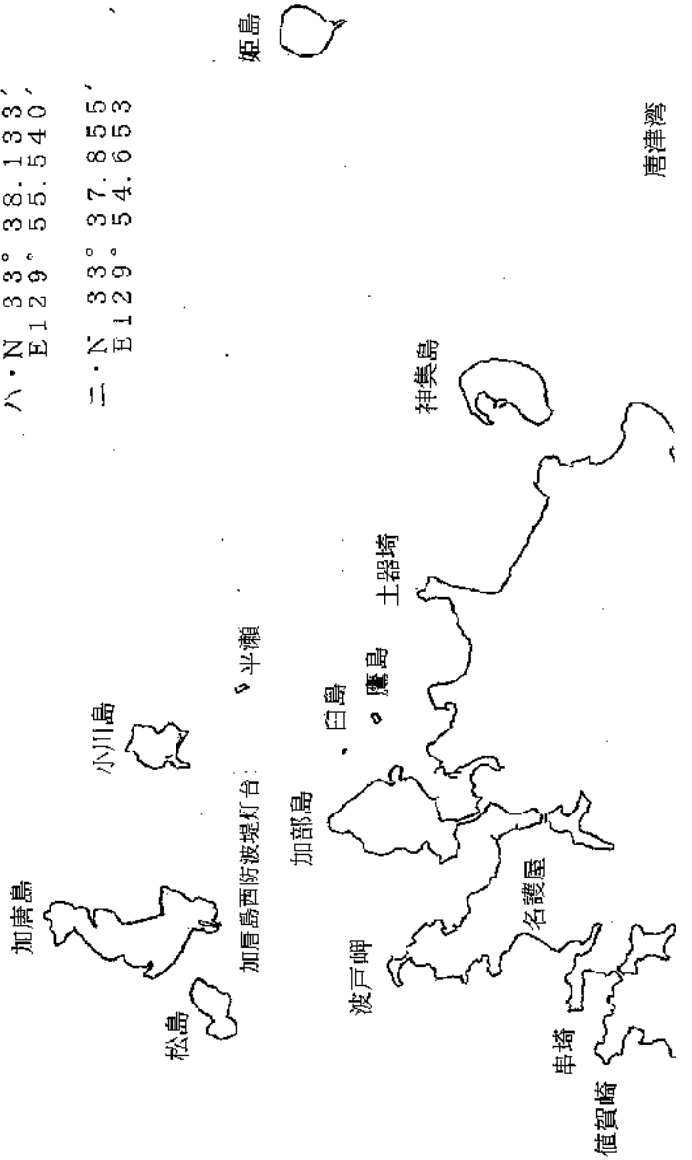
基点：加磨島港西防波堤灯台

- イ、基点より真方位 36度51分へ7, 367.4mの点
 - ロ、イ点より真方位 70度00分へ1, 430mの点。
 - ハ、ロ点より真方位162度00分へ1, 000mの点。
 - ニ、ハ点より真方位250度00分へ1, 430mの点。
- イ・ロ・ハ・ニ・イを順次に結んだ区域

烏帽子島

経度・緯度

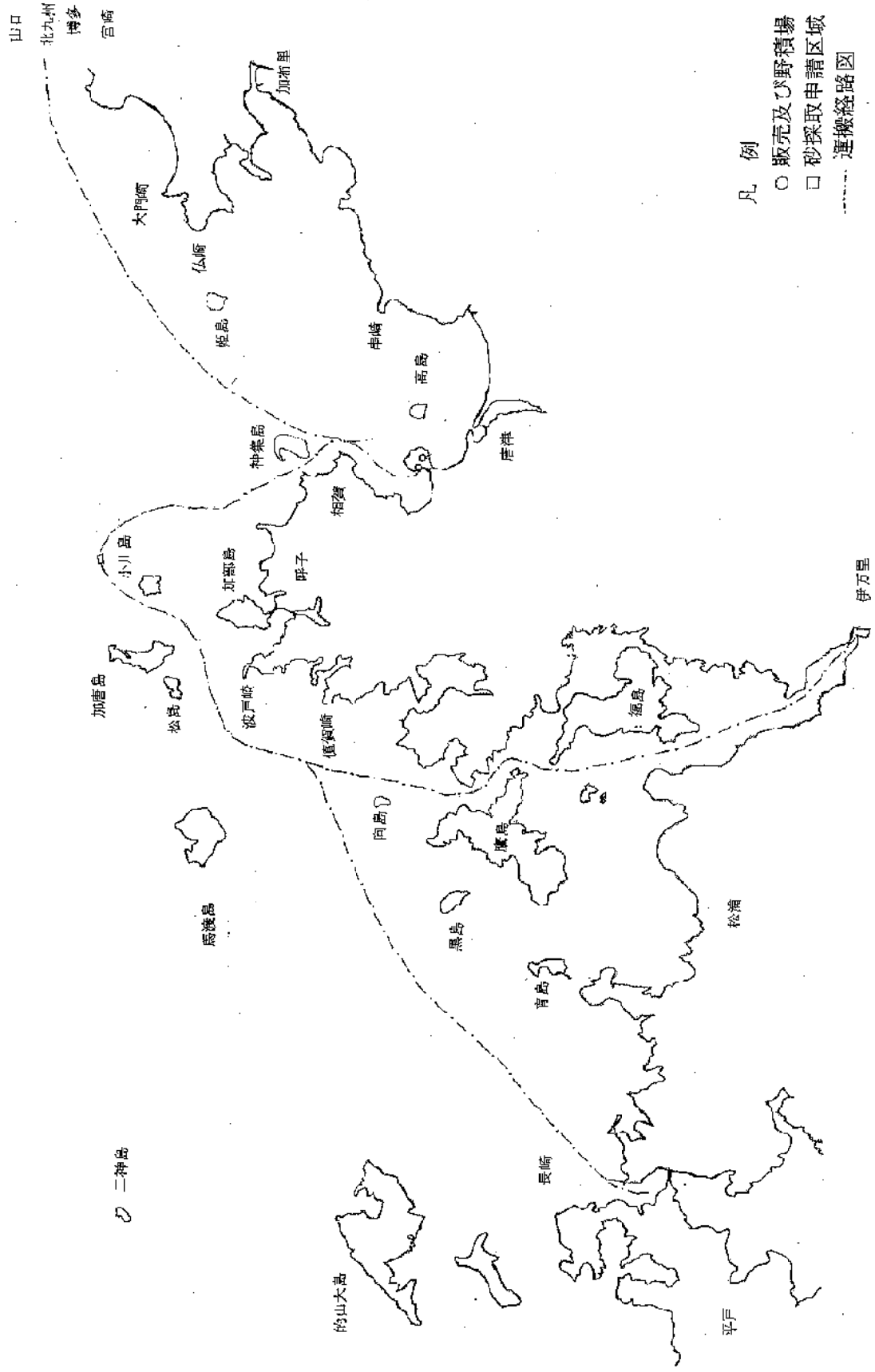
- イ・N 33° 38.367'
- E129° 54.447'
- ロ・N 33° 38.639'
- E129° 55.313'
- ハ・N 33° 38.133'
- E129° 55.540'
- ニ・N 33° 37.855'
- E129° 54.653'



運搬経路見取図 1:200,000

小川島北東沖

鳥帽子島



- 凡例
- 販売及び野積場
 - 砂採取申請区域
 - 運搬経路

同意書

佐賀県唐津市海岸通り7182-238

佐賀玄海漁業協同組合

代表理事組合長 川 寄 和

佐賀県唐津市東大島町2番地、唐津湾海区砂採取協同組合 代表理事 三浦旦雄に漁業権に支障のない限り、下記の条件により砂採取に同意する。

佐賀県唐津市鷹形石3020

尾形石漁業協同組合

代表理事組合長 平 田 芳

1. 砂採取の場所

佐賀県唐津市呼子町小川島北東沖

佐賀県唐津市呼子町小川島227番地

小川島漁業協同組合

別紙図面の箇所

代表理事組合長 川 添 光

2. 使用採取船舶

採取船舶は唐津湾海区砂採取協同組合に所属する船舶で佐賀県知事の土砂採取許可書を所有する船舶であること、

3. 採取数量は 200,000立方メートルとする。

4. 砂採取の期間

令和5年 1月 1日より令和5年12月31日までとする。

5. 関係官公署より指欠ある時は、両者協議の上善処する。

6. 採取協同組合は、各採取船の統制規正を確保にすること。

令和4年11月16日

小川島北東沖採取地位置図

(1:100,000)

基点：加唐島港西防波堤灯台

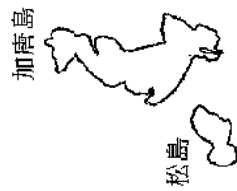
- イ、 基点より真方位 36度51分へ7, 367.4mの点
- ロ、 基点より真方位 70度00分へ1, 430mの点
- ハ、 基点より真方位 162度00分へ1, 000mの点
- ニ、 基点より真方位 250度00分へ1, 430mの点

イ・ロ・ハ・ニ・イを順次に繰んだ区域

経度・緯度

- イ・N 33° 38.367'
- E 129° 54.447'
- ロ・N 33° 38.639'
- E 129° 55.313'
- ハ・N 33° 38.133'
- E 129° 55.540'
- ニ・N 33° 37.855'
- E 129° 54.653'

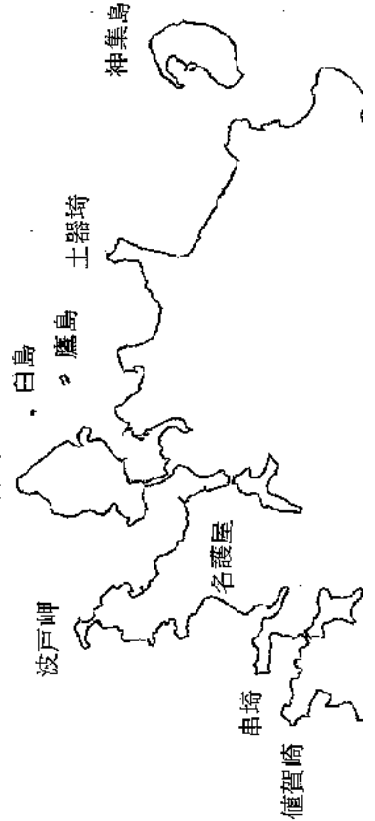
烏帽子島



加唐島西防波堤灯台 平瀬



加部島



唐津湾

水産第 3659 号
令和 4 年 12 月 8 日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川 寄 和 正 様

佐賀県知事 山 口 祥



唐津市統括支所（大島地区）におけるカキ試験養殖について（協議）

このことについて、別紙のとおり佐賀玄海漁業協同組合から申請がありましたので、試験養殖処理要綱第 4 条の規定により貴委員会の意見を求めます。

担当：農林水産部水産課漁業調整担当
電話：0952-25-7145

試験養殖承認申請書

令和 4 年 12 月 1 日

佐賀県知事 山口 祥義 様

佐賀県唐津市海岸通 718
佐賀玄海漁業協同組合
代表理事組合長 川寄

下記のとおり試験養殖の承認を受けたいので、申請いたします。

記

- 1 目的 カキ類の養殖試験（筏方式）
- 2 水産物の名称 カキ類
- 3 漁場の位置及び区域並びに面積
松区第 3 0 1 号（魚類小割養殖業）漁場の一部
10m×10m の養殖試験筏を 4 基 計 3,000 m²
- 4 試験養殖期間 試験養殖の承認日より 1 年間
- 5 養殖の方法及び規模
方法；稚ガキの付いたホタテ殻垂下連
規模；10m×10m の養殖試験筏を 4 基

添付資料

- (1) 理由書
- (2) 養殖試験計画書
- (3) 漁場位置及び区域図（別紙 1）
- (4) 同意書

理由書

現在、玄海地区の漁業は、水揚量の減少、魚価の低迷に加え、組合員の減少など厳しい状況に置かれており、複合経営種として養殖管理にあまり手がかからないマガキなどの二枚貝などの養殖が増加している。

佐賀玄海漁業協同組合唐津市統括支所(以下「唐津市統括支所」という)管内においても、唐津市鳩川地先(松区第502号および松区第503号、以下「鳩川地先」という)でカキ類養殖を実施しており、一定の生産成果が得られている。

しかしながら、鳩川地先は外洋からの風波の影響、特に冬期の強い季節風による風波の影響を受け易く、マガキ出荷の最盛期である冬期に季節風により養殖管理・出荷作業が出来ない日も多々ある。

さらに、唐津市統括支所では漁業新規就業者の受入れを行っているが、鳩川地先のカキ養殖区画は既に手狭になっており、漁業新規就業者に割り振るカキ養殖区画の確保が喫緊の課題となっている。

それで、現在、鳩川地先の近隣海域の唐津市大島地先(大島西側)の休止中の魚類小割式養殖業区画漁業権漁場(以下「松区第302号」という)の一面において、カキ類の試験養殖を行っており、松区第302号のカキ養殖区画への転用の可否のための知見を収集しているところである。

なお、唐津市大島東側にも、休止中の魚類小割式養殖業区画漁業権漁場(以下「松区第301号」という)があり、こちらについても、有効活用が検討されております。

そこで、今回、この松区第301号の一面においてカキ類の試験養殖を行い、松区第302号のカキ養殖区画への転用の可否のための知見も収集することにした。

その内容として、水産振興センターの指導の下、松区第301号の一面を利用してカキ類の試験養殖を行い、生残・身入りの把握を行うとともに、鳩川地先との生残、身入りの比較を行うものである。

住 所 佐賀県唐津市海岸通 7182 番地 〇〇〇
氏 名 佐賀玄海漁業協同
代表理事組合長 川 寄 和

カキ類試験養殖計画書

現在、玄海地区の漁業は、水揚量の減少、魚価の低迷に加え、組合員の減少など厳しい状況に置かれており、複合経営種として養殖管理にあまり手がかからないマガキなどの二枚貝などの養殖が増加している。

佐賀玄海漁業協同組合唐津市統括支所(以下「唐津市統括支所」という)管内においても、唐津市鳩川地先(松区第502号および松区第503号、以下「鳩川地先」という)でカキ類養殖を実施しており、一定の生産成果が得られている。

しかしながら、鳩川地先は外洋からの風波の影響、特に冬期の強い季節風による風波の影響を受け易く、マガキ出荷の最盛期である冬期に季節風により養殖管理・出荷作業が出来ない日も多々ある。

さらに、唐津市統括支所では漁業新規就業者の受入れを行っているが、鳩川地先のカキ養殖区画は既に手狭になっており、漁業新規就業者に割り振るカキ養殖区画の確保が喫緊の課題となっている。

それで、現在、鳩川地先の近隣海域の唐津市大島地先(大島西側)の休止中の魚類小割式養殖業区画漁業権漁場(以下「松区第302号」という)の一面において、カキ類の試験養殖を行っており、松区第302号のカキ養殖区画への転用の可否のための知見を収集しているところである。

なお、唐津市大島東側にも、休止中の魚類小割式養殖業区画漁業権漁場(以下「松区第301号」という)があり、こちらについても、有効活用が検討されております。

そこで、今回、この松区第301号の一面においてカキ類の試験養殖を行い、松区第302号のカキ養殖区画への転用の可否のための知見も収集することにした。

その内容として、水産振興センターの指導の下、松区第301号の一面を利用してカキ類の試験養殖を行い、生残・身入りの把握を行うとともに、鳩川地先との生残、身入りの比較を行うものである。

1. 試験の概要

(1) 実施場所:唐津市大島地先(別図1)

松区第301号(魚類小割養殖業)の一部を使用

(2) 実施期間:令和4年12月以降(当該養殖試験が承認され次第)～令和5年11月

(3) 試験内容

a) カキ類

ア 概要

筏式(鉄製)

イ 養殖施設(別図2、別図3のとおり)

・10m×10m筏 4基 計 3,000 m²

・その他の養殖方法は、鳩川地先と同様

ウ 試験方法

令和4年12月以降(養殖試験承認後)に筏およびカキ種苗を試験海域に設置

・設置後は令和5年8月頃まで、通常の養殖管理、月1回毎に生残確認

・同9月から10月にかけて生残・身入り試験

・同11月に試験出荷を行った後、試験終了・片付け

エ 養殖スケジュール

	R4.12月	R5.1月	3月	6月	8月	9月	10月	R5.11月
作業内容	筏・種苗→→ 設置		養殖管理・生残確認		→生残・身入り試験		→→ 試験出荷 試験終了・ 片付け	

2. 安全対策

施設の維持管理については、唐津市統括支所が適切に管理を行う。

3. その他

(緊急時の措置)

台風の接近などになり災害が起こる可能性が懸念される場合は、養殖施設の補強、撤去などの措置を速やかに行うこととする。

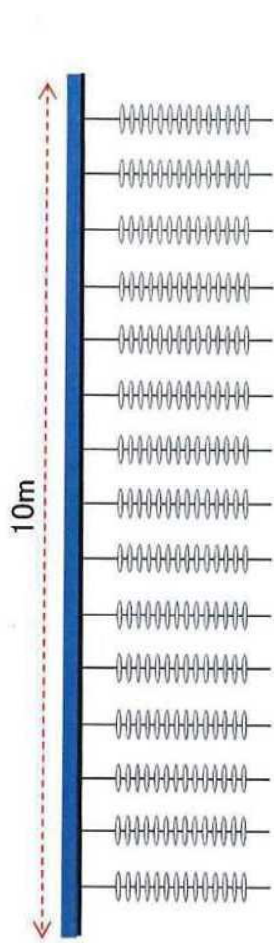
また、万一本試験養殖に起因する事故・トラブル等が発生した場合は、当支所で責任を持って対応することとする。

○ 緊急時の連絡先

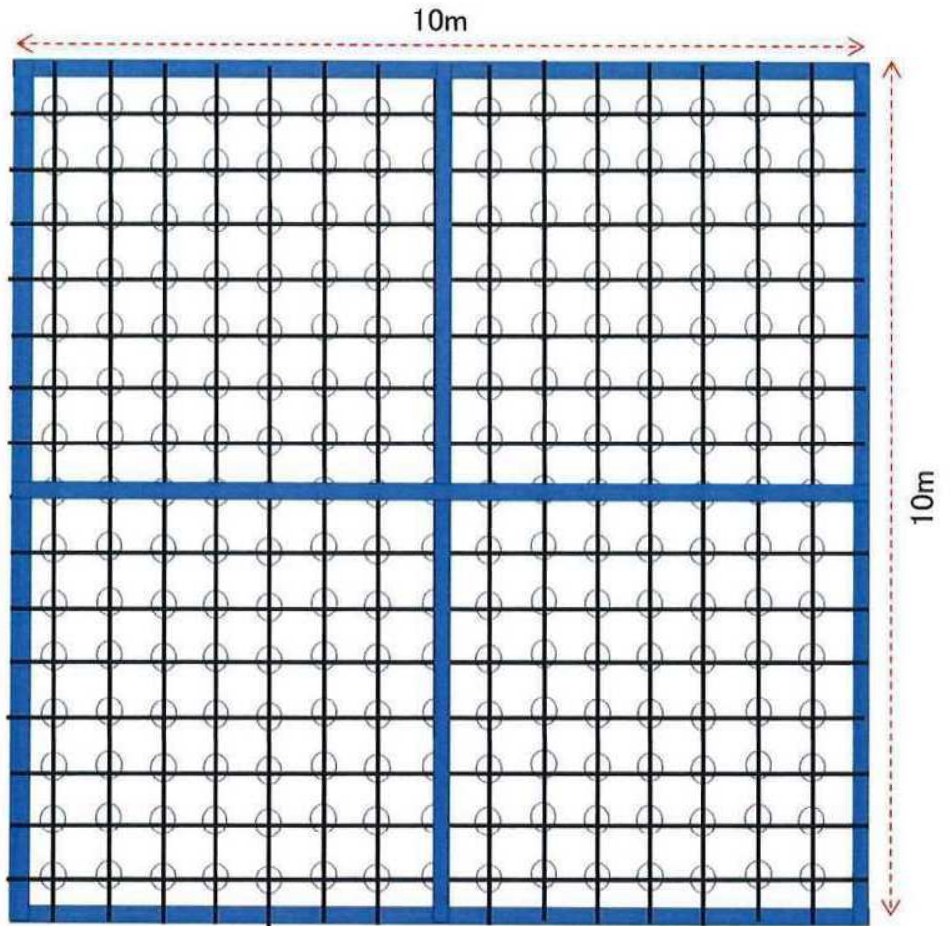
佐賀玄海漁業協同組合唐津市統括支所 0955-73-2662



別図 2

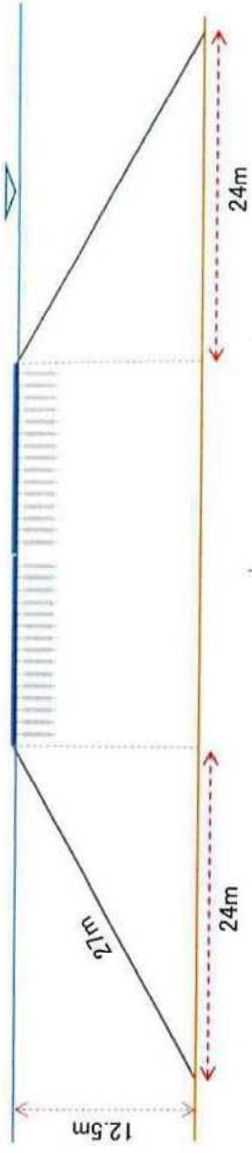


垂直図

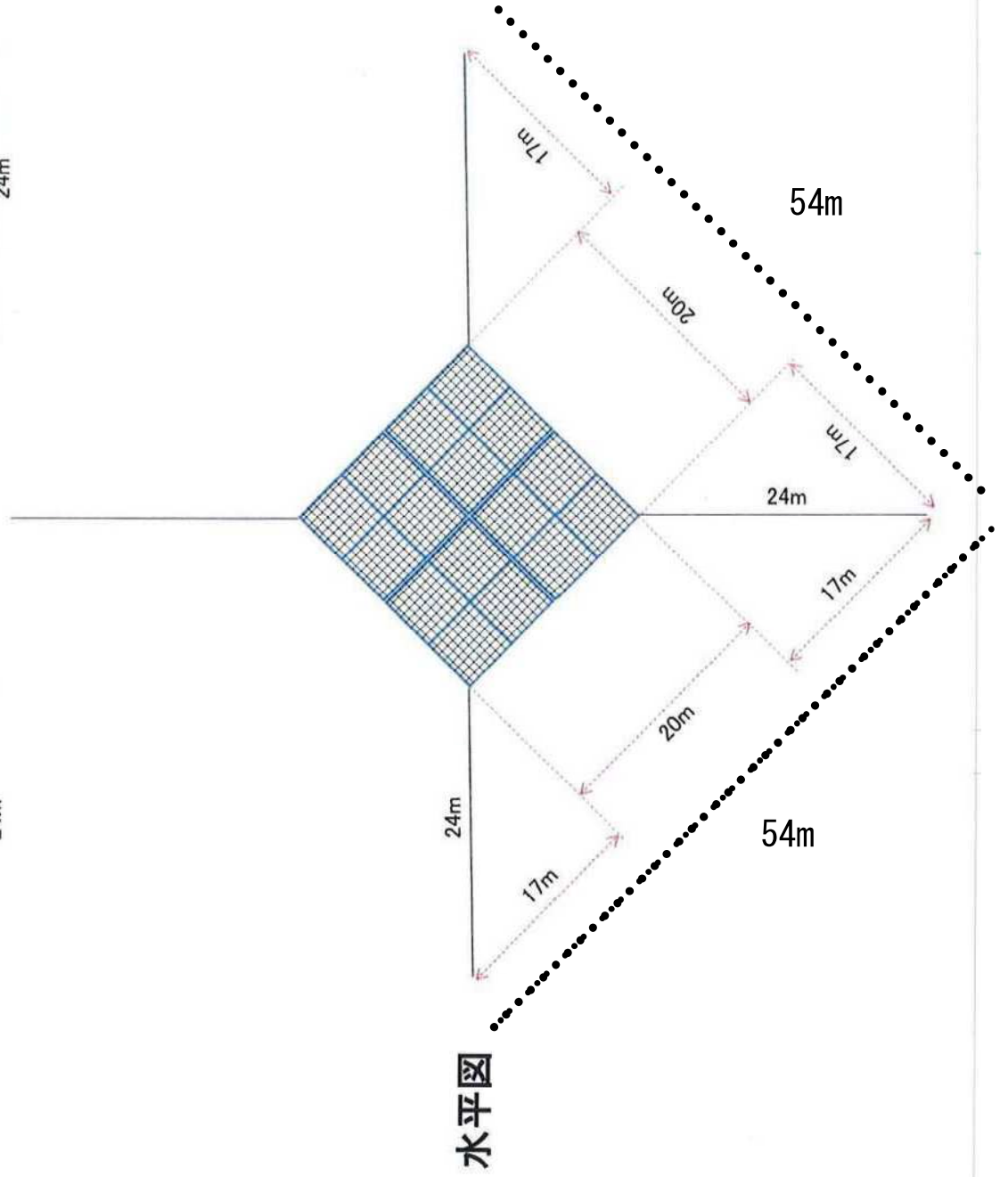


水平図

別図3

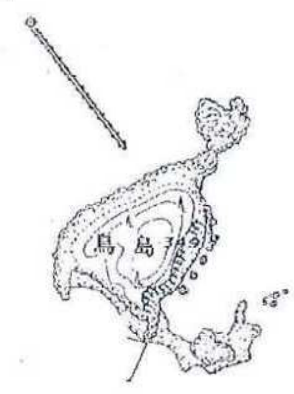
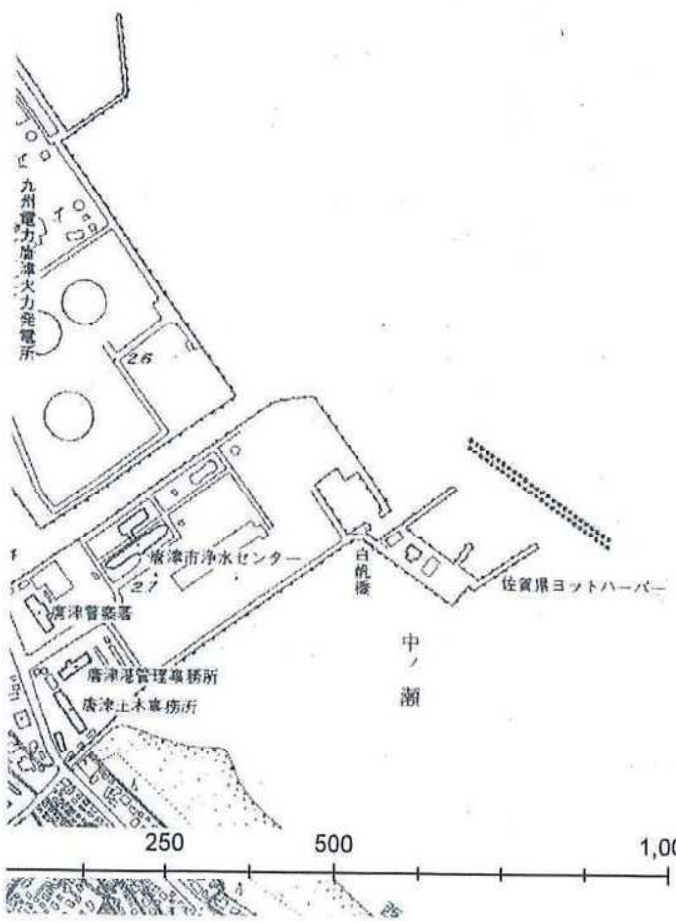
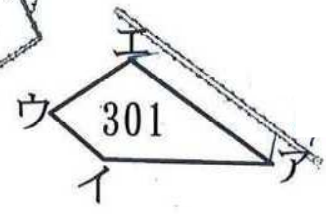
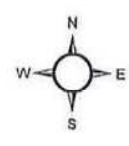
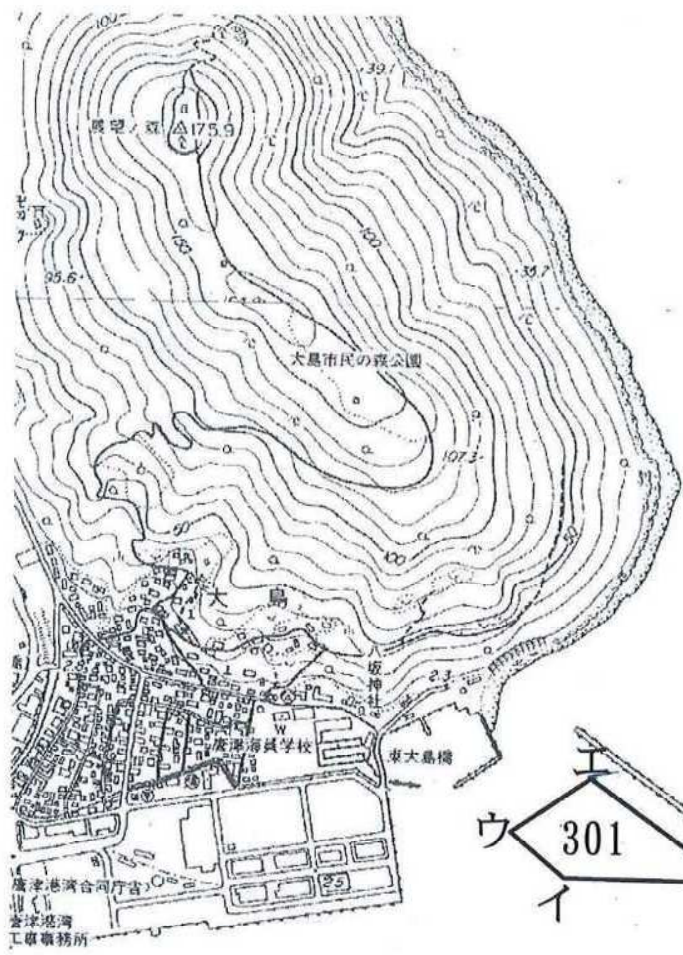


垂直図



水平図

$$54\text{m} \times 54\text{m} \doteq 3000\text{m}^2$$



同意書

松区第301号（魚類小割養殖業）漁場内で実施予定の、
カキ試験養殖につきましては同意します。

令和 4 年 / 2 月 / 日

住 所	氏 名	印
唐津市唐房 [REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
唐津市唐房 [REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
唐津市唐房 [REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
唐津市浦 [REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
唐津市浦 [REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
唐津市東大島町 [REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]

住所は代書可、氏名は代書不可。

住所は番地まで記入すること。

印は鮮明に押印すること。

令和4年カキ試験養殖業務委託契約書

令和4年試験養殖業務の委託について、唐津市（以下「甲」という。）と佐賀玄海漁業協同組合（以下「乙」という。）との間に、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、カキ試験養殖業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

乙は、善良な管理者の注意をもって、委託業務を誠実に履行しなければならない。

（委託業務の内容）

第2条 乙が行う委託業務の内容は、別紙試験養殖計画のとおりとする。

2 委託業務の履行に必要な手続きは、乙が行う。

（状況報告）

第3条 甲は、委託業務の状況について、随時報告を求めることができる。

（委託期間）

第4条 業務の委託期間は、試験養殖承認日から令和5年11月30日までとする。

（費用負担）

第5条 委託業務の履行に関し、必要な費用は、全て乙の負担とする。

（成果）

第6条 委託業務の履行によって得られた成果は、全て乙に帰属する。

（契約の解除等）

第7条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、乙に対し委託業務の全部若しくは一部の停止を命じ、甲、乙協議のうえ、この契約の解除又は一部変更を行うことができる。

(1) 乙がこの契約に違反したとき

(2) 乙が委託業務を遂行することが困難であると甲が認めるとき

2 乙は、甲の原因により委託業務の遂行が困難になったときは、甲、乙協議のうえ、この契約の解除又は一部変更を行うことができる。

(損害賠償)

第8条 乙は、委託業務の実施に関し、故意又は過失により甲又は第三者に損害を与えたときは、これを賠償しなければならない。

(契約外事項の処理)

第9条 この契約書に定めのない事項又はこの契約の履行に際し疑義が生じたときは、関係法令の定めによるもののほか、甲、乙協議のうえ決定し処理するものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和4年12月1日

甲 唐津市西城内1番1号

唐 津 市

唐津市長 峰

乙 唐津市海岸通7182番地2

佐賀玄海漁業協同組合

代表理事組合長 川 寄

唐 農 水 第 1042 号
令 和 4 年 12 月 1 日

佐賀県知事 山口 祥義 様

唐津市長 峰 達

試験養殖承認申請について（副申）

当市の水産業の振興に関しまして、かねてよりご協力いただきお礼申し上げます。

さて、令和4年12月1日付けで佐賀玄海漁業協同組合代表理事組合長 川寄和正より、佐賀玄海漁業組合唐津市統括支所におけるカキ養殖の取組みについて、試験養殖の申請書が提出されました。この件について、意見を添えて提出しますので、よろしくお願いたします。

意見書

佐賀玄海漁業協同組合唐津市統括支所においては、唐津市鳩川地先でカキ類養殖を実施しており、一定の生産成果が得られています。

しかしながら、その鳩川地先では、マガキ出荷最盛期である冬期の季節風による外洋の風波の影響で、養殖管理や出荷作業の停止を余儀なくされることを問題視されており、加えてカキ養殖区画は手狭で、新規就業者受入れという点においても、早急に解決する必要があると考えております。

そこで、鳩川地先の近隣海域である大島地先の休止中の魚類小割式養殖業区画漁業権漁場(以下「松区第302号」)において、試験養殖を行っているところです。

また、大島東側にも休止中の魚類小割式養殖業区画漁業権漁場(以下「松区第301号」)があり、こちらについても有効活用が検討されています。

玄海地区の漁業の状況は依然厳しく、複合経営種として、養殖管理に最小限のコストで行えるカキの試験養殖は、良案であると考えており、玄海水産振興センターの指導のもと、松区第301号の一面を利用し、カキ類の試験養殖を行うことを、よろしくお取り計らいくださいますよう、お願いいたします。

令和4年12月1日

佐賀県知事 山口 祥義 様

唐津市長 峰 達



水産第 3669 号
令和 4 年 12 月 8 日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川 嵯 和 正 様

佐賀県知事 山 口 祥 義

唐津市統括支所（湊地区）におけるワカメ・コンブ試験養殖について（協議）

このことについて、別紙のとおり佐賀玄海漁業協同組合から申請がありましたので、試験養殖処理要綱第 4 条の規定により貴委員会の意見を求めます。

担当：農林水産部水産課漁業調整担当
電話：0952-25-7145

試験養殖承認申請書

令和4年 | 2月 | 日

佐賀県知事 山口 祥義 様

佐賀県唐津市海岸通 7182
佐賀玄海漁業協同組合
代表理事組合長 川寄 利

下記のとおり試験養殖の承認を受けたいので、申請いたします。

記

- 1 目的 ワカメ・コンブ養殖試験（ロープ延縄式）
- 2 水産物の名称 ワカメ・コンブ
- 3 漁場の位置及び区域並びに面積
唐津市湊地先
計3,000㎡（別紙1を参照）
- 4 試験養殖期間 試験養殖の承認日より令和5年5月31日
- 5 養殖の方法及び規模
方法；ロープ延縄式
規模；20m×80m=1,600㎡ 1箇所（別紙2を参照）
50mの養殖ロープ5本を設置

添付資料

- (1) 理由書
- (2) 養殖試験計画書
- (3) 漁場位置及び区域図（別紙1）
- (4) 養殖施設概要図（別紙2）

理由書

佐賀県玄海漁業協同組合唐津市統括支所・湊地区（以下、湊地区）の主な漁業種類は、海士漁業・サワラ引縄漁業・キス網漁業、小型底曳網漁業である。

しかしながら、湊地区においても、漁業を取り巻く環境は年々厳しさを増し、資源の減少、魚価の低迷、後継者不足、漁業者の高齢化など、様々な問題を抱えている。

特に、同地区での主要漁業である海士漁業においては、近年の磯焼け等でアカウニ、アワビ等の餌料となるワカメ等海藻が減少しており、アカウニ、アワビ等の放流も行っているが身の入りが悪い。さらに放流してもなかなか生き残らず水揚向上に繋がっていない。また、漁業者の後継者不足、高齢化に伴い漁業の効率化を早急に図る必要がある。

そのような中、湊地区の漁業者間でアカウニ、アワビ等の養殖による生産の効率化、計画的な出荷の実施、アカウニ、アワビ等の餌料となるとともに単独出荷で漁業収入が見込めるワカメ・コンブ等の養殖への要望が出てきた。

そこで、これから養殖漁期となるワカメ・コンブ等の試験養殖に取り組むことにした。

住 所 佐賀県唐津市海岸通 7182 番地
氏 名 佐賀玄海漁業協同組合
代表理事組合長 川寄 和正

ワカメ・コンブ養殖試験計画書

佐賀県玄海漁業協同組合唐津市統括支所・湊地区(以下、湊地区)の主な漁業種類は、海士漁業・サワラ引縄漁業・キス網漁業、小型底曳網漁業である。

しかしながら、湊地区においても、漁業を取り巻く環境は年々厳しさを増し、資源の減少、魚価の低迷、後継者不足、漁業者の高齢化など、様々な問題を抱えている。

特に、同地区での主要漁業である海士漁業においては、近年の磯焼け等でアカウニ、アワビ等の餌料となるワカメ等海藻が減少しており、アカウニ、アワビ等の放流も行っているが身の入りが悪い。さらに放流してもなかなか生き残らず水揚向上に繋がっていない。また、漁業者の後継者不足、高齢化に伴い漁業の効率化を早急に図る必要がある。

そのような中、湊地区の漁業者間でアカウニ、アワビ等の養殖による生産の効率化、計画的な出荷の実施、アカウニ、アワビ等の餌料となるとともに単独出荷で漁業収入が見込めるワカメおよびコンブの養殖への要望が出てきた。

そこで、これから養殖漁期となるワカメおよびコンブの試験養殖に取り組むことにした。

そして、今回の試験養殖で得られる各種データを、ワカメおよびコンブ養殖区画漁業権免許の取得のための根拠データとするとともに、本養殖を実施する際の基礎データとする。

1. 試験の概要

(1) 実施場所:唐津市湊地先(別図1のとおり)

(2)実施期間:試験養殖の承認日～令和5年5月

(3)試験内容

a) 概要

ロープ延縄式

b) 養殖施設(別図2のとおり)

・20m×80m=1600㎡ 1箇所

・50mの養殖ロープ5本を設置

c) 試験方法

・令和4年12月に養殖施設(錨・ロープ等)の準備

・水温が適水温に成りしだい試験養殖開始(水温 16℃以下;適水温 13～15℃)

・間引き等の管理を行いながら、養殖可能性を実証

・令和5年5月末 施設撤去

d) 養殖スケジュール

	R4.12月	R5.1月	2月	3月	4月	5月末
作業内容	養殖施設準備	→試験養殖開始		間引き等の管理		→片付け

2. 安全対策

施設の維持管理については、佐賀県玄海漁業協同組合唐津市統括支所が適切に管理を行う。

3. その他

(緊急時の措置)

台風の接近などになり災害が起こる可能性が懸念される場合は、養殖施設の補強、撤去などの措置を速やかに行うこととする。

また、万一本試験養殖に起因する事故・トラブル等が発生した場合は、当支所で責任を持って対応することとする。

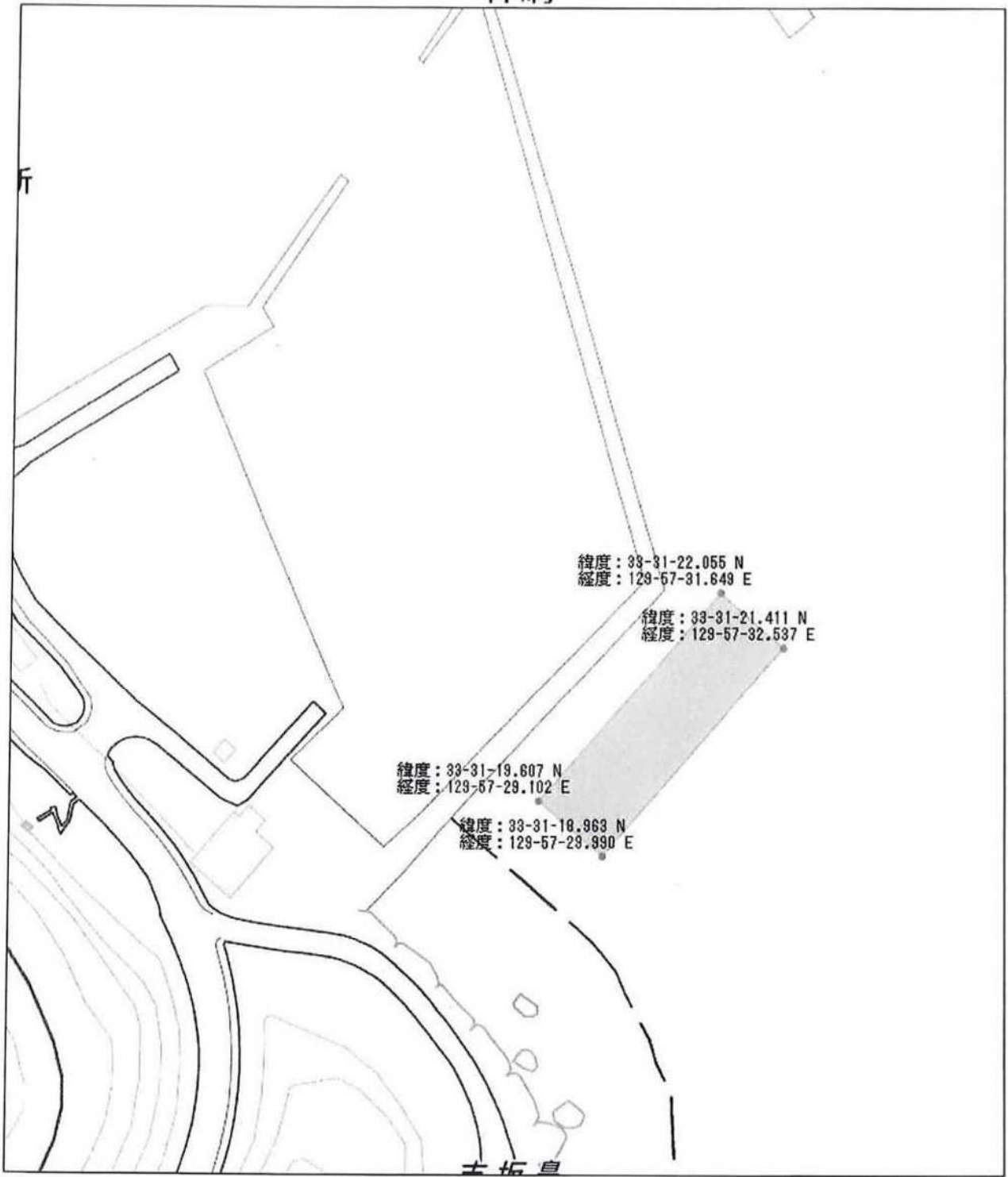
○ 緊急時の連絡先

佐賀玄海漁業協同組合唐津市統括支所 0955-73-2662

【 位置図 】



印刷

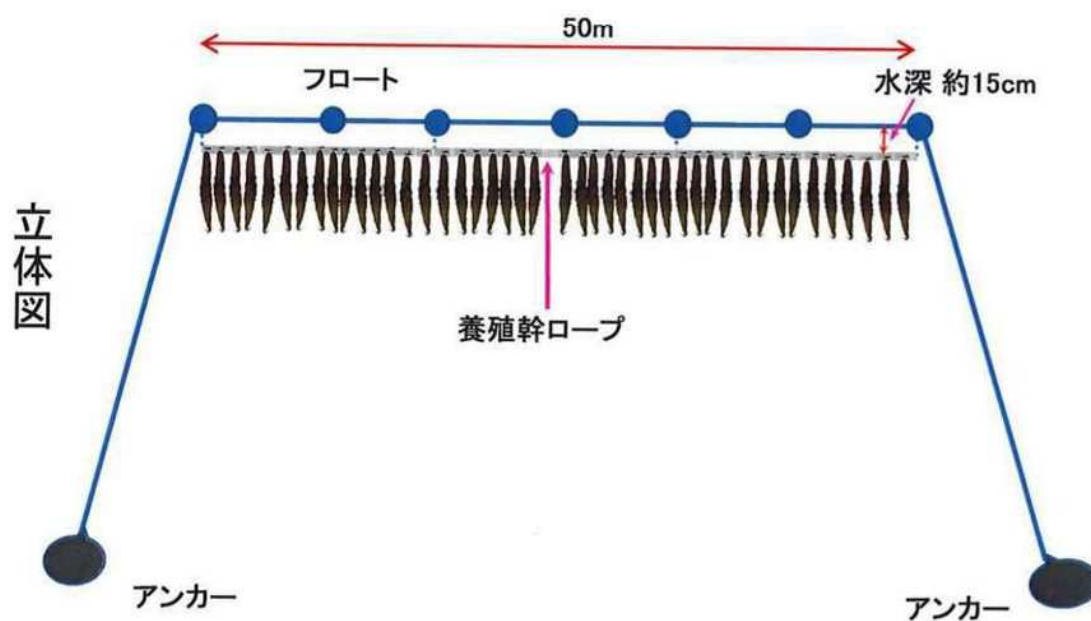
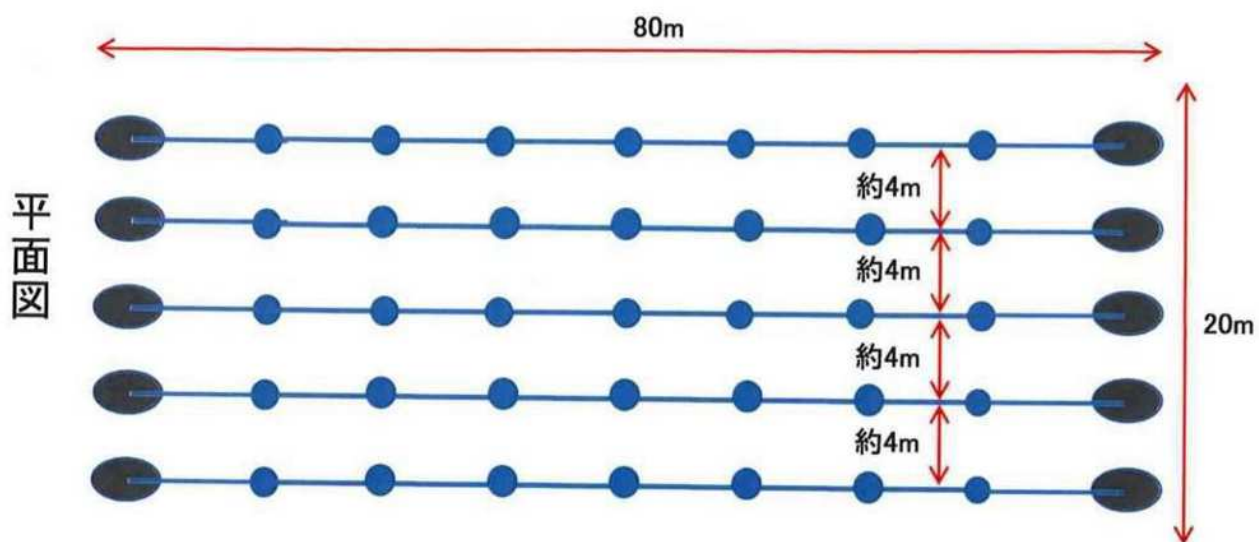


60m

0.2mm



別図2



養殖施設概要図

同意書

松共第8号共同漁業権、漁場内で実施予定の試験養殖につきましては同意します。

令和4年/2月/日

住 所	氏 名	印
唐津市湊町		
唐津市湊町		
唐津市湊町		
唐津市湊町		
唐津市湊町		
唐津市湊町		
唐津市湊町		
唐津市湊町		
唐津市湊町		
唐津市湊町		

住所は代書可、氏名は代書不可。
住所は番地まで記入すること。
印は鮮明に押印すること。

同意書

松共第8号共同漁業権、漁場内で実施予定の試験養殖につきましては同意します。

令和4年/2月/日

住 所	氏 名	印
唐津市湊町		
唐津市湊町		
唐津市湊町		
唐津市湊町		
唐津市湊町		
唐津市湊町		
唐津市湊町		
唐津市湊町		
唐津市湊町		
唐津市湊町		
唐津市湊町		
唐津市湊町		

住所は代書可、氏名は代書不可。

住所は番地まで記入すること。

印は鮮明に押印すること。

令和4年ワカメ・コンブ試験養殖業務委託契約書

令和4年試験養殖業務の委託について、唐津市（以下「甲」という。）と佐賀玄海漁業協同組合（以下「乙」という。）との間に、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、ワカメ・コンブ試験養殖業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

乙は、善良な管理者の注意をもって、委託業務を誠実に履行しなければならない。

（委託業務の内容）

第2条 乙が行う委託業務の内容は、別紙試験養殖計画のとおりとする。

2 委託業務の履行に必要な手続きは、乙が行う。

（状況報告）

第3条 甲は、委託業務の状況について、随時報告を求めることができる。

（委託期間）

第4条 業務の委託期間は、試験養殖承認日から令和5年5月31日までとする。

（費用負担）

第5条 委託業務の履行に関し、必要な費用は、全て乙の負担とする。

（成果）

第6条 委託業務の履行によって得られた成果は、全て乙に帰属する。

（契約の解除等）

第7条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、乙に対し委託業務の全部若しくは一部の停止を命じ、甲、乙協議のうえ、この契約の解除又は一部変更を行うことができる。

(1) 乙がこの契約に違反したとき

(2) 乙が委託業務を遂行することが困難であると甲が認めたとき

2 乙は、甲の原因により委託業務の遂行が困難になったときは、甲、乙協議のうえ、この契約の解除又は一部変更を行うことができる。

(損害賠償)

第8条 乙は、委託業務の実施に関し、故意又は過失により甲又は第三者に損害を与えたときは、これを賠償しなければならない。

(契約外事項の処理)

第9条 この契約書に定めのない事項又はこの契約の履行に際し疑義が生じたときは、関係法令の定めによるもののほか、甲、乙協議のうえ決定し処理するものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和4年12月1日

甲 唐津市西城内1番1号

唐津市

唐津市長 峰

乙 唐津市海岸通7182番地233

佐賀玄海漁業協同組合

代表理事組合長 川 寄 利

唐 農 水 第 1044 号
令 和 4 年 12 月 1 日

佐賀県知事 山口 祥義 様

唐津市長 峰 達

試験養殖承認申請について（副申）

当市の水産業の振興に関しまして、かねてよりご協力いただきお礼申し上げます。

さて、令和4年12月1日付けで佐賀玄海漁業協同組合代表理事組合長 川寄和正より、佐賀玄海漁業組合唐津市統括支所におけるワカメ・コンブ養殖の取組みについて、試験養殖の申請書が提出されました。この件について、意見を添えて提出しますので、よろしくお願いたします。

意見書

湊地区において、漁業を取り巻く環境は年々厳しさを増し、資源の減少、後継者不足、漁業者の高齢化などの問題は顕著です。

特に、同地区での主要漁業である海士漁業においては、近年の磯焼け等でアカウニ、アワビ等の餌料となるワカメ等海藻が減少しており、アカウニ、アワビ等の放流も行っているが身の入りが悪く、さらに放流しても生残率が悪く、水揚向上に繋がっていない状況であります。

そこで、湊地区においてワカメ・コンブの試験養殖を行い、アカウニ、アワビ等の養殖による生産の効率化により安定した収入確保、及び収益向上の可能性を図ることが良案であると考えておりますので、今回の試験養殖の実施について、よろしくお取り計らいいただきますようお願いいたします。

令和4年12月1日

佐賀県知事 山口 祥義 様


唐津市長 峰 達



水産第 3670 号
令和 4 年 12 月 8 日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川 崙 和 正 様

佐賀県知事 山 口 祥 彦



肥前統括支所（駄竹地区）におけるカキ試験養殖について（協議）

このことについて、別紙のとおり佐賀玄海漁業協同組合から申請がありましたので、試験養殖処理要綱第 4 条の規定により貴委員会の意見を求めます。

担当：農林水産部水産課漁業調整担当
電話：0952-25-7145

試験養殖承認申請書

佐玄漁協指第 号
令和4年11月30日

佐賀県知事 山口 祥義 様

佐賀県唐津市海岸通 718
佐賀玄海漁業協同組合
代表理事組合長 川崎

下記のとおり試験養殖の承認を受けたいので、申請いたします。

記

- 1 目的 カキ類の養殖試験（筏方式）
- 2 水産物の名称 カキ類
- 3 漁場の位置及び区域並びに面積
令和4年3月18日付け試養第210207号で承認された松区第
417号（介類小割養殖業）内のカキ類養殖試験筏10m×10m 4箇所
計1,800㎡
- 4 試験養殖期間 令和5年1月（当該養殖試験が承認され次第）～令和5年12月
- 5 養殖の方法及び規模
方法；カキ類については稚ガキの付いたホタテ殻垂下連
規模；10m×10mの養殖試験筏の4箇所（別紙2参照）

添付資料

- (1) 理由書
- (2) 養殖試験計画書
- (3) 漁場位置及び区域図（別紙1）
- (4) 同意書

理由書

佐賀県玄海地区の水産業を取り巻く環境は年々厳しさを増し、資源の減少、魚価の低迷、後継者不足、漁業者の高齢化等のさまざまな問題を抱えております。特に真珠養殖においては、需要の低迷により漁家所得の向上が見込めない状況となっております。

このため、肥前統括支所管内においては真珠母貝垂下式養殖から、近年、需要が増大しているかき垂下式養殖への転換を進めているところです。

同支所管内の駄竹地区では、ごち網漁業および定置網漁業が主として営まれています。ごち網漁業の休漁期間（1～2月）の収入源の確保、定置網漁業の漁獲量不安定による収入不安定に対する対応が喫緊の課題となっております。

そこで、駄竹地区（入野サヤ崎地先）において、秋から春にかけて安定した収入が見込める二枚貝類、カキ類およびヒオウギガイの試験養殖を行うことで、同地区の漁業者の漁家経営の安定を図ることにしました。

当該地区において令和3年3月から令和4年3月にかけてカキ類の試験養殖を実施したところ、同支所管内の菖津地区で養殖されたマガキに比べ小ぶりであったものの、他の地区と比較して生残率が高く、身入り率も佐賀県平均、菖津地区より高い傾向であったことから、駄竹地区での養殖対象としてカキ類は適していると評価できました。

上記の結果の検証のため、現在、当該地区での同様の期間でのカキ類の試験養殖を実施しているところですが、通常のカキ種苗導入時期である1月から養殖を開始した場合に関しては養殖状況の把握が出来ていません。

それで、今回は、玄海水産振興センターの指導の下、通常のカキ種苗購入時期である1月購入のカキ種苗を用いて当該地区でカキ類の試験養殖を行い、通常種苗導入時期からの養殖における生残、成長及び身入り状況の把握を行うものです。

住 所 佐賀県唐津市海岸通 7182 番
氏 名 佐賀玄海漁業協同組合
代表理事組合長 川寄 和

カキ類養殖試験計画書

現在、玄海地区の漁業は、水揚量の減少、魚価の低迷に加え、組合員の減少など厳しい状況に置かれており、複合経営種として養殖管理にあまり手がかからないマガキなどの二枚貝などの養殖が増加している。

佐賀玄海漁業協同組合肥前統括支所管内においても、唐津市肥前町竹ノ子島地先(菖津地区)、同町晴気地先でカキ類養殖を実施しており、一定の生産成果が得られている。さらに、唐津市肥前町竹ノ子島地先では、カキ類の天然種苗採苗試験を実施しているところである。

一方、同支所管内の駄竹地区では、ごち網漁業および定置網漁業が主として営まれているが、ごち網漁業の休漁期間(1~2月)の収入源の確保、定置網漁業の漁獲量の不安定による収入不安定に対する対応が喫緊の課題となっている。

そこで、駄竹地区において、秋から春にかけて安定した収入が見込める二枚貝類、カキ類およびヒオウギガイの試験養殖を行うことで、同地区の漁業者の漁家経営の安定を図ることとした。

当該地区において令和3年3月から令和4年3月にかけてカキ類の試験養殖を実施したところ、同支所管内の菖津地区で養殖されたマガキに比べ小ぶりであったものの、他の地区と比較して生残率が高く、身入り率も佐賀県平均、菖津地区より高い傾向であったことから、駄竹地区での養殖対象としてカキ類は適していると評価できた。

上記の結果の検証のため、現在、当該地区での同様の期間でのカキ類の試験養殖を実施しているところであるが、通常のカキ種苗導入時期である1月から養殖を開始した場合に関しては養殖状況の把握が出来ていない。

それで、今回は、玄海水産振興センターの指導の下、通常のカキ種苗購入時期である1月購入のカキ種苗を用いて当該地区でカキ類の試験養殖を行い、通常種苗導入時期からの養殖での生残、成長状況の把握を行うものである。

1. 試験の概要

(1) 実施場所:唐津市肥前町入野サヤ崎地先(別図1)

令和4年3月18日付け試養第210207号で承認された松区第417号(介類小割養殖業)内のカキ類養殖試験筏 10m×10m 4箇所 計 1,800 m²

(2) 実施期間:令和5年1月(当該養殖試験が承認され次第)~令和5年12月

(3) 試験内容

a) カキ類

ア 概要

筏式(木製)

イ 養殖施設(別図2のとおり)

- ・10m×10m筏を4基設置
- ・0.5~0.7m間隔でカキ種苗が付着したホタテ貝殻を取り付けたロープを吊るす
- ・上記の筏にホタテ殻垂下連を 120 連設置する

ウ 試験方法

令和5年1月以降(養殖試験承認後)に筏およびカキ種苗を試験海域に設置

- ・設置後は同12月頃まで、通常の養殖管理、月1回毎に生残確認
- ・同1月から令和5年12月にかけて身入り試験
- ・同12月に試験終了・片付け

エ 養殖スケジュール

	R5.1月	2月	3月	4月	7月	12月
作業内容	筏・種苗→→		養殖管理・生残確認		→→→	試験終了

2. 安全対策

施設の維持管理については、肥前統括支所が適切に管理を行う。

3. その他

(緊急時の措置)

台風の接近などになり災害が起こる可能性が懸念される場合は、養殖施設の補強、撤去などの措置を速やかに行うこととする。

また、万一本試験養殖に起因する事故・トラブル等が発生した場合は、当支所で責任を持って対応することとする。

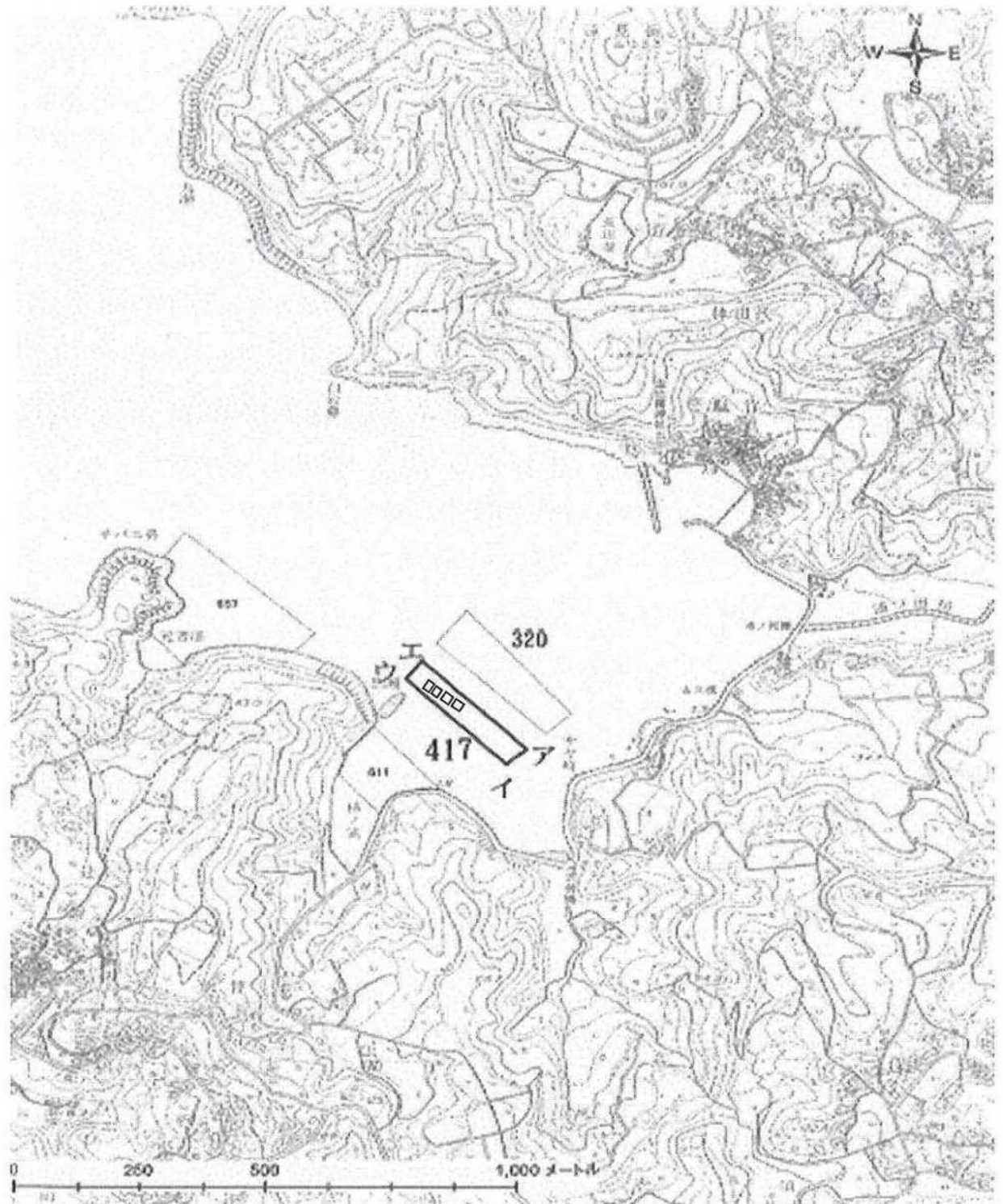
○ 緊急時の連絡先

佐賀玄海漁業協同組合肥前統括支所 0955-54-2131

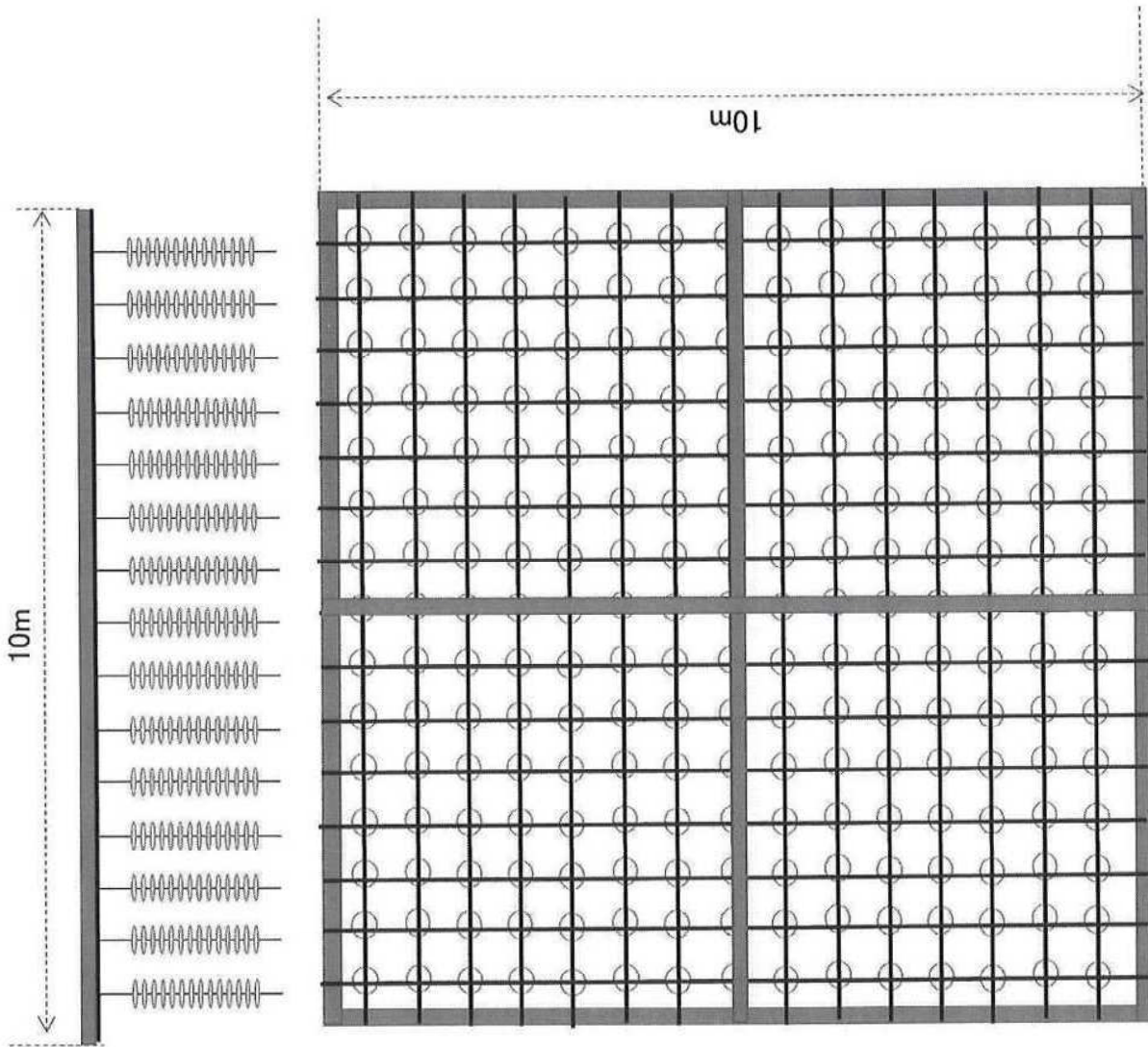
【 位置図 】



別紙 1。



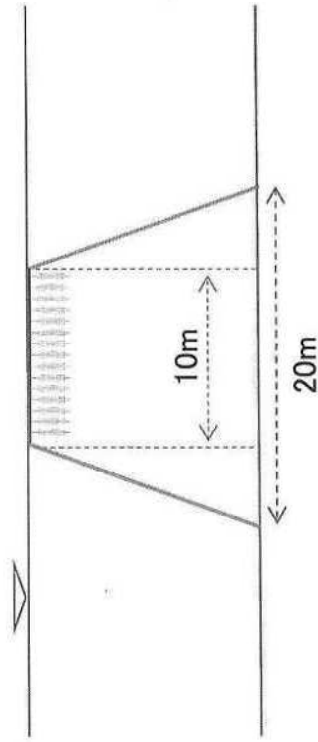
別図 1



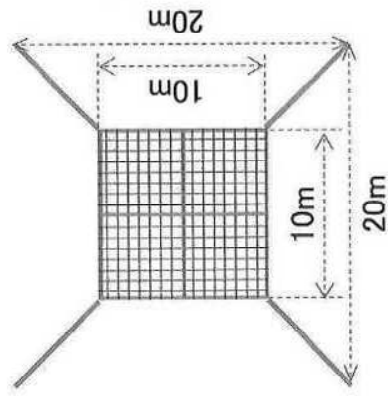
垂直図

水平図

別図 400m²

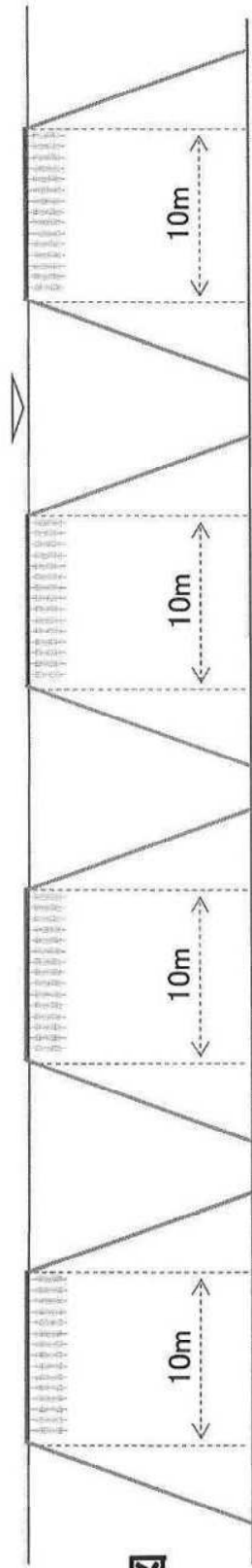


垂直図

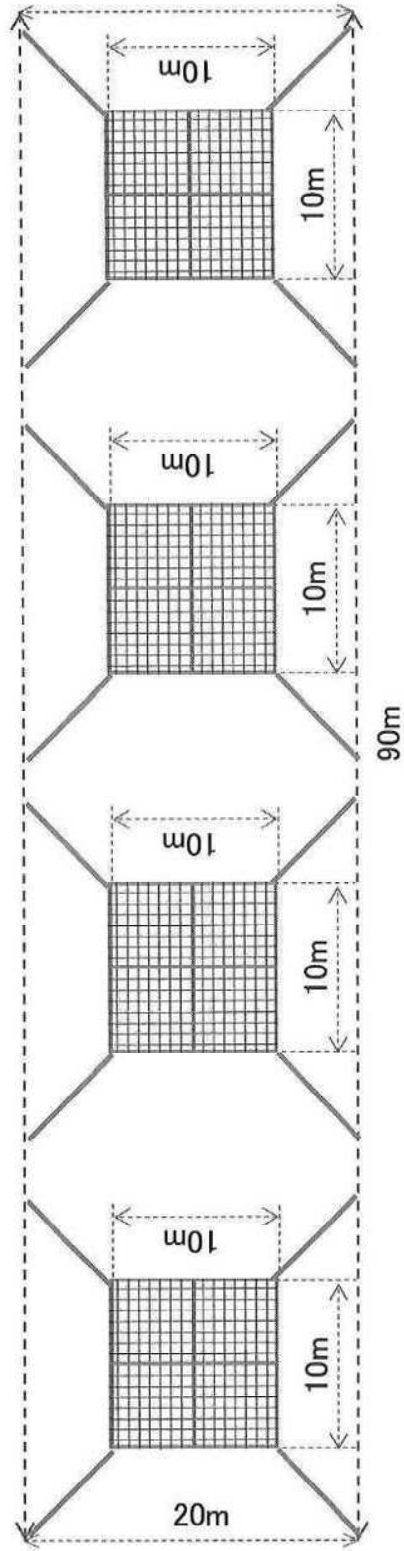


水平図

別図 1800m²



垂直図



水平図

同意書

松区第 320 号もしくは松区 417 号内で実施予定のカキ試験養殖につきまして
は、同意します。

令和 4 年 11 月 25 日

住 所	氏 名	印
佐賀県唐津市肥前町納所		
佐賀県唐津市肥前町納所		
佐賀県唐津市肥前町納所		
佐賀県唐津市肥前町納所		
佐賀県唐津市肥前町納所		
佐賀県唐津市肥前町納所		
佐賀県唐津市肥前町納所		
佐賀県唐津市肥前町納所		
佐賀県唐津市肥前町納所		
佐賀県唐津市肥前町納所		

住所は代書可、氏名は代書不可。

住所は番地まで記入すること。

印は鮮明に押印すること。

令和4年カキ試験養殖業務委託契約書

令和4年試験養殖業務の委託について、唐津市（以下「甲」という。）と佐賀玄海漁業協同組合（以下「乙」という。）との間に、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、カキの試験養殖業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

2 乙は、善良な管理者の注意をもって、委託業務を誠実に履行しなければならない。

（委託業務の内容）

第2条 乙が行う委託業務の内容は、別紙試験養殖計画のとおりとする。

2 委託業務の履行に必要な手続きは、乙が行う。

（状況報告）

第3条 甲は、委託業務の状況について、随時報告を求めることができる。

（委託期間）

第4条 業務の委託期間は、試験養殖の承認日から令和5年12月31日までとする。

（費用負担）

第5条 委託業務の履行に関し、必要な費用は、全て乙の負担とする。

（成果）

第6条 委託業務の履行によって得られた成果は、全て乙に帰属する。

（契約の解除等）

第7条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、乙に対し委託業務の全部若しくは一部の停止を命じ、甲、乙協議のうえ、この契約の解除又は一部変更を行うことができる。

(1) 乙がこの契約に違反したとき

(2) 乙が委託業務を遂行することが困難であると甲が認めるとき

2 乙は、甲の原因により委託業務の遂行が困難になったときは、甲、乙協議のう

え、この契約の解除又は一部変更を行うことができる。

(損害賠償)

第8条 乙は、委託業務の実施に関し、故意又は過失により甲又は第三者に損害与えたときは、これを賠償しなければならない。

(契約外事項の処理)

第9条 この契約書に定めのない事項又はこの契約の履行に際し疑義が生じたときは、関係法令の定めによるもののほか、甲、乙協議のうえ決定し処理するものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各1を保有する。

令和4年11月30日

甲 唐津市西城内1番1号

唐 津 市

唐津市長 峰 達

乙 唐津市海岸通7182番地

佐賀玄海漁業協同組合

代表理事組合長 川 崋

唐農水第1031号

令和4年11月30日

佐賀県知事 山口 祥義 様

唐津市長 峰 達

カキ試験養殖承認申請について（副申）

当市の水産業の振興に関しまして、かねてよりご協力いただきお礼申し上げます。

さて、令和4年11月30日付けで、佐賀玄海漁業協同組合代表理事組合長川寄和正より、佐賀玄海漁業協同組合肥前統括支所におけるカキ養殖の取組みについて、試験養殖の申請書が提出されました。この件について、意見を添えて提出しますので、よろしくお願いたします。

意見書

佐賀県玄海地区の水産業を取り巻く状況は年々厳しさを増し、資源の減少、魚価の低迷、後継者不足等さまざまな問題を抱えております。さらに真珠養殖においては、需要の低迷により漁家所得の向上が見込めない状況となっております。

このため、肥前統括支所管内においては真珠母貝垂下式養殖から、近年、需要が増大しているカキ垂下式養殖への転換を進めているところです。

また駄竹地区において、令和3年3月から令和4年3月にかけてカキ類の試験養殖を実施したところ、他の地区と比較して生残率が高く、身入り率も佐賀県平均より高い傾向にあり、当地区での養殖対象として適していると聞いております。

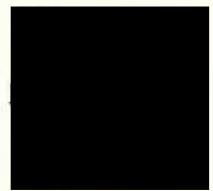
しかしながら、通常のカキ種苗購入時期である1月から養殖を開始した場合の状況把握ができていない状況にあります。

そこで、1月購入のカキ種苗を用いて当該地区でのカキ類の試験養殖を行い、通常種苗導入時期からの養殖における生残、成長及び身入れ状況の把握は重要であると考えておりますので、今回の試験養殖の実施について、よろしくお取り計らいいただきますようお願いいたします。

令和4年11月30日

佐賀県知事 山口 祥義 様

唐津市長 峰 達



水産第 3671 号
令和 4 年 12 月 8 日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川 寄 和 正 様

佐賀県知事 山 口 祥



鎮西町統括支所（串地区）におけるアカウニ・コンブ試験養殖につ
いて（協議）

このことについて、別紙のとおり佐賀玄海漁業協同組合から申請がありましたので、試験養殖処理要綱第 4 条の規定により貴委員会の意見を求めます。

担当：農林水産部水産課漁業調整担当
電話：0952-25-7145

試験養殖承認申請書

佐 玄 第 42 号
令和 4 年 / 2 月 6 日

佐賀県知事 山口 祥義 様

佐賀県唐津市海岸通 7
佐賀玄海漁業協同組合
代表理事組合長 川崎

下記のとおり試験養殖の承認を受けたいので、申請いたします。

記

- 1 目 的 アカウニ養殖（地まき式）および餌料用マコンブ養殖（延縄式）試験
- 2 水産物の名称 アカウニおよびマコンブ
- 3 漁場の位置及び区域並びに面積 唐津市鎮西町串（串浦漁港内）400 m²（別紙 1 参照）
- 4 試験養殖期間 試験養殖の承認日より令和 5 年 9 月末（1 年以内）
（出荷まで 1 年以上かかるため、1 年で一旦結果をまとめ、必要であれば再度申請する予定）
- 5 養殖の方法及び規模
 アカウニ養殖：地まき式で 10m×10m=100 m² 1箇所で実施
 コンブ養殖：延縄式で 20m 程度の養殖ロープを最大 5 本設置して実施（400 m²）

添付資料

- （1）理由書
- （2）養殖試験計画書
- （3）漁場位置及び区域図（別紙 1）

アカウニ地まき式養殖試験計画書

1. 試験の概要

(1)実施場所:唐津市鎮西町串(串浦漁港内)(別図1のとおり)

(2)実施期間:試験養殖の承認日～令和5年9月末(1年以内)

(本試験は出荷まで2年以上かかるため、1年経過後、最度申請を予定している)

(3)試験内容

a) 概要

地まき式(アカウニ)、延縄式(餌料用コンブ)

b) 養殖施設(別図2のとおり)

・地まき養殖区画:10m×10m=100 m² 1箇所

・コンブ養殖:20m程度の養殖ロープを最大5本設置

c) 試験方法

・串浦漁港内に地まき養殖区画を設置し、アカウニ種苗を放流(20mmサイズ1,500個)

・給餌は、地先で採取した海藻類(定置網の道網等に定着した海藻及び流れ藻に限る)を中心に、1～2週に1回程度実施

・月に1回程度アカウニの大きさや生残状況などをモニタリング

・コンブ養殖を開始し、1月頃より養殖したコンブの給餌開始

・令和5年9月で試験を一旦終了し、結果をとりまとめ

d) 養殖スケジュール

	R4.12月	R5.1月	～	R5.9月
作業内容	養殖施設	→試験養殖→	飼育管理→	試験結果中間とりまとめ

2. 安全対策

施設の維持管理については、佐賀県玄海漁業協同組合鎮西町統括支所が適切に管理を行う。

3. その他

(緊急時の措置)

台風の接近などになり災害が起こる可能性が懸念される場合は、養殖施設の補強、撤去などの措置を速やかに行うこととする。また、万一本試験養殖に起因する事故・トラブル等が発生した場合は、当支所で責任を持って対応することとする。

(緊急時の連絡先:佐賀玄海漁業協同組合鎮西町統括支所 0955-82-5640)

理由書

佐賀県玄海漁業協同組合鎮西町統括支所・串浦地区（以下、串浦地区）では、定置網、釣り、海士漁業などが営まれているが、漁業を取り巻く環境は年々厳しさを増し、資源の減少、魚価の低迷、コスト増加、後継者不足、漁業者の高齢化など、様々な問題を抱えている。特に、安定した収入確保、収益向上のための方策の検討が喫緊の課題である。

そこで、現在、串浦地区では海士漁業で採捕されており、近年単価が急騰している一方、資源量が減少しているアカウニに注目し、串浦漁港内で養殖することで安定的な収益確保を目指したい。

養殖方法については、一般的に実施されている筏方式や延縄方式ではなく、ネットで囲った区画に放流して給餌する地まき式で実施する。理由は、これまでのやり方に比べ、資材等の初期費用がかからないためである。

また、アカウニ養殖は海藻類を中心とした大量の餌料を必要とすることから、区画の上部水面部分においてコンブ養殖についても同時に実施する。

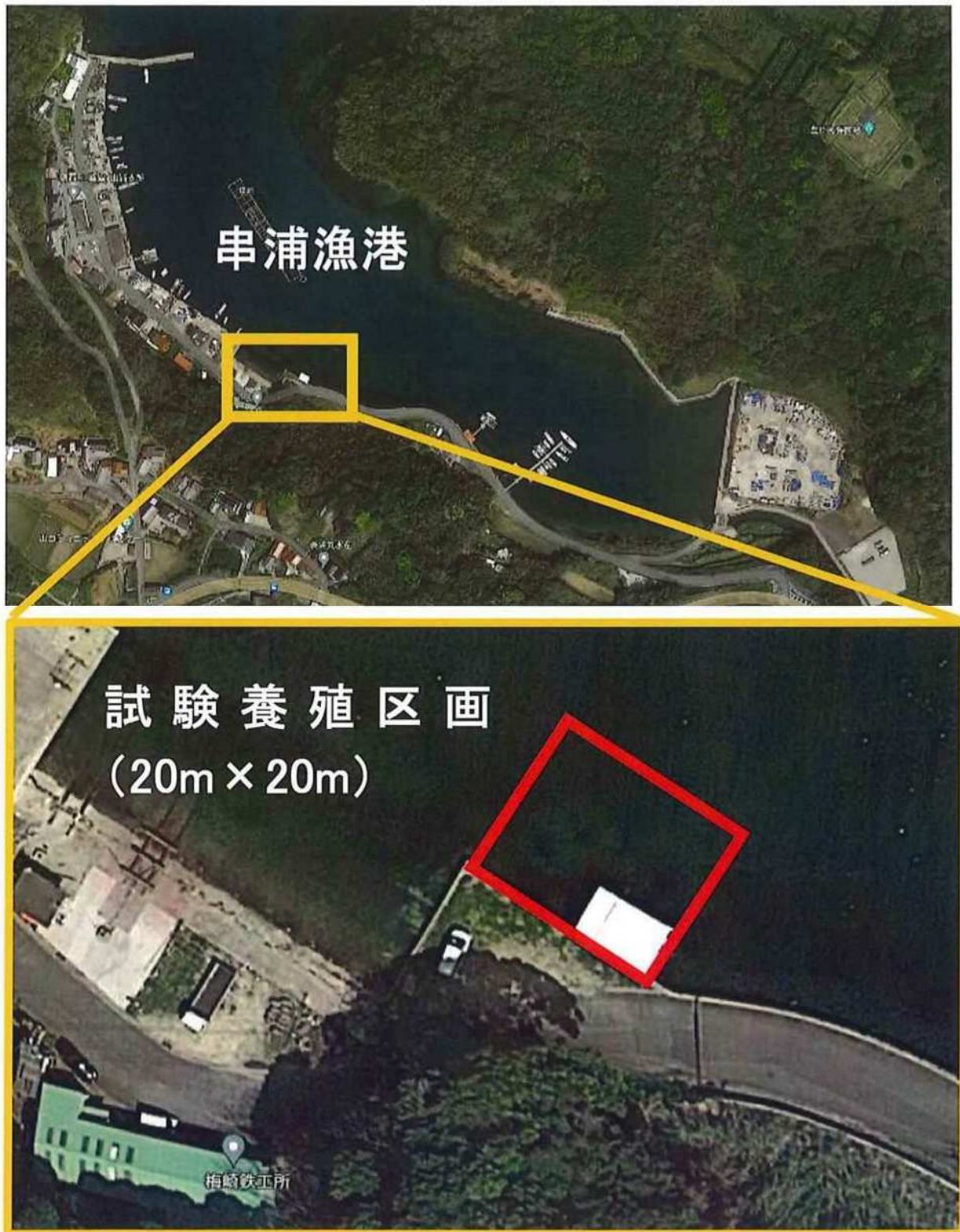
今回の試験で、玄海水産振興センター指導の下、地まき式アカウニ養殖を実施し、その収益性に関するデータを取得する。今回の試験結果次第では、他の地区での実施も可能となり、玄海地区全体の漁業収益性向上につながると期待される。

住 所 佐賀県唐津市海岸通 7182 番
氏 名 佐賀玄海漁業協同
代表理事組合長 川寄 和

【 位置図 】

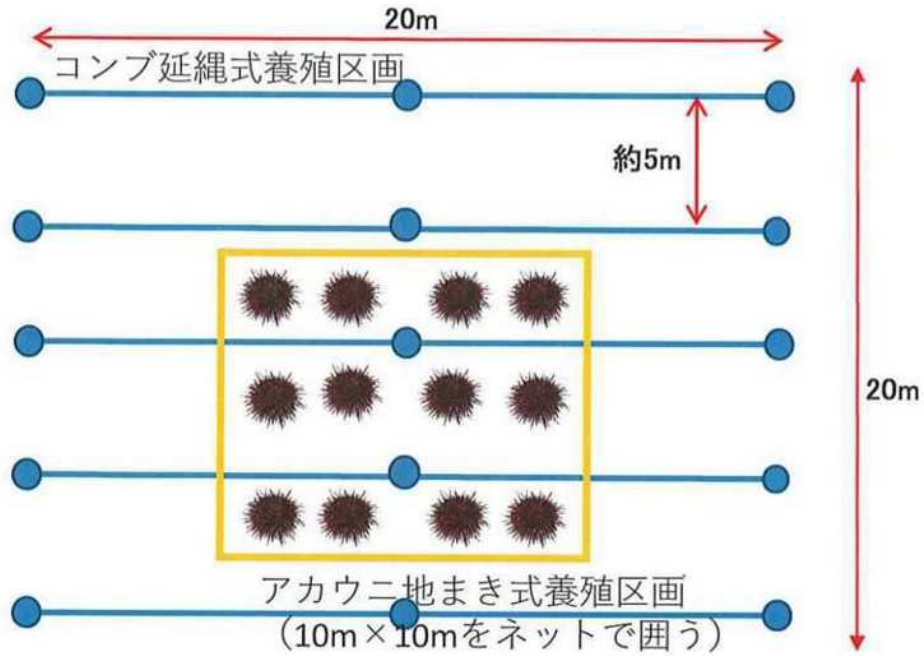


別図 1 (試験養殖区画位置区域図)

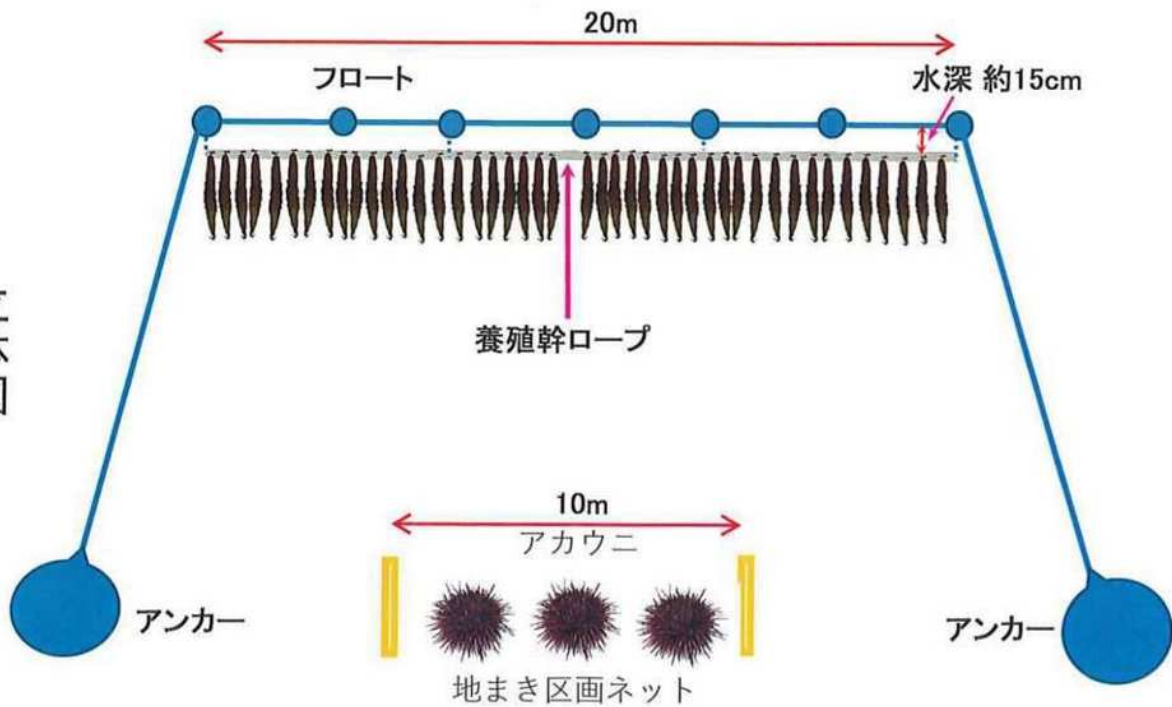


別図2 養殖施設概要図

平面図



立体図



令和4年アカウニ・コンブ試験養殖業務委託契約書

令和4年試験養殖業務の委託について、唐津市（以下「甲」という。）と佐賀玄海漁業協同組合（以下「乙」という。）との間に、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、アカウニ・コンブ試験養殖業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

2 乙は、善良な管理者の注意をもって、委託業務を誠実に履行しなければならない。

（委託業務の内容）

第2条 乙が行う委託業務の内容は、別紙試験養殖計画のとおりとする。

2 委託業務の履行に必要な手続きは、乙が行う。

（状況報告）

第3条 甲は、委託業務の状況について、随時報告を求めることができる。

（委託期間）

第4条 業務の委託期間は、試験養殖承認日から令和5年9月30日までとする。

（費用負担）

第5条 委託業務の履行に関し、必要な費用は、全て乙の負担とする。

（成果）

第6条 委託業務の履行によって得られた成果は、全て乙に帰属する。

（契約の解除等）

第7条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、乙に対し委託業務の全部若しくは一部の停止を命じ、甲、乙協議のうえ、この契約の解除又は一部変更を行うことができる。

(1) 乙がこの契約に違反したとき

(2) 乙が委託業務を遂行することが困難であると甲が認めたとき

2 乙は、甲の原因により委託業務の遂行が困難になったときは、甲、乙協議のうえ、この契約の解除又は一部変更を行うことができる。

(損害賠償)

第8条 乙は、委託業務の実施に関し、故意又は過失により甲又は第三者に損害を与えたときは、これを賠償しなければならない。

(契約外事項の処理)

第9条 この契約書に定めのない事項又はこの契約の履行に際し疑義が生じたときは、関係法令の定めによるもののほか、甲、乙協議のうえ決定し処理するものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和4年12月6日

甲 唐津市西城内1番1号

唐津市

唐津市長 峰

乙 唐津市海岸通7182番地233

佐賀玄海漁業協同組合

代表理事組合長 川 寄

唐 農 水 第 1048 号
令 和 4 年 12 月 6 日

佐賀県知事 山口 祥義 様

唐津市長 峰 達

試験養殖承認申請について（副申）

当市の水産業の振興に関しまして、かねてよりご協力いただきお礼申し上げます。

さて、令和4年12月6日付けで佐賀玄海漁業協同組合代表理事組合長 川寄和正より、佐賀玄海漁業協同組合鎮西町統括支所におけるアカウニ・コンブ養殖の取組みについて、試験養殖の申請書が提出されました。この件について、意見を添えて提出しますので、よろしく願いいたします。

意見書

佐賀県玄海地区の水産業を取り巻く状況は年々厳しさを増し、資源の減少、魚価の低迷、後継者不足等さまざまな問題を抱えております。

現在、串浦地区では海士漁業で採捕されており、近年単価が急騰している一方、資源が減少しているアカウニに注目し、漁港内で養殖することで安定的な収入の確保を検討されております。

養殖方法については、資材等の初期費用がかからないネットで囲った区画に放流して給餌する地まき式で実施される予定をされております。

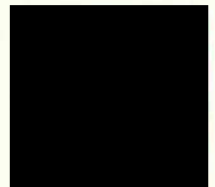
また、アカウニ養殖は海藻類を中心とした大量の餌料を必要とすることから区画の上部水面部分においてはコンブ養殖についても同時に実施される予定です。

そこで、玄海水産振興センターの指導の下、地まき式アカウニ養殖を実施し、収益性に関するデータの取得は重要と考えておりますので、試験養殖を行うことを、よろしくお取り計らいますよう、お願いいたします。

令和4年12月6日

佐賀県知事 山口 祥義 様

唐津市長 峰 達



共同漁業権内容一覧表 [松浦海区]

第一種

免許番号 (松共)	漁業の名称	漁業の時期											
		1/1 か	1/1 か	1/1 か	1/1 か	1/1 か	1/1 か	1/1 か	1/1 か	1/1 か	1/1 か	1/1 か	1/1 か
	漁業権者												
	代表組合名 (共有組合名)												
1	佐賀玄海・浜崎	●											
2	佐賀玄海・唐津市・満島	●	●										
3	佐賀玄海・唐津市・高島	●											
4	佐賀玄海・唐津市・妙見・唐房	●	●										
5	佐賀玄海・唐津市・相賀	●											
6	佐賀玄海・唐津市・神集島	●											
7	佐賀玄海・唐津市・湊浜、湊岡 (屋形石)	●											
8	佐賀玄海・呼子町・小友、呼子町、呼子町浦方	●											
9	佐賀玄海・呼子町・呼子町、呼子町浦方	●											
10	佐賀玄海・加部島、呼子町・片島本部	●											
11	小川島	●											●
12	佐賀玄海・鎮西町・名護屋、名護屋岡	●											
13	佐賀玄海・鎮西町・波戸	●											
14	佐賀玄海・鎮西町・名護屋、名護屋岡、串	●											
15	佐賀玄海・鎮西町・加唐島	●											
16	佐賀玄海・鎮西町・馬渡島	●											
17	外津 (佐賀玄海・鎮西町・串)	●											
18	飯屋 (外津)	●											
19	佐賀玄海・肥前	●											
20	佐賀玄海・肥前、高串	●											
21	大浦浜	●											
22	佐賀玄海・波多津	●											

共同漁業権内容一覧表 [松浦海区]

第二種

免許番号 (松共)	漁業の名称		1/1 から 12/31	1/1 から 12/31	1/1 から 12/31	4/1 から 7/31	1/1 から 12/31	1/1 から 12/31	1/1 から 12/31	1/1 から 12/31	2/1 から 4/30	2/1 から 4/30	1/1 から 12/31	1/1 から 12/31	2/1 から 4/30	
	漁業の時期	漁業権者														
	組合名 (共有組合名)															
1	佐賀玄海・浜崎		●	●		●							●			
2	佐賀玄海・唐津市・満島		●	●									●			
3	佐賀玄海・唐津市・高島		●	●									●			
4	佐賀玄海・唐津市・妙見・唐房		●	●									●			
5	佐賀玄海・唐津市・相賀		●	●									●			
6	佐賀玄海・唐津市・神集島		●	●									●			
7	佐賀玄海・唐津市・湊浜、湊岡 (屋形石)		●	●									●			
8	佐賀玄海・呼子町・小友、呼子町、呼子町浦方		●	●									●			
9	佐賀玄海・呼子町・呼子町、呼子町浦方		●	●									●			
10	佐賀玄海・加部島、呼子町・片島本部		●	●									●			
11	小川島		●	●									●			
12	佐賀玄海・鎮西町・名護屋、名護屋岡		●	●									●			
13	佐賀玄海・鎮西町・波戸		●	●									●			
14	佐賀玄海・鎮西町・名護屋、名護屋岡、串		●	●									●			
15	佐賀玄海・鎮西町・加唐島		●	●									●			
16	佐賀玄海・鎮西町・馬渡島		●	●									●			
17	外津 (佐賀玄海・鎮西町・串)		●	●									●			
18	仮屋 (外津)		●	●									●			
19	佐賀玄海・肥前		●	●									●			
20	佐賀玄海・肥前、高串		●	●									●			
21	大浦浜		●	●									●			
22	佐賀玄海・波多津		●	●									●			

別表第1

公 示 号	漁業の種 類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	個別漁業種又は団体漁業種の別	関係地区
松 共 第1号	第1種 共同漁業	あわび 漁業	12月21日から翌年10月31日まで	唐津市萩玉町 及び唐津市鏡 地先	次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、玉島川はJ R筑肥線鉄橋下流端まで、横田川は横田川橋下流端までとする。 点ア 北緯 33度 28分 12秒 東経 130度 2分 22秒 (基点共第1号:佐賀県と福岡県との境界(包石)に設置した標識) 点イ 北緯 33度 28分 34秒 東経 130度 2分 8秒 (基点共第1号から長崎県壱岐市芦辺町名島本島中央見通し線上、同基点から750メートルの点) 点ウ 北緯 33度 27分 8秒 東経 130度 1分 0秒 点エ 北緯 33度 26分 45秒 東経 130度 1分 4秒	団体漁業種	唐津市浜玉町
		さざえ 漁業	1月1日から 12月31日まで				
		ばい 漁業	1月1日から 12月31日まで				
		あさり 漁業	1月1日から 12月31日まで				
		はまぐり 漁業	1月1日から 12月31日まで				
		もがい 漁業	1月1日から 12月31日まで				
		にし 漁業	1月1日から 12月31日まで				
		うに 漁業	1月1日から 12月31日まで				
		なまこ 漁業	10月1日から翌年3月31日まで				
		たこ 漁業	1月1日から 12月31日まで				
		わかめ 漁業	12月1日から翌年7月31日まで				
		ふのり 漁業	2月1日から 6月30日まで				
		ひじき 漁業	11月1日から翌年5月31日まで				
		もずく 漁業	2月1日から 6月30日まで				
		とえぐさ 漁業	10月1日から翌年6月30日まで				
	あまのり 漁業	10月1日から翌年4月30日まで					
	てんぐさ 漁業	2月1日から 9月30日まで					
	えごのり 漁業	4月1日から 8月31日まで					
	第2種 共同漁業	雑魚小型定置網 漁業	1月1日から 12月31日まで				
		雑魚磯建網 漁業	1月1日から 12月31日まで				
雑魚かご 漁業		1月1日から 12月31日まで					
いかかご 漁業		4月1日から 7月31日まで					
あなごかご(うけ含む) 漁業		1月1日から 12月31日まで					
松 共 第2号	第1種 共同漁業	あわび 漁業	12月21日から翌年10月31日まで	唐津市萩玉町から 同市二太子江 ノ尻川に至る 間の地先	次のア、イ、ウ及びエの順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、松浦川は唐津市和多田の佐用姫橋東端に設置した漁場境界標識を基点とした真方位57度44分47秒の線まで、町田川は歩道橋下流端まで、江ノ尻川は江ノ尻川橋下流端まで、その他の河川は河口までとする。 点ア 北緯 33度 26分 45秒 東経 130度 1分 3秒 点イ 北緯 33度 27分 2秒 東経 130度 1分 1秒 点ウ 北緯 33度 27分 38秒 東経 129度 57分 59秒 点エ 北緯 33度 27分 30秒 東経 129度 57分 42秒	団体漁業種	唐津市東唐津一丁目、東唐津二丁目、東唐津三丁目及び東唐津四丁目
		さざえ 漁業	1月1日から 12月31日まで				
		ばい 漁業	1月1日から 12月31日まで				
		あさり 漁業	1月1日から 12月31日まで				
		はまぐり 漁業	1月1日から 12月31日まで				
		もがい 漁業	1月1日から 12月31日まで				
		なまこ 漁業	10月1日から翌年3月31日まで				
		たこ 漁業	1月1日から 12月31日まで				
		わかめ 漁業	12月1日から翌年7月31日まで				
		ふのり 漁業	2月1日から 6月30日まで				
		ひじき 漁業	11月1日から翌年5月31日まで				
		もずく 漁業	2月1日から 6月30日まで				
		とえぐさ 漁業	10月1日から翌年4月30日まで				
		雑魚磯建網 漁業	1月1日から 12月31日まで				
		雑魚磯建網 漁業	1月1日から 12月31日まで				
	雑魚かご 漁業	1月1日から 12月31日まで					
	いかかご 漁業	4月1日から 7月31日まで					
	あなごかご(うけ含む) 漁業	1月1日から 12月31日まで					
	うなぎかご(うけ含む) 漁業	1月1日から 12月31日まで					
	松 共 第3号	第1種 共同漁業	あわび 漁業	12月21日から翌年10月31日まで	唐津市高島地 先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びアの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 点ア 北緯 33度 29分 27秒 東経 130度 0分 19秒 点イ 北緯 33度 28分 49秒 東経 129度 59分 55秒 点ウ 北緯 33度 28分 21秒 東経 130度 0分 1秒 点エ 北緯 33度 28分 3秒 東経 129度 59分 37秒 点オ 北緯 33度 28分 10秒 東経 129度 58分 49秒 点カ 北緯 33度 28分 44秒 東経 129度 58分 48秒 点キ 北緯 33度 29分 4秒 東経 129度 59分 2秒 点ク 北緯 33度 29分 13秒 東経 129度 59分 44秒	団体漁業種
さざえ 漁業			1月1日から 12月31日まで				
ばい 漁業			1月1日から 12月31日まで				
にな 漁業			1月1日から 12月31日まで				
うに 漁業			1月1日から 12月31日まで				
なまこ 漁業			10月1日から翌年3月31日まで				
たこ 漁業			1月1日から 12月31日まで				
わかめ 漁業			12月1日から翌年7月31日まで				
ふのり 漁業			2月1日から 6月30日まで				
ひじき 漁業			11月1日から翌年5月31日まで				
もずく 漁業			2月1日から 6月30日まで				
とえぐさ 漁業			10月1日から翌年4月30日まで				
雑魚小型定置網 漁業			1月1日から 12月31日まで				
雑魚磯建網 漁業			1月1日から 12月31日まで				
雑魚かご 漁業			1月1日から 12月31日まで				
いかかご 漁業		4月1日から 7月31日まで					
あなごかご(うけ含む) 漁業		1月1日から 12月31日まで					
第2種 共同漁業		雑魚磯建網 漁業	1月1日から 12月31日まで				
		雑魚磯建網 漁業	1月1日から 12月31日まで				
		雑魚かご 漁業	1月1日から 12月31日まで				
	いかかご 漁業	4月1日から 7月31日まで					
	あなごかご(うけ含む) 漁業	1月1日から 12月31日まで					
松 共 第4号 (旧松共第24号)	第1種 共同漁業	あわび 漁業	12月21日から翌年10月31日まで	唐津市島島周 辺から同市藤 崎町と佐志の 境界に至る 間の地先 及び 唐津市妙見と 同市佐志の境 界から同市鳩 川と同市相賀 の境界に至る 間の地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びケの各点を順次に結んだ直線とコ、サ、シ、ス、セ及びソの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、佐志川は八幡橋下流端まで、浦川は浦川橋下流端まで、その他の河川は河口までとする。 点ア 北緯 33度 28分 11秒 東経 129度 58分 1秒 点イ 北緯 33度 27分 43秒 東経 129度 58分 11秒 点ウ 北緯 33度 27分 40秒 東経 129度 58分 50秒 点エ 北緯 33度 28分 5秒 東経 129度 58分 57秒 点オ 北緯 33度 28分 16秒 東経 129度 58分 31秒 点カ 北緯 33度 29分 22秒 東経 129度 58分 15秒 点キ 北緯 33度 29分 19秒 東経 129度 57分 25秒 点ク 北緯 33度 29分 59秒 東経 129度 57分 44秒 点ケ 北緯 33度 30分 7秒 東経 129度 57分 7秒 点コ 北緯 33度 28分 28秒 東経 129度 56分 33秒 点サ 北緯 33度 28分 42秒 東経 129度 56分 34秒 点シ 北緯 33度 29分 1秒 東経 129度 56分 51秒 点ス 北緯 33度 28分 48秒 東経 129度 57分 21秒 点セ 北緯 33度 29分 7秒 東経 129度 57分 29秒 点ソ 北緯 33度 29分 1秒 東経 129度 57分 40秒	団体漁業種	唐津市西唐津唐津市大島唐津市唐房
		さざえ 漁業	1月1日から 12月31日まで				
		ばい 漁業	1月1日から 12月31日まで				
		あさり 漁業	1月1日から 12月31日まで				
		うに 漁業	1月1日から 12月31日まで				
		なまこ 漁業	10月1日から翌年3月31日まで				
		たこ 漁業	1月1日から 12月31日まで				
		わかめ 漁業	12月1日から翌年7月31日まで				
		ひじき 漁業	11月1日から翌年5月31日まで				
		もずく 漁業	2月1日から 6月30日まで				
		とえぐさ 漁業	10月1日から翌年4月30日まで				
		えごのり 漁業	4月1日から 8月31日まで				
		雑魚磯建網 漁業	1月1日から 12月31日まで				
		雑魚磯建網 漁業	1月1日から 12月31日まで				
		雑魚かご 漁業	1月1日から 12月31日まで				
	いかかご 漁業	4月1日から 7月31日まで					
	あなごかご(うけ含む) 漁業	1月1日から 12月31日まで					
	うなぎかご(うけ含む) 漁業	1月1日から 12月31日まで					

別表第1

公 示 号	漁業の種 類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	個別漁業種又は団体漁業種の別	関係地区	
松 共 第5号 (旧松共 第6号)	第1種 共同漁業	あわび 漁業	12月21日から翌年10月31日まで	唐津市相賀地 先	次のア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川は河口までとする。	団体漁業種	唐津市相賀	
		さざえ 漁業	1月1日から 12月31日まで					
		ばい 漁業	1月1日から 12月31日まで					
		にな 漁業	1月1日から 12月31日まで					
		あさり 漁業	1月1日から 12月31日まで					
		はまぐり 漁業	1月1日から 12月31日まで					
		うに 漁業	1月1日から 12月31日まで					
		なまこ 漁業	10月1日から翌年3月31日まで					
		たこ 漁業	1月1日から 12月31日まで					
		わかめ 漁業	12月1日から翌年7月31日まで					
		ふのり 漁業	2月1日から 6月30日まで					
		ひじき 漁業	11月1日から翌年5月31日まで					
		もずく 漁業	2月1日から 6月30日まで					
		ひとえぐさ 漁業	10月1日から翌年6月30日まで					
	あまのり 漁業	10月1日から翌年4月30日まで						
	てんぐさ 漁業	2月1日から 9月30日まで						
	えごのり 漁業	4月1日から 8月31日まで						
	かじめ 漁業	12月1日から翌年8月31日まで						
	第2種 共同漁業	雑魚小型定置網 漁業	1月1日から 12月31日まで					
		雑魚磯建網 漁業	1月1日から 12月31日まで					
雑魚かご 漁業		1月1日から 12月31日まで						
いかかご 漁業		4月1日から 7月31日まで						
あなごかご (うけ含む。) 漁業		1月1日から 12月31日まで						
松 共 第6号 (旧松共 第7号)	第1種 共同漁業	あわび 漁業	12月21日から翌年10月31日まで	唐津市神集島 地先	次のア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。	団体漁業種	唐津市神集島	
		とこぶし 漁業	1月1日から 12月31日まで					
		さざえ 漁業	1月1日から 12月31日まで					
		にな 漁業	1月1日から 12月31日まで					
		あさり 漁業	1月1日から 12月31日まで					
		うに 漁業	1月1日から 12月31日まで					
		なまこ 漁業	10月1日から翌年3月31日まで					
		たこ 漁業	1月1日から 12月31日まで					
		わかめ 漁業	12月1日から翌年7月31日まで					
		ふのり 漁業	2月1日から 6月30日まで					
		ひじき 漁業	11月1日から翌年5月31日まで					
		もずく 漁業	2月1日から 6月30日まで					
		てんぐさ 漁業	2月1日から 9月30日まで					
		かじめ 漁業	12月1日から翌年8月31日まで					
	第2種 共同漁業	雑魚小型定置網 漁業	1月1日から 12月31日まで					
		雑魚磯建網 漁業	1月1日から 12月31日まで					
松 共 第8号 (旧松共 第8号)	第1種 共同漁業	あわび 漁業	12月21日から翌年10月31日まで	唐津市湊町と 同市相賀の境 界から同市屋 形石と同市呼 子町との境界 に至る間の地 先	次のア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川は河口までとする。	団体漁業種	唐津市湊町及 び同市屋形石	
		とこぶし 漁業	1月1日から 12月31日まで					
		さざえ 漁業	1月1日から 12月31日まで					
		ばい 漁業	1月1日から 12月31日まで					
		にな 漁業	1月1日から 12月31日まで					
		あさり 漁業	1月1日から 12月31日まで					
		はまぐり 漁業	1月1日から 12月31日まで					
		うに 漁業	1月1日から 12月31日まで					
		なまこ 漁業	10月1日から翌年3月31日まで					
		たこ 漁業	1月1日から 12月31日まで					
		わかめ 漁業	12月1日から翌年7月31日まで					
		ふのり 漁業	2月1日から 6月30日まで					
		ひじき 漁業	11月1日から翌年5月31日まで					
		もずく 漁業	2月1日から 6月30日まで					
	ひとえぐさ 漁業	10月1日から翌年6月30日まで						
	あまのり 漁業	10月1日から翌年4月30日まで						
	てんぐさ 漁業	2月1日から 9月30日まで						
	えごのり 漁業	4月1日から 8月31日まで						
	かじめ 漁業	12月1日から翌年8月31日まで						
	第2種 共同漁業	雑魚小型定置網 漁業	1月1日から 12月31日まで					
雑魚磯建網 漁業		1月1日から 12月31日まで						
雑魚かご 漁業		1月1日から 12月31日まで						
あなごかご (うけ含む。) 漁業		1月1日から 12月31日まで						
松 共 第9号 (旧松共 第9号)	第1種 共同漁業	あわび 漁業	12月21日から翌年10月31日まで	唐津市呼子町 大字小友と同 市呼子町との 境界から同市 呼子町大字呼 子と同町大字 小友との間の 地先	次のア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川は河口までとする。	団体漁業種	唐津市呼子町 大字大友、大 字小友及び大 字呼子	
		とこぶし 漁業	1月1日から 12月31日まで					
		さざえ 漁業	1月1日から 12月31日まで					
		ばい 漁業	1月1日から 12月31日まで					
		うに 漁業	1月1日から 12月31日まで					
		なまこ 漁業	10月1日から翌年3月31日まで					
		たこ 漁業	1月1日から 12月31日まで					
		わかめ 漁業	12月1日から翌年7月31日まで					
		ふのり 漁業	2月1日から 6月30日まで					
		ひじき 漁業	11月1日から翌年5月31日まで					
		もずく 漁業	2月1日から 6月30日まで					
		ひとえぐさ 漁業	10月1日から翌年6月30日まで					
		あまのり 漁業	10月1日から翌年4月30日まで					
		てんぐさ 漁業	2月1日から 9月30日まで					
	かじめ 漁業	12月1日から翌年8月31日まで						
	第2種 共同漁業	雑魚小型定置網 漁業	1月1日から 12月31日まで					
		雑魚磯建網 漁業	1月1日から 12月31日まで					
		雑魚かご 漁業	1月1日から 12月31日まで					
		いかかご 漁業	4月1日から 7月31日まで					
松 共 第10号 (旧松共 第10号)	第1種 共同漁業	あわび 漁業	12月21日から翌年10月31日まで	唐津市呼子町 大字小友と同 町大字呼子と 同市呼子町同 市呼子町との 境界に至る間 の地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川は河口までとする。	団体漁業種	唐津市呼子町 大字呼子	
		さざえ 漁業	1月1日から 12月31日まで					
		うに 漁業	1月1日から 12月31日まで					
		なまこ 漁業	10月1日から翌年3月31日まで					
		たこ 漁業	1月1日から 12月31日まで					
		わかめ 漁業	12月1日から翌年7月31日まで					
		ふのり 漁業	2月1日から 6月30日まで					
		ひじき 漁業	11月1日から翌年5月31日まで					
		もずく 漁業	2月1日から 6月30日まで					
		てんぐさ 漁業	2月1日から 9月30日まで					
		かじめ 漁業	12月1日から翌年8月31日まで					
		第2種 共同漁業	雑魚小型定置網 漁業					1月1日から 12月31日まで
			雑魚磯建網 漁業					1月1日から 12月31日まで
			雑魚かご 漁業					1月1日から 12月31日まで
	いかかご 漁業		4月1日から 7月31日まで					

別表第1

公 示 号	漁業の 種 類	漁業の名称	漁 業 の 時 期	漁場の位置	漁 場 の 区 域	個別漁業種又は 団体漁業種の別	関係地区
松 共 第10号 (旧松共 第11号)	第1種 共同漁業	あわび 漁業 とこぶし 漁業 きざえ 漁業 にな 漁業 うに 漁業 なまこ 漁業 たこ 漁業 わかめ 漁業 ふのり 漁業 ひじき 漁業 もずく 漁業 ひとえぐさ 漁業 あまのり 漁業 てんぐさ 漁業 かじめ 漁業	12月21日から翌年10月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 10月1日から翌年3月31日まで 1月1日から 12月31日まで 12月1日から翌年7月31日まで 2月1日から 6月30日まで 11月1日から翌年5月31日まで 2月1日から 6月30日まで 10月1日から翌年6月30日まで 10月1日から翌年4月30日まで 2月1日から 9月30日まで 12月1日から翌年8月31日まで	唐津市呼子町 加部島地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 点ア 北緯 33度 33分 23秒 東経 129度 54分 35秒 点イ 北緯 33度 33分 43秒 東経 129度 54分 36秒 点ウ 北緯 33度 34分 34秒 東経 129度 52分 54秒 点エ 北緯 33度 33分 53秒 東経 129度 52分 7秒 点オ 北緯 33度 32分 39秒 東経 129度 52分 8秒 点カ 北緯 33度 32分 25秒 東経 129度 52分 40秒 点キ 北緯 33度 33分 17秒 東経 129度 53分 53秒	団体漁業種	唐津市呼子町 大字加部島
	第2種 共同漁業	雑魚小型定置網 漁業 雑魚磯建網 漁業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで		点カ 北緯 33度 32分 25秒 東経 129度 52分 40秒 点キ 北緯 33度 33分 17秒 東経 129度 53分 53秒		
松 共 第12号 (旧松共 第12号)	第1種 共同漁業	あわび 漁業 とこぶし 漁業 きざえ 漁業 にな 漁業 うに 漁業 なまこ 漁業 たこ 漁業 わかめ 漁業 ふのり 漁業 ひじき 漁業 もずく 漁業 ひとえぐさ 漁業 あまのり 漁業 てんぐさ 漁業 かじめ 漁業 かめので 漁業	12月21日から翌年10月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 10月1日から翌年3月31日まで 1月1日から 12月31日まで 12月1日から翌年7月31日まで 2月1日から 6月30日まで 11月1日から翌年5月31日まで 2月1日から 6月30日まで 10月1日から翌年6月30日まで 10月1日から翌年4月30日まで 2月1日から 9月30日まで 12月1日から翌年8月31日まで 1月1日から 12月31日まで	唐津市呼子町 小川島地先	次のア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 点ア 北緯 33度 36分 29秒 東経 129度 51分 31秒 点イ 北緯 33度 34分 48秒 東経 129度 54分 59秒 点ウ 北緯 33度 34分 27秒 東経 129度 54分 20秒 点エ 北緯 33度 35分 30秒 東経 129度 53分 3秒 点オ 北緯 33度 36分 47秒 東経 129度 53分 9秒	団体漁業種	唐津市呼子町 小川島
	第2種 共同漁業	雑魚小型定置網 漁業 雑魚磯建網 漁業 いかかご 漁業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 4月1日から 7月31日まで				
松 共 第13号 (旧松共 第13号)	第1種 共同漁業	あわび 漁業 とこぶし 漁業 きざえ 漁業 にな 漁業 あさり 漁業 うに 漁業 なまこ 漁業 たこ 漁業 わかめ 漁業 ふのり 漁業 ひじき 漁業 もずく 漁業 ひとえぐさ 漁業 あまのり 漁業 てんぐさ 漁業 かじめ 漁業	12月21日から翌年10月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 10月1日から翌年3月31日まで 1月1日から 12月31日まで 12月1日から翌年7月31日まで 2月1日から 6月30日まで 11月1日から翌年5月31日まで 2月1日から 6月30日まで 10月1日から翌年6月30日まで 10月1日から翌年4月30日まで 2月1日から 9月30日まで 12月1日から翌年8月31日まで	唐津市鎮西町 同市呼子町の境界から同市鎮西町波戸魚見鼻水流れに至る間の地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川は河口までとする。 点ア 北緯 33度 31分 37秒 東経 129度 52分 42秒 点イ 北緯 33度 31分 36秒 東経 129度 52分 51秒 点ウ 北緯 33度 31分 49秒 東経 129度 52分 55秒 点エ 北緯 33度 32分 25秒 東経 129度 52分 40秒 点オ 北緯 33度 32分 39秒 東経 129度 52分 8秒 点カ 北緯 33度 32分 43秒 東経 129度 52分 8秒 点キ 北緯 33度 32分 37秒 東経 129度 51分 32秒	団体漁業種	唐津市鎮西町 大字名護屋
	第2種 共同漁業	雑魚小型定置網 漁業 雑魚磯建網 漁業 いか敷網 漁業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 4月30日まで				
松 共 第14号 (旧松共 第14号)	第1種 共同漁業	あわび 漁業 とこぶし 漁業 きざえ 漁業 にな 漁業 いがい 漁業 うに 漁業 なまこ 漁業 たこ 漁業 わかめ 漁業 ふのり 漁業 ひじき 漁業 もずく 漁業 ひとえぐさ 漁業 あまのり 漁業 てんぐさ 漁業 えごのり 漁業 かじめ 漁業	12月21日から翌年10月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 10月1日から翌年3月31日まで 1月1日から 12月31日まで 12月1日から翌年7月31日まで 2月1日から 6月30日まで 11月1日から翌年5月31日まで 2月1日から 6月30日まで 10月1日から翌年6月30日まで 10月1日から翌年4月30日まで 2月1日から 9月30日まで 4月1日から 8月31日まで 12月1日から翌年8月31日まで	唐津市鎮西町 魚見鼻水流れから寺田川に至る間の地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川は河口までとする。 点ア 北緯 33度 32分 37秒 東経 129度 51分 32秒 点イ 北緯 33度 32分 43秒 東経 129度 52分 8秒 点ウ 北緯 33度 33分 16秒 東経 129度 52分 7秒 点エ 北緯 33度 33分 59秒 東経 129度 51分 20秒 点オ 北緯 33度 33分 57秒 東経 129度 50分 21秒 点カ 北緯 33度 33分 3秒 東経 129度 50分 31秒 点キ 北緯 33度 32分 56秒 東経 129度 50分 57秒	団体漁業種	唐津市鎮西町 大字波戸
	第2種 共同漁業	雑魚小型定置網 漁業 雑魚磯建網 漁業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで				
松 共 第15号 (旧松共 第15号)	第1種 共同漁業	あわび 漁業 とこぶし 漁業 きざえ 漁業 にな 漁業 あさり 漁業 うに 漁業 なまこ 漁業 たこ 漁業 わかめ 漁業 ふのり 漁業 ひじき 漁業 もずく 漁業 ひとえぐさ 漁業 あまのり 漁業 てんぐさ 漁業 かじめ 漁業	12月21日から翌年10月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 10月1日から翌年3月31日まで 1月1日から 12月31日まで 12月1日から翌年7月31日まで 2月1日から 6月30日まで 11月1日から翌年5月31日まで 2月1日から 6月30日まで 10月1日から翌年6月30日まで 10月1日から翌年4月30日まで 2月1日から 9月30日まで 12月1日から翌年8月31日まで	唐津市鎮西町 寺田川川口から同町串崎に至る間の地先	次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川は河口までとする。 点ア 北緯 33度 32分 56秒 東経 129度 50分 57秒 点イ 北緯 33度 33分 3秒 東経 129度 50分 31秒 点ウ 北緯 33度 31分 54秒 東経 129度 49分 49秒 点エ 北緯 33度 31分 28秒 東経 129度 50分 25秒	団体漁業種	唐津市鎮西町 大字名護屋及び大字串
	第2種 共同漁業	雑魚小型定置網 漁業 雑魚磯建網 漁業 雑魚かご 漁業 いかかご 漁業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 2月1日から 4月30日まで				

別表第1

公 示 号	漁業の種 類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	個別漁業種又は団体漁業種の別	関係地区
松 共 第15号 (旧松共 第16号)	第1種 共同漁業	あわび 漁業 とこぶし 漁業 さざえ 漁業 いな 漁業 いがい 漁業 うに 漁業 なまこ 漁業 たこ 漁業 わかめ 漁業 ふのり 漁業 ひじき 漁業 もずく 漁業 ひとえぐさ 漁業 あまのり 漁業 てんぐさ 漁業 かじめ 漁業	12月21日から翌年10月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 10月1日から翌年3月31日まで 1月1日から 12月31日まで 12月1日から翌年7月31日まで 2月1日から 6月30日まで 11月1日から翌年5月31日まで 1月1日から 6月30日まで 10月1日から翌年6月30日まで 10月1日から翌年4月30日まで 2月1日から 9月30日まで 12月1日から翌年8月31日まで	唐津市鎮西町 加唐島及び松 島地先	次のア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 点ア 北緯 33度 37分 29秒 東経 129度 52分 12秒 点イ 北緯 33度 35分 56秒 東経 129度 52分 33秒 点ウ 北緯 33度 34分 51秒 東経 129度 52分 30秒 点エ 北緯 33度 34分 43秒 東経 129度 49分 59秒 点オ 北緯 33度 35分 30秒 東経 129度 49分 41秒 点カ 北緯 33度 37分 17秒 東経 129度 51分 0秒	団体漁業種	唐津市鎮西町 加唐島及び松 島
	第2種 共同漁業	雑魚小型定置網 漁業 雑魚磯建網 漁業 いかかご 漁業 あなごかご (うけ含む。) 漁業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月20日から 4月15日まで 1月1日から 12月31日まで				
松 共 第16号 (旧松共 第17号)	第1種 共同漁業	あわび 漁業 とこぶし 漁業 さざえ 漁業 いな 漁業 うに 漁業 なまこ 漁業 たこ 漁業 わかめ 漁業 ふのり 漁業 ひじき 漁業 もずく 漁業 あまのり 漁業 てんぐさ 漁業 かじめ 漁業	12月21日から翌年10月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 10月1日から翌年3月31日まで 1月1日から 12月31日まで 12月1日から翌年7月31日まで 2月1日から 6月30日まで 11月1日から翌年5月31日まで 1月1日から 6月30日まで 10月1日から翌年4月30日まで 2月1日から 9月30日まで 12月1日から翌年8月31日まで	唐津市鎮西町 馬渡島地先	次のア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 点ア 北緯 33度 35分 10秒 東経 129度 46分 20秒 点イ 北緯 33度 34分 14秒 東経 129度 46分 49秒 点ウ 北緯 33度 33分 28秒 東経 129度 45分 45秒 点エ 北緯 33度 33分 29秒 東経 129度 44分 28秒 点オ 北緯 33度 34分 36秒 東経 129度 43分 59秒 点カ 北緯 33度 35分 12秒 東経 129度 44分 39秒	団体漁業種	唐津市鎮西町 馬渡島
	第2種 共同漁業	雑魚磯建網 漁業 あなごかご (うけ含む。) 漁業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで				
松 共 第17号 (旧松共 第18号)	第1種 共同漁業	あわび 漁業 とこぶし 漁業 さざえ 漁業 ばい 漁業 いな 漁業 あさり 漁業 かき 漁業 うに 漁業 なまこ 漁業 たこ 漁業 わかめ 漁業 ふのり 漁業 ひじき 漁業 もずく 漁業 ひとえぐさ 漁業 あまのり 漁業 てんぐさ 漁業 えごり 漁業 かじめ 漁業	12月21日から翌年10月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 11月1日から翌年3月31日まで 1月1日から 12月31日まで 10月1日から翌年3月31日まで 1月1日から 12月31日まで 12月1日から翌年7月31日まで 2月1日から 6月30日まで 11月1日から翌年5月31日まで 2月1日から 6月30日まで 10月1日から翌年6月30日まで 10月1日から翌年4月30日まで 2月1日から 9月30日まで 4月1日から 8月31日まで 12月1日から翌年8月31日まで	唐津市鎮西町 串崎から東松 浦郡玄海町直 賀崎に至る間 の地先	次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川は河口までとし、オ、カ、キ及びクの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域は除く。 点ア 北緯 33度 31分 28秒 東経 129度 50分 25秒 点イ 北緯 33度 31分 54秒 東経 129度 49分 49秒 点ウ 北緯 33度 31分 22秒 東経 129度 49分 15秒 点エ 北緯 33度 31分 5秒 東経 129度 49分 41秒 点オ 北緯 33度 31分 10秒 東経 129度 49分 50秒 点カ 北緯 33度 31分 21秒 東経 129度 50分 10秒 点キ 北緯 33度 31分 7秒 東経 129度 50分 49秒 点ク 北緯 33度 31分 6秒 東経 129度 50分 42秒	団体漁業種	唐津市鎮西町 大字串及び東 松浦郡玄海町 大字今村
	第2種 共同漁業	雑魚小型定置網 漁業 雑魚磯建網 漁業 いかかご 漁業 あなごかご (うけ含む。) 漁業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 2月1日から 4月30日まで 1月1日から 12月31日まで				
松 共 第18号 (旧松共 第19号)	第1種 共同漁業	あわび 漁業 とこぶし 漁業 さざえ 漁業 ばい 漁業 いな 漁業 あさり 漁業 かき 漁業 うに 漁業 なまこ 漁業 たこ 漁業 わかめ 漁業 ふのり 漁業 ひじき 漁業 もずく 漁業 ひとえぐさ 漁業 あまのり 漁業 てんぐさ 漁業 えごり 漁業 かじめ 漁業 すじあおのり 漁業	12月21日から翌年10月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 11月1日から翌年3月31日まで 1月1日から 12月31日まで 10月1日から翌年3月31日まで 1月1日から 12月31日まで 12月1日から翌年7月31日まで 2月1日から 6月30日まで 11月1日から翌年5月31日まで 2月1日から 6月30日まで 10月1日から翌年6月30日まで 10月1日から翌年4月30日まで 2月1日から 9月30日まで 4月1日から 8月31日まで 12月1日から翌年8月31日まで 12月1日から翌年4月30日まで	東松浦郡玄海 町直賀崎から 同町島ノ果山 南端に至る間 の地先	次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川は河口までとし、オ、カ、キ及びクの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域は除く。 点ア 北緯 33度 31分 5秒 東経 129度 49分 41秒 点イ 北緯 33度 31分 22秒 東経 129度 49分 15秒 点ウ 北緯 33度 29分 24秒 東経 129度 49分 44秒 点エ 北緯 33度 28分 15秒 東経 129度 49分 43秒 点オ 北緯 33度 27分 35秒 東経 129度 51分 27秒 点カ 北緯 33度 30分 58秒 東経 129度 49分 52秒 点キ 北緯 33度 31分 4秒 東経 129度 49分 30秒 点ク 北緯 33度 30分 21秒 東経 129度 49分 47秒	団体漁業種	東松浦郡玄海 町大字今村及 び大字仮屋
	第2種 共同漁業	雑魚小型定置網 漁業 雑魚磯建網 漁業 雑魚かご 漁業 いかかご 漁業 あなごかご (うけ含む。) 漁業	1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 1月1日から 12月31日まで 2月1日から 4月30日まで 1月1日から 12月31日まで				

別表第1

公 示 号	漁業の種 類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	個別漁業種又は団体漁業種の別	関係地区	
松 共 第19号 (旧松共 第20号)	第1種 共同漁業	あわび 漁業	12月21日から翌年10月31日まで	東松浦郡玄海 町半形から唐 津市肥前町大 崎に至る間の 地先	次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時 海岸線とによって囲まれた区域。ただし、座川は唐津市肥前町木 場ノ元ノ設置した標識から真方位31度00分の線まで、その他の河 川は河口までとする。	団体漁業種	東松浦郡玄海 町大字半形並 びに唐津市肥 前町大字鶴牧 及び大字納所	
		とこぶし 漁業	1月1日から 12月31日まで					
		さざえ 漁業	1月1日から 12月31日まで					
		ばい 漁業	1月1日から 12月31日まで					
		いな 漁業	1月1日から 12月31日まで					
		あさり 漁業	1月1日から 12月31日まで					
		かき 漁業	11月1日から翌年3月31日まで					
		あこやがい 漁業	1月1日から 12月31日まで					
		いがい 漁業	1月1日から 12月31日まで					
		うに 漁業	1月1日から 12月31日まで					
		なまこ 漁業	10月1日から翌年3月31日まで					
		たこ 漁業	1月1日から 12月31日まで					
		わかめ 漁業	12月1日から翌年7月31日まで					
		ふのり 漁業	2月1日から 6月30日まで					
		むじき 漁業	11月1日から翌年5月31日まで					
		もずく 漁業	2月1日から 6月30日まで					
		ひとえぐさ 漁業	10月1日から翌年6月30日まで					
		あまのり 漁業	10月1日から翌年4月30日まで					
		てんぐさ 漁業	2月1日から 9月30日まで					
		えごのり 漁業	4月1日から 8月31日まで					
		かじめ 漁業	12月1日から翌年8月31日まで					
		すじあおのり 漁業	10月1日から翌年4月30日まで					
		第2種 共同漁業	雑魚小型定置網 漁業					1月1日から 12月31日まで
			雑魚磯建網 漁業					1月1日から 12月31日まで
			雑魚かご 漁業					1月1日から 12月31日まで
			いかかご 漁業					1月20日から 4月15日まで
あなごかご (うけ含む。) 漁業	1月1日から 12月31日まで							
しろうおやな 漁業	2月1日から 4月30日まで							
松 共 第20号 (旧松共 第21号)	第1種 共同漁業		あわび 漁業	12月21日から翌年10月31日まで	唐津市肥前町 大崎から阿漕 に至る間の地 先及び同町向 島地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、 セ、ソ及びタの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とに よって囲まれた区域。ただし、河川は河口までとする。	団体漁業種	唐津市肥前町 大字納所、大 字人野、大字 星賀、大字晴 気、大字向島 及び大字野
			とこぶし 漁業	1月1日から 12月31日まで				
			さざえ 漁業	1月1日から 12月31日まで				
			ばい 漁業	1月1日から 12月31日まで				
		いな 漁業	1月1日から 12月31日まで					
		あさり 漁業	1月1日から 12月31日まで					
		かき 漁業	11月1日から翌年3月31日まで					
		あこやがい 漁業	1月1日から 12月31日まで					
		いがい 漁業	1月1日から 12月31日まで					
		うに 漁業	1月1日から 12月31日まで					
		なまこ 漁業	10月1日から翌年3月31日まで					
		たこ 漁業	1月1日から 12月31日まで					
		わかめ 漁業	12月1日から翌年7月31日まで					
		ふのり 漁業	2月1日から 6月30日まで					
		むじき 漁業	11月1日から翌年5月31日まで					
		もずく 漁業	2月1日から 6月30日まで					
		ひとえぐさ 漁業	10月1日から翌年6月30日まで					
		あまのり 漁業	10月1日から翌年4月30日まで					
		てんぐさ 漁業	2月1日から 9月30日まで					
		えごのり 漁業	4月1日から 8月31日まで					
		かじめ 漁業	12月1日から翌年8月31日まで					
		すじあおのり 漁業	10月1日から翌年4月30日まで					
		第2種 共同漁業	雑魚小型定置網 漁業	1月1日から 12月31日まで				
			雑魚磯建網 漁業	1月1日から 12月31日まで				
			雑魚かご 漁業	1月1日から 12月31日まで				
			いかかご 漁業	1月20日から 4月15日まで				
あなごかご (うけ含む。) 漁業	1月1日から 12月31日まで							
しろうお四つ手 漁業	2月1日から 4月30日まで							
点ア 北緯 33度 29分 10秒 東経 129度 48分 22秒	(基点共第31号：唐津市肥前町大崎北端に設置した標識)							
点イ 北緯 33度 29分 34秒 東経 129度 48分 7秒								
点ウ 北緯 33度 29分 39秒 東経 129度 47分 14秒								
点エ 北緯 33度 30分 5秒 東経 129度 46分 44秒								
点オ 北緯 33度 30分 6秒 東経 129度 46分 15秒								
点カ 北緯 33度 29分 45秒 東経 129度 45分 53秒	(東松浦郡玄海町カナミ鼻西端から唐津市肥前町向島 北端を見通した線の延長線と長崎県松浦市鷹島町 宇毛岩北端と唐津市鎮西町馬渡島番所の辻三三点 (237.92メートル)を結んだ直線との交点)							
点キ 北緯 33度 29分 5秒 東経 129度 46分 1秒	(長崎県松浦市鷹島町宇毛岩北端と唐津市鎮西町 馬渡島番所ノ辻三三点(237.92メートル)頂を結ん だ直線と東松浦郡玄海町大崎西端から唐津市肥前町 向島南端を見通した線の延長線との交点)							
点ク 北緯 33度 28分 43秒 東経 129度 46分 32秒	(東松浦郡玄海町瓜崎西端と長崎県松浦市鷹島町阿翁鼻 北端を結んだ直線と唐津市肥前町立神鼻北端と市 鎮西町馬渡島西端を結んだ直線との交点)							
点ケ 北緯 33度 28分 2秒 東経 129度 46分 48秒	(唐津市肥前町立神鼻北端と市鎮西町馬渡島西端を 結んだ直線と基点共第31号と長崎県松浦市鷹島町宇毛 岩北端を結んだ直線との交点)							
点コ 北緯 33度 26分 53秒 東経 129度 46分 42秒	(唐津市肥前町宮崎鼻西端から長崎県松浦市鷹島町 丸尾鼻北端を見通した線上、同宮崎鼻西端から 500メートルの点)							
点サ 北緯 33度 26分 20秒 東経 129度 47分 15秒	(唐津市肥前町ヶ崎西端から長崎県松浦市鷹島町 真立鼻北端を見通した線上、同ヶ崎西端から 375メートルの点)							
点シ 北緯 33度 25分 49秒 東経 129度 47分 57秒	(唐津市肥前町牛島南端と長崎県松浦市鷹島町千上鼻 東端を結んだ直線の中央点)							
点ス 北緯 33度 25分 31秒 東経 129度 48分 34秒	(唐津市肥前町長七鼻西端から長崎県松浦市福島町 初崎北端を見通した線上、同町長七鼻西端から 500メートルの点)							
点セ 北緯 33度 24分 39秒 東経 129度 49分 22秒	(唐津市肥前町阿漕鼻南端から長崎県松浦市福島町 綱ノ鼻に設置された西側鉄塔(真方位202度30分)を 見通した線上の対岸と同阿漕鼻南端を結んだ直線 上の対岸と同阿漕鼻南端を結んだ直線の中央点)							
点ソ 北緯 33度 24分 36秒 東経 129度 49分 51秒	(基点共第32号から真方位 200度00分の線上の長崎県 松浦市福島町対岸と同基点を結んだ直線の中央点)							
点タ 北緯 33度 24分 51秒 東経 129度 49分 59秒	(基点共第32号：唐津市肥前町上ヶ倉と同町瓜ヶ坂 との境界に設置した標識)							

別表第1

公 示 号	漁業の種 類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	個別漁業種又は団体漁業種の別	関係地区		
松 共 第21号 (旧松共 第22号)	第1種 共同漁業	にな	漁業	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 満越から同町 湯の浦に至る 間の地先	次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時 海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川は河口までとす る。 点ア 北緯 33度 24分 51秒 東経 129度 49分 59秒 (基点共第32号:唐津市肥前町上ヶ倉と同町瓜ヶ坂 との境界に設置した標識) 点イ 北緯 33度 24分 36秒 東経 129度 49分 51秒 (基点共第32号から真方位 200度00分の線上の長崎県 松浦市福島町対岸と同基点との中央点) 点ウ 北緯 33度 23分 34秒 東経 129度 51分 40秒 (基点共第33号と長崎県松浦市福島町四十ヶ島東端を 結んだ直線の中央点) 点エ 北緯 33度 23分 36秒 東経 129度 51分 53秒 (基点共第33号:唐津市肥前町と伊万里市波多津町 との境界に設置した標識)	団体漁業種	唐津市肥前町 大字大浦	
		あさり	漁業	1月1日から 12月31日まで					
		かき	漁業	11月1日から翌年3月31日まで					
		あこやがい	漁業	1月1日から 12月31日まで					
		たいらぎ	漁業	10月1日から翌年5月31日まで					
		うに	漁業	1月1日から 12月31日まで					
		なまこ	漁業	10月1日から翌年3月31日まで					
		たこ	漁業	1月1日から 12月31日まで					
		もずく	漁業	2月1日から 6月30日まで					
		ひとえぐさ	漁業	10月1日から翌年6月30日まで					
		てんぐさ	漁業	2月1日から 9月30日まで					
	えごのり	漁業	4月1日から 8月31日まで						
	すじあわのり	漁業	10月1日から翌年4月30日まで						
	第2種 共同漁業	雑魚磯建網	漁業	1月1日から 12月31日まで					
		雑魚かご	漁業	1月1日から 12月31日まで					
いかかご		漁業	1月20日から 4月15日まで						
あなごかご (うけ含む。)		漁業	1月1日から 12月31日まで						
松 共 第22号 (旧松共 第23号)	第1種 共同漁業	あさり	漁業	1月1日から 12月31日まで	伊万里市地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びクの各点を順次に結んだ 直線、ク及びコを結んだ直線、最大高潮時海岸線とによって囲ま れた区域。ただし、河川は河口までとする。 点ア 北緯 33度 23分 36秒 東経 129度 51分 53秒 (基点共第33号:唐津市肥前町と伊万里市波多津町 との境界に設置した標識) 点イ 北緯 33度 23分 34秒 東経 129度 51分 40秒 (基点共第33号と長崎県松浦市福島町四十ヶ島東端を 結んだ直線の中央点) 点ウ 北緯 33度 22分 55秒 東経 129度 51分 49秒 (伊万里市波多津町戸積鼻北端と長崎県松浦市福島町 瀬山島東端を結んだ直線の中央点) 点エ 北緯 33度 22分 22秒 東経 129度 51分 26秒 (伊万里市波多津町と長崎県松浦市福島町に架る福島 橋の中央点) 点オ 北緯 33度 21分 50秒 東経 129度 50分 41秒 (伊万里市波多津町煤屋崎北西端と長崎県松浦市福島町 砥石鼻東端を結んだ直線の中央点) 点カ 北緯 33度 20分 42秒 東経 129度 49分 47秒 (長崎県松浦市福島町白岩鼻南端から伊万里市黒川町 骨達岳山頂見通し線上、同白岩鼻から1,600メートル の点) 点キ 北緯 33度 20分 23秒 東経 129度 48分 28秒 (基点共第36号から伊万里市黒川町骨達岳山頂見通し線 上、同基点から1,500メートルの点) 点ク 北緯 33度 20分 26秒 東経 129度 47分 27秒 (基点共第36号:佐賀県と長崎県との境界に設置し た標識) 点ケ 北緯 33度 20分 15秒 東経 129度 47分 33秒 (基点共第35号:伊万里市山代町浦ノ崎佐代川左岸 北西角に設置した標識) 点コ 北緯 33度 20分 32秒 東経 129度 50分 38秒 (基点共第34号:伊万里市黒川町福田字浦湯1290番 地吉が浦鼻に設置した標識)	団体漁業種	伊万里市	
		かき	漁業	11月1日から翌年3月31日まで					
		うに	漁業	1月1日から 12月31日まで					
		なまこ	漁業	10月1日から翌年3月31日まで					
		たこ	漁業	1月1日から 12月31日まで					
		もずく	漁業	2月1日から 6月30日まで					
		ひとえぐさ	漁業	10月1日から翌年6月30日まで					
		てんぐさ	漁業	2月1日から 9月30日まで					
		第2種 共同漁業	雑魚磯建網	漁業					1月1日から 12月31日まで
			雑魚かご	漁業					1月1日から 12月31日まで
			いかかご	漁業					4月1日から 7月31日まで
	あなごかご (うけ含む。)		漁業	1月1日から 12月31日まで					

別表第2

公示番号	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	個別漁業権または団体漁業権の別	備考
松定第1号	雑魚落網漁業	1月1日から12月31日まで	唐津市神集島 黒瀬地先	次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点ア：北緯 33度31分55秒 東経 129度58分37秒 点イ：北緯 33度32分 7秒 東経 129度58分59秒 点ウ：北緯 33度31分46秒 東経 129度59分 7秒 点エ：北緯 33度31分51秒 東経 129度58分35秒	唐津市神集島	個別漁業権	旧松定第1号
松定第2号	雑魚落網漁業	1月1日から12月31日まで	唐津市加唐島 大泊地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点ア：北緯 33度36分19秒 東経 129度51分38秒 点イ：北緯 33度36分14秒 東経 129度51分59秒 点ウ：北緯 33度36分25秒 東経 129度52分 5秒 点エ：北緯 33度36分38秒 東経 129度51分59秒 点オ：北緯 33度36分35秒 東経 129度51分51秒 点カ：北緯 33度36分27秒 東経 129度51分50秒 点キ：北緯 33度36分27秒 東経 129度51分46秒	唐津市鎮西町 加唐島	個別漁業権	旧松定第2号

別表第3

公示番号	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	個別漁業権又は団体漁業権の別	備考
松 区 第201号	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	唐津市浜玉町 洲上地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 27分 45秒 東経 130度 02分 07秒 点イ：北緯 33度 27分 40秒 東経 130度 02分 12秒 点ウ：北緯 33度 27分 40秒 東経 130度 02分 11秒 点エ：北緯 33度 27分 45秒 東経 130度 02分 06秒	唐津市浜玉町	団体漁業権	旧松区 第201号 時期変更
松 区 第202号	わかめ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで	唐津市大島地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 28分 16秒 東経 129度 58分 15秒 点イ：北緯 33度 28分 14秒 東経 129度 58分 10秒 点ウ：北緯 33度 28分 15秒 東経 129度 58分 08秒 点エ：北緯 33度 28分 18秒 東経 129度 58分 12秒	唐津市西唐津、 大島及び唐房	団体漁業権	新規漁業権 旧松区 第301号 の一部
松 区 第203号	わかめ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで	唐津市大島地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 29分 07秒 東経 129度 57分 36秒 点イ：北緯 33度 29分 05秒 東経 129度 57分 34秒 点ウ：北緯 33度 29分 12秒 東経 129度 57分 25秒 点エ：北緯 33度 29分 14秒 東経 129度 57分 28秒	唐津市西唐津、 大島及び唐房	団体漁業権	新規漁業権 旧松区 第302号 の一部
松 区 第204号	わかめ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで	唐津市唐房地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、クの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 28分 48秒 東経 129度 56分 14秒 点イ：北緯 33度 28分 50秒 東経 129度 56分 25秒 点ウ：北緯 33度 28分 40秒 東経 129度 56分 35秒 点エ：北緯 33度 28分 36秒 東経 129度 56分 31秒 点オ：北緯 33度 28分 46秒 東経 129度 56分 20秒 点カ：北緯 33度 28分 45秒 東経 129度 56分 19秒 点キ：北緯 33度 28分 46秒 東経 129度 56分 18秒 点ク：北緯 33度 28分 48秒 東経 129度 56分 14秒	唐津市西唐津、 大島及び唐房	団体漁業権	旧松区 第202号 時期変更
松 区 第205号	わかめ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで	唐津市鳩川地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 28分 49秒 東経 129度 56分 15秒 点イ：北緯 33度 28分 50秒 東経 129度 56分 18秒 点ウ：北緯 33度 28分 49秒 東経 129度 56分 18秒 点エ：北緯 33度 28分 48秒 東経 129度 56分 15秒	唐津市西唐津、 大島及び唐房	団体漁業権	旧松区 第203号 時期変更
松 区 第206号	わかめ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで	唐津市鳩川地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 29分 55秒 東経 129度 57分 10秒 点イ：北緯 33度 29分 57秒 東経 129度 57分 12秒 点ウ：北緯 33度 29分 55秒 東経 129度 57分 15秒 点エ：北緯 33度 29分 53秒 東経 129度 57分 14秒	唐津市西唐津、 大島及び唐房	団体漁業権	旧松区 第204号 時期変更

別表第3

公示番号	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	個別漁業種又は団体漁業種の別	備考
松 区 第251号	こんぶ養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市鎮西町 波戸地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 32分 39秒 東経 129度 51分 30秒 点イ：北緯 33度 32分 41秒 東経 129度 51分 33秒 点ウ：北緯 33度 32分 40秒 東経 129度 51分 35秒 点エ：北緯 33度 32分 38秒 東経 129度 51分 32秒	唐津市鎮西町 波戸	団体漁業種	旧松区 第251号
松 区 第252号	こんぶ養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市鎮西町 小波戸浦	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 32分 58秒 東経 129度 51分 35秒 点イ：北緯 33度 32分 58秒 東経 129度 51分 37秒 点ウ：北緯 33度 32分 54秒 東経 129度 51分 37秒 点エ：北緯 33度 32分 54秒 東経 129度 51分 35秒	唐津市鎮西町 波戸	団体漁業種	旧松区 第252号
松 区 第253号	こんぶ養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市鎮西町 名護屋米納戸浦	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 32分 17秒 東経 129度 50分 55秒 点イ：北緯 33度 32分 20秒 東経 129度 50分 48秒 点ウ：北緯 33度 32分 29秒 東経 129度 50分 43秒 点エ：北緯 33度 32分 25秒 東経 129度 51分 00秒 点オ：北緯 33度 32分 20秒 東経 129度 51分 01秒	唐津市鎮西町 名護屋(南区、北区を除く)	団体漁業種	旧松区 第253号 区域変更
松 区 第254号	こんぶ養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市呼子町 呼子地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 32分 51秒 東経 129度 53分 29秒 点イ：北緯 33度 32分 52秒 東経 129度 53分 31秒 点ウ：北緯 33度 32分 52秒 東経 129度 53分 31秒 点エ：北緯 33度 32分 51秒 東経 129度 51分 29秒	唐津市呼子町 呼子	団体漁業種	新規漁業種
松 区 消滅	こんぶ養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市鎮西町 加唐島オモト地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第105号：唐津市鎮西町加唐島三角点(123.42メートル) 点ア：基点105号から真方位161度 48分 950メートルの点 点イ：基点105号から真方位155度 00分 995メートルの点 点ウ：基点105号から真方位153度 24分 935メートルの点 点エ：基点105号から真方位147度 42分 985メートルの点 点オ：基点105号から真方位150度 06分 1,055メートルの点 点カ：基点105号から真方位162度 42分 970メートルの点	唐津市鎮西町 加唐島	団体漁業種	旧松区 第254号 消滅
松 区 消滅	魚類小割式 養殖業 (くろまぐろ 養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで	唐津市大島地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第102号：唐津市高島山頂三角点(169.88メートル) 点ア：基点第102号から真方位 244度 45分 1,970メートルの点 点イ：基点第102号から真方位 247度 41分 2,200メートルの点 点ウ：基点第102号から真方位 250度 06分 2,250メートルの点 点エ：基点第102号から真方位 251度 03分 2,110メートルの点	唐津市西唐津 及び大島	団体漁業種	旧松区 第301号
松 区 消滅	魚類小割式 養殖業 (くろまぐろ 養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで	唐津市大島地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第201号：唐津市大島地先西港東防波堤東灯台 点ア：基点第201号から真方位 301度 47分 75メートルの点 点イ：基点第201号から真方位 266度 50分 120メートルの点 点ウ：基点第201号から真方位 303度 00分 300メートルの点 点エ：基点第201号から真方位 313度 39分 350メートルの点	唐津市西唐津 及び大島	団体漁業種	旧松区 第302号
松 区 消滅	魚類小割式 養殖業 (くろまぐろ 養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで	唐津市鳩川地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点103号：唐津市大島山頂三角点(475.9メートル) 点ア：基点103号から真方位323度 42分 2,065メートルの点 点イ：基点103号から真方位324度 36分 2,070メートルの点 点ウ：基点103号から真方位325度 00分 1,955メートルの点 点エ：基点103号から真方位324度 30分 1,970メートルの点	唐津市唐戸	団体漁業種	旧松区 第303号

別表第3

公示番号	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	個別漁業権又は団体漁業権の別	備考
松 区 第301号	魚類小割式 養殖業 (くろまぐろ 養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで	唐津市 神集島地先	次のア及びイの各点を順次に結んだ直線と 最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 32分 20秒 東経 129度 58分 01秒 点イ：北緯 33度 32分 15秒 東経 129度 57分 56秒	唐津市神集島	団体漁業権	旧松区 第304号
松 区 第302号	魚類小割式 養殖業 (くろまぐろ 養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで	唐津市呼子町 殿の浦字ワタリ 地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に 結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 32分 12秒 東経 129度 52分 57秒 点イ：北緯 33度 32分 06秒 東経 129度 52分 55秒 点ウ：北緯 33度 32分 07秒 東経 129度 52分 51秒 点エ：北緯 33度 32分 13秒 東経 129度 52分 54秒	唐津市呼子町 呼子	団体漁業権	旧松区 第305号
松 区 第303号	魚類小割式 養殖業 (くろまぐろ 養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで	唐津市呼子町 加部島地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に 結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 33分 10秒 東経 129度 53分 40秒 点イ：北緯 33度 33分 09秒 東経 129度 53分 39秒 点ウ：北緯 33度 33分 12秒 東経 129度 53分 33秒 点エ：北緯 33度 33分 13秒 東経 129度 53分 35秒	唐津市呼子町 加部島片村 及び杉村地区	団体漁業権	旧松区 第306号
松 区 第304号	魚類小割式 養殖業 (くろまぐろ 養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで	唐津市呼子町 加部島田の下 地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に 結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 33分 00秒 東経 129度 53分 18秒 点イ：北緯 33度 32分 54秒 東経 129度 53分 10秒 点ウ：北緯 33度 32分 55秒 東経 129度 53分 09秒 点エ：北緯 33度 33分 01秒 東経 129度 53分 16秒	唐津市呼子町 加部島片村 及び杉村地区	団体漁業権	旧松区 第307号
松 区 第305号	魚類小割式 養殖業 (くろまぐろ 養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで	唐津市呼子町 加部島片島地先	次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結ん だ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれ た区域 点ア：北緯 33度 32分 55秒 東経 129度 53分 08秒 点イ：北緯 33度 32分 53秒 東経 129度 53分 09秒 点ウ：北緯 33度 32分 44秒 東経 129度 52分 58秒 点エ：北緯 33度 32分 50秒 東経 129度 52分 54秒	唐津市呼子町 加部島片島 地区	団体漁業権	旧松区 第308号
松 区 第306号	魚類小割式 養殖業 (くろまぐろ 養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで	唐津市鎮西町 名護屋方柄浦	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次 に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 32分 17秒 東経 129度 52分 29秒 点イ：北緯 33度 32分 13秒 東経 129度 52分 25秒 点ウ：北緯 33度 32分 18秒 東経 129度 52分 16秒 点エ：北緯 33度 32分 22秒 東経 129度 52分 21秒	唐津市鎮西町 名護屋	団体漁業権	旧松区 第309号
松 区 第307号	魚類小割式 養殖業 (くろまぐろ 養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで	唐津市鎮西町 名護屋地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次 に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 32分 21秒 東経 129度 52分 15秒 点イ：北緯 33度 32分 19秒 東経 129度 52分 13秒 点ウ：北緯 33度 32分 24秒 東経 129度 52分 02秒 点エ：北緯 33度 32分 27秒 東経 129度 52分 04秒	唐津市鎮西町 名護屋	団体漁業権	旧松区 第310号
松 区 消滅	魚類小割式 養殖業 (くろまぐろ 養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで	唐津市鎮西町 名護屋地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次 に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 32分 26秒 東経 129度 52分 04秒 点イ：北緯 33度 32分 25秒 東経 129度 52分 02秒 点ウ：北緯 33度 32分 27秒 東経 129度 51分 59秒 点エ：北緯 33度 32分 28秒 東経 129度 52分 00秒	唐津市鎮西町 名護屋	団体漁業権	旧松区 第311号 区域変更
松 区 消滅	魚類小割式 養殖業 (くろまぐろ 養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで	唐津市鎮西町 波戸地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に 結んだ直線によって囲まれた区域 基点108号：唐津市鎮西町波戸御灯台 点ア：基点108号から真方位111度 30分 1,760メートルの点 点イ：基点108号から真方位108度 54分 1,935メートルの点 点ウ：基点108号から真方位111度 48分 1,990メートルの点 点エ：基点108号から真方位114度 48分 1,820メートルの点	唐津市鎮西町 波戸	団体漁業権	旧松区 第312号

別表第3

公示番号	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	個別漁業権又は 団体漁業権の別	備考
松 区 第308号	魚類小割式 養殖業 (くろまぐる 養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで	東松浦郡玄海町 外津湾内	次のア及びイを結んだ直線と、ウ、エ、 オ、カ、キ及びクの各点を順次に結んだ直線 と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 30分 48秒 東経 129度 51分 12秒 点イ：北緯 33度 30分 40秒 東経 129度 51分 19秒 点ウ：北緯 33度 30分 39秒 東経 129度 51分 20秒 点エ：北緯 33度 30分 31秒 東経 129度 51分 19秒 点オ：北緯 33度 30分 31秒 東経 129度 51分 13秒 点カ：北緯 33度 30分 46秒 東経 129度 51分 05秒 点キ：北緯 33度 30分 52秒 東経 129度 50分 56秒 点ク：北緯 33度 30分 54秒 東経 129度 50分 58秒	東松浦郡 玄海町 大字今村	団体漁業権	旧松区 第313号
松 区 第309号	魚類小割式 養殖業 (くろまぐる 養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで	東松浦郡玄海町 外津湾内	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に 結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 31分 01秒 東経 129度 50分 43秒 点イ：北緯 33度 31分 00秒 東経 129度 50分 46秒 点ウ：北緯 33度 30分 58秒 東経 129度 50分 44秒 点エ：北緯 33度 31分 00秒 東経 129度 50分 42秒	東松浦郡 玄海町 大字今村	団体漁業権	旧松区 第314号
松 区 第310号	魚類小割式 養殖業 (くろまぐる 養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで	東松浦郡玄海町 飯屋高岩鼻地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に 結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 28分 23秒 東経 129度 50分 03秒 点イ：北緯 33度 28分 22秒 東経 129度 50分 02秒 点ウ：北緯 33度 28分 25秒 東経 129度 49分 57秒 点エ：北緯 33度 28分 26秒 東経 129度 49分 58秒	東松浦郡 玄海町 大字飯屋	団体漁業権	旧松区 第315号
松 区 第311号	魚類小割式 養殖業 (くろまぐる 養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで	東松浦郡玄海町 飯屋地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキの各点 を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とに よって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 27分 59秒 東経 129度 50分 55秒 点イ：北緯 33度 27分 53秒 東経 129度 50分 49秒 点ウ：北緯 33度 28分 06秒 東経 129度 50分 32秒 点エ：北緯 33度 28分 13秒 東経 129度 50分 40秒 点オ：北緯 33度 28分 08秒 東経 129度 50分 47秒 点カ：北緯 33度 28分 06秒 東経 129度 50分 50秒 点キ：北緯 33度 28分 02秒 東経 129度 50分 51秒	東松浦郡 玄海町 大字飯屋	団体漁業権	旧松区 第316号
松 区 第312号	魚類小割式 養殖業 (くろまぐる 養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで	東松浦郡玄海町 飯屋地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に 結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 27分 59秒 東経 129度 50分 55秒 点イ：北緯 33度 27分 53秒 東経 129度 51分 10秒 点ウ：北緯 33度 27分 49秒 東経 129度 51分 07秒 点エ：北緯 33度 27分 55秒 東経 129度 50分 51秒	東松浦郡 玄海町 大字飯屋	団体漁業権	旧松区 第317号
松 区 第313号	魚類小割式 養殖業 (くろまぐる 養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 竹ノ子島西側 地先	次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結ん だ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれ た区域 点ア：北緯 33度 27分 17秒 東経 129度 50分 38秒 点イ：北緯 33度 27分 17秒 東経 129度 50分 36秒 点ウ：北緯 33度 27分 17秒 東経 129度 50分 35秒 点エ：北緯 33度 27分 20秒 東経 129度 50分 37秒	唐津市肥前町 穂牧、納所、 入野、星賀、 晴気及び向島	団体漁業権	旧松区 第318号

別表第3

公示番号	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	個別漁業種又は団体漁業種の別	備考
松 区 第314号	魚類小割式 養殖業 (くろまぐろ 養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 納所佐久日鼻 地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に 結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 28分 20秒 東経 129度 49分 38秒 点イ：北緯 33度 28分 15秒 東経 129度 49分 32秒 点ウ：北緯 33度 28分 21秒 東経 129度 49分 30秒 点エ：北緯 33度 28分 24秒 東経 129度 49分 35秒	唐津市肥前町 鶴牧、納所、 入野、星賀、 晴気及び向島	団体漁業種	旧松区 第319号
松 区 消滅	魚類小割式 養殖業 (くろまぐろ 養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 入野半崎地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に 結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 27分 23秒 東経 129度 48分 12秒 点イ：北緯 33度 27分 22秒 東経 129度 48分 10秒 点ウ：北緯 33度 27分 29秒 東経 129度 48分 01秒 点エ：北緯 33度 27分 31秒 東経 129度 48分 04秒	唐津市肥前町 鶴牧、納所、 入野、星賀、 晴気及び向島	団体漁業種	旧松区 第320号
松 区 消滅	魚類小割式 養殖業 (くろまぐろ 養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 星賀ヤケ崎地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に 結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲 まれた区域 点ア：北緯 33度 26分 26秒 東経 129度 47分 46秒 点イ：北緯 33度 26分 23秒 東経 129度 47分 43秒 点ウ：北緯 33度 26分 24秒 東経 129度 47分 42秒 点エ：北緯 33度 26分 33秒 東経 129度 47分 44秒 点オ：北緯 33度 26分 31秒 東経 129度 47分 48秒	唐津市肥前町 鶴牧、納所、 入野、星賀、 晴気及び向島	団体漁業種	旧松区 第321号
松 区 第315号	魚類小割式 養殖業 (くろまぐろ 養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 星賀ヤケ崎地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に 結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 26分 25秒 東経 129度 47分 59秒 点イ：北緯 33度 26分 19秒 東経 129度 47分 49秒 点ウ：北緯 33度 26分 22秒 東経 129度 47分 41秒 点エ：北緯 33度 26分 27秒 東経 129度 47分 56秒	唐津市肥前町 星賀及び 伊万里市 波多津町	団体漁業種	旧松区 第322号
松 区 第316号	魚類小割式 養殖業 (くろまぐろ 養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 入野クビキ島 地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結ん だ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれ た区域 点ア：北緯 33度 25分 59秒 東経 129度 48分 27秒 点イ：北緯 33度 26分 01秒 東経 129度 48分 30秒 点ウ：北緯 33度 25分 57秒 東経 129度 48分 32秒 点エ：北緯 33度 25分 58秒 東経 129度 48分 28秒	唐津市肥前町 鶴牧、納所、 入野、星賀、 晴気及び向島	団体漁業種	旧松区 第323号
松 区 第317号	魚類小割式 養殖業 (くろまぐろ 養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 田野松島東側 地先	次のア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を結んだ 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 25分 39秒 東経 129度 48分 38秒 点イ：北緯 33度 25分 39秒 東経 129度 48分 38秒 点ウ：北緯 33度 25分 38秒 東経 129度 48分 41秒 点エ：北緯 33度 25分 36秒 東経 129度 48分 41秒 点オ：北緯 33度 25分 36秒 東経 129度 48分 39秒 点カ：北緯 33度 25分 37秒 東経 129度 48分 39秒	唐津市肥前町 田野	団体漁業種	旧松区 第324号 縮小
松 区 第318号	魚類小割式 養殖業 (くろまぐろ 養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 田野阿漕上倉 地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に 結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 24分 45秒 東経 129度 50分 00秒 点イ：北緯 33度 24分 40秒 東経 129度 49分 58秒 点ウ：北緯 33度 24分 42秒 東経 129度 49分 54秒 点エ：北緯 33度 24分 47秒 東経 129度 49分 56秒	唐津市肥前町 田野	団体漁業種	旧松区 第325号

別表第3

公示番号	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	個別漁業権又は 団体漁業権の別	備考
松 区 第319号	魚類小割式 養殖業 (くろまぐる 養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 瓜ヶ坂こわじろ 地先	次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 24分 42秒 東経 129度 50分 16秒 点イ：北緯 33度 24分 30秒 東経 129度 50分 12秒 点ウ：北緯 33度 24分 37秒 東経 129度 49分 57秒 点エ：北緯 33度 24分 49秒 東経 129度 50分 01秒	唐津市肥前町 大浦	団体漁業権	旧松区 第326号
松 区 消滅	魚類小割式 養殖業 (くろまぐる 養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 大浦折口ノ浦 -	次のア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 24分 10秒 東経 129度 51分 12秒 点イ：北緯 33度 24分 8秒 東経 129度 51分 11秒 点ウ：北緯 33度 24分 12秒 東経 129度 50分 59秒 点エ：北緯 33度 24分 14秒 東経 129度 51分 04秒	唐津市肥前町 大浦	団体漁業権	旧松区 第327号
松 区 第320号	魚類小割式 養殖業 (くろまぐる 養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで	伊万里市 波多津町平串 地先	次のア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ直線とカ及びアの各点を結んだ直線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 22分 53秒 東経 129度 51分 47秒 点イ：北緯 33度 22分 51秒 東経 129度 51分 49秒 点ウ：北緯 33度 22分 53秒 東経 129度 51分 47秒 点エ：北緯 33度 23分 06秒 東経 129度 51分 45秒 点オ：北緯 33度 23分 08秒 東経 129度 51分 53秒 点カ：北緯 33度 22分 59秒 東経 129度 51分 55秒	伊万里市 波多津町	団体漁業権	旧松区 第328号
松 区 第351号	くろまぐる 小割式養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市鎮西町 名護屋地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 32分 23秒 東経 129度 52分 16秒 点イ：北緯 33度 32分 21秒 東経 129度 52分 15秒 点ウ：北緯 33度 32分 27秒 東経 129度 52分 04秒 点エ：北緯 33度 32分 29秒 東経 129度 52分 06秒	唐津市鎮西町 名護屋	団体漁業権	旧松区 第351号

別表第3

公示番号	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	個別漁業権又は 団体漁業権の別	備考
松 区 第401号	介類小割式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市呼子町 加部島地先	次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 33分 14秒 東経 129度 53分 25秒 点イ：北緯 33度 33分 14秒 東経 129度 53分 26秒 点ウ：北緯 33度 33分 13秒 東経 129度 53分 26秒 点エ：北緯 33度 33分 13秒 東経 129度 53分 25秒	唐津市呼子町 加部島	団体漁業権	旧松区 第401号
松 区 消滅	介類小割式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市呼子町 小川島地先	次のア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第 116号：唐津市呼子町小川島嶺山 三角点(60.58メートル) 点ア：基点第 116号から真方位 241度 29分 423メートルの点 点イ：基点第 116号から真方位 232度 28分 373メートルの点 点ウ：基点第 116号から真方位 230度 26分 304メートルの点 点エ：基点第 116号から真方位 239度 16分 442メートルの点	唐津市呼子町 小川島	団体漁業権	旧松区 第402号
松 区 第402号	介類小割式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市呼子町 小川島地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 35分 36秒 東経 129度 53分 51秒 点イ：北緯 33度 35分 35秒 東経 129度 53分 51秒 点ウ：北緯 33度 35分 35秒 東経 129度 53分 46秒 点エ：北緯 33度 35分 36秒 東経 129度 53分 46秒	唐津市呼子町 小川島	団体漁業権	旧松区 第403号 区画縮小
松 区 第403号	介類小割式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市鎮西町 名護屋方柄浦 地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 23分 14秒 東経 129度 52分 16秒 点イ：北緯 33度 32分 16秒 東経 129度 52分 17秒 点ウ：北緯 33度 32分 18秒 東経 129度 52分 13秒 点エ：北緯 33度 32分 16秒 東経 129度 52分 12秒 点オ：北緯 33度 32分 15秒 東経 129度 52分 14秒	唐津市鎮西町 名護屋	団体漁業権	旧松区 第404号 区画縮小
松 区 消滅	介類小割式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市鎮西町 小波戸浦	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点第 108号：唐津市鎮西町波戸柳灯台 点ア：基点108号から真方位114度 48分 1,580メートルの点 点イ：基点108号から真方位111度 30分 1,760メートルの点 点ウ：基点108号から真方位113度 12分 1,790メートルの点 点エ：基点108号から真方位117度 00分 1,620メートルの点	唐津市鎮西町 波戸	団体漁業権	旧松区 第405号
松 区 第404号	介類小割式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市鎮西町 小波戸浦	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 32分 57秒 東経 129度 51分 35秒 点イ：北緯 33度 32分 58秒 東経 129度 51分 37秒 点ウ：北緯 33度 32分 57秒 東経 129度 51分 37秒 点エ：北緯 33度 32分 54秒 東経 129度 51分 35秒	唐津市鎮西町 波戸	団体漁業権	旧松区 第406号
松 区 第405号	介類小割式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市鎮西町 波戸地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 32分 42秒 東経 129度 51分 30秒 点イ：北緯 33度 32分 41秒 東経 129度 51分 31秒 点ウ：北緯 33度 32分 40秒 東経 129度 51分 30秒 点エ：北緯 33度 32分 41秒 東経 129度 51分 29秒	唐津市鎮西町 波戸	団体漁業権	旧松区 第407号
松 区 第406号	介類小割式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市鎮西町 波戸地先	次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 32分 46秒 東経 129度 51分 30秒 点イ：北緯 33度 32分 47秒 東経 129度 51分 32秒 点ウ：北緯 33度 32分 46秒 東経 129度 51分 33秒 点エ：北緯 33度 32分 44秒 東経 129度 51分 34秒 点オ：北緯 33度 32分 43秒 東経 129度 51分 32秒	唐津市鎮西町 波戸	団体漁業権	旧松区 第408号

別表第3

公示番号	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	個別漁業権又は団体漁業権の別	備考
松 区 第407号	介類小割式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市鎮西町 名護屋納戸浦	次のア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に 結んだ直線と最大高潮時海岸線によって囲ま れた区域 点ア：北緯 33度 32分 17秒 東経 129度 50分 55秒 点イ：北緯 33度 32分 20秒 東経 129度 50分 48秒 点ウ：北緯 33度 32分 29秒 東経 129度 50分 43秒 点エ：北緯 33度 32分 25秒 東経 129度 51分 00秒 点オ：北緯 33度 32分 20秒 東経 129度 51分 01秒	唐津市鎮西町 名護屋(南 区、北区を 除く)	団体漁業権	旧松区 第409号
松 区 第408号	介類小割式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市鎮西町 串	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に 結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 31分 24秒 東経 129度 51分 14秒 点イ：北緯 33度 31分 25秒 東経 129度 51分 09秒 点ウ：北緯 33度 31分 29秒 東経 129度 51分 10秒 点エ：北緯 33度 31分 28秒 東経 129度 51分 15秒	唐津市鎮西町 名護屋(南 区、北区を 除く)及び串	団体漁業権	旧松区 第410号
松 区 消滅	介類小割式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市鎮西町 加唐島オモト 地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区 域 基点第105号：唐津市鎮西町加唐島三角点 (123メートル) 点ア：基点第105号から真方位 148度 54分 96メートルの点 点イ：基点第105号から真方位 161度 48分 1,035メートルの点 点ウ：基点第105号から真方位 163度 17分 972メートルの点 点エ：基点第105号から真方位 162度 53分 961メートルの点 点オ：基点第105号から真方位 160度 35分 962メートルの点 点カ：基点第105号から真方位 164度 56分 946メートルの点 点キ：基点第105号から真方位 163度 23分 914メートルの点	唐津市鎮西町 加唐島	団体漁業権	旧松区 第411号
松 区 消滅	介類小割式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市鎮西町 加唐島地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に 結んだ直線によって囲まれた区域 基点第105号：唐津市鎮西町加唐島三角点 (123メートル) 点ア：基点第105号から真方位 167度 48分 853メートルの点 点イ：基点第105号から真方位 167度 58分 863メートルの点 点ウ：基点第105号から真方位 174度 34分 846メートルの点 点エ：基点第105号から真方位 174度 29分 836メートルの点	唐津市鎮西町 加唐島	団体漁業権	旧松区 第412号
松 区 第409号	介類小割式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市鎮西町 松島地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を 順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 35分 04秒 東経 129度 51分 36秒 点イ：北緯 33度 35分 04秒 東経 129度 51分 36秒 点ウ：北緯 33度 35分 04秒 東経 129度 51分 32秒 点エ：北緯 33度 35分 04秒 東経 129度 51分 32秒	唐津市鎮西町	団体漁業権	旧松区 第413号
松 区 消滅	介類小割式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	東松浦郡玄海町 外津湾内	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に 結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 30分 31秒 東経 129度 51分 13秒 点イ：北緯 33度 30分 31秒 東経 129度 51分 16秒 点ウ：北緯 33度 30分 27秒 東経 129度 51分 15秒 点エ：北緯 33度 30分 27秒 東経 129度 51分 12秒	東松浦郡玄海 町大字今村	団体漁業権	旧松区 第414号
松 区 第410号	介類小割式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	東松浦郡玄海町 外津湾内	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に 結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 30分 46秒 東経 129度 51分 14秒 点イ：北緯 33度 30分 46秒 東経 129度 51分 20秒 点ウ：北緯 33度 30分 44秒 東経 129度 51分 21秒 点エ：北緯 33度 30分 44秒 東経 129度 51分 24秒	東松浦郡玄海 町大字今村	団体漁業権	旧松区 第507号 の一部
松 区 第411号	介類小割式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	東松浦郡玄海町 仮屋福浦	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に 結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 28分 23秒 東経 129度 50分 06秒 点イ：北緯 33度 28分 22秒 東経 129度 50分 06秒 点ウ：北緯 33度 28分 23秒 東経 129度 50分 04秒 点エ：北緯 33度 28分 23秒 東経 129度 50分 05秒	東松浦郡玄海 町大字仮屋	団体漁業権	旧松区 第415号

別表第3

公示番号	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	個別漁業権又は 団体漁業権の別	備考
松 区 消滅	介類小割式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	東松浦郡玄海町 大字半形形浦	次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第 110号：東松浦郡玄海町大字仮屋 天狗丘三角点(145.92メートル) 点ア：基点 110号から真方位 147度 00分 2,400メートルの点 点イ：基点 110号から真方位 144度 39分 2,390メートルの点 点ウ：基点 110号から真方位 144度 50分 2,510メートルの点 点エ：基点 110号から真方位 147度 29分 2,520メートルの点	唐津市肥前町 鶴枝	団体漁業権	旧松区 第416号
松 区 第412号 要確認	介類小割式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 入野サヤ崎地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 27分 26秒 東経 129度 47分 59秒 点イ：北緯 33度 27分 31秒 東経 129度 48分 04秒 点ウ：北緯 33度 27分 30秒 東経 129度 48分 05秒 点エ：北緯 33度 27分 25秒 東経 129度 48分 00秒	唐津市肥前町 鶴枝、納所、 入野 星賀、 晴気及び向島	団体漁業権	旧松区 第320号 第411号 の一部
松 区 第413号	介類小割式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 向島地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 29分 24秒 東経 129度 46分 42秒 点イ：北緯 33度 29分 24秒 東経 129度 46分 44秒 点ウ：北緯 33度 29分 20秒 東経 129度 46分 45秒 点エ：北緯 33度 29分 20秒 東経 129度 46分 39秒 点オ：北緯 33度 29分 21秒 東経 129度 46分 41秒	唐津市肥前町 向島	団体漁業権	旧松区 第418号

別表第3

公示番号	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	個別漁業種又は団体漁業種の別	備考
松 区 第501号	かき垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市大島地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 28分 16秒 東経 129度 58分 15秒 点イ：北緯 33度 28分 14秒 東経 129度 58分 10秒 点ウ：北緯 33度 28分 13秒 東経 129度 58分 11秒 点エ：北緯 33度 28分 13秒 東経 129度 58分 21秒	唐津市西唐津、 大島及び唐房	団体漁業種	新規漁業種 旧松区 第301号 の一部
松 区 第502号	かき垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市大島地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 29分 11秒 東経 129度 57分 31秒 点イ：北緯 33度 29分 09秒 東経 129度 57分 29秒 点ウ：北緯 33度 29分 05秒 東経 129度 57分 34秒 点エ：北緯 33度 29分 07秒 東経 129度 57分 36秒	唐津市西唐津、 大島及び唐房	団体漁業種	新規漁業種 旧松区 第302号 の一部
松 区 第503号	かき垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市鳩川地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 28分 51秒 東経 129度 56分 16秒 点イ：北緯 33度 28分 51秒 東経 129度 56分 18秒 点ウ：北緯 33度 28分 50秒 東経 129度 56分 18秒 点エ：北緯 33度 28分 49秒 東経 129度 56分 15秒	唐津市西唐津、 大島及び唐房	団体漁業種	旧松区 第501号
松 区 第504号	かき垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市鳩川地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 29分 39秒 東経 129度 56分 57秒 点イ：北緯 33度 29分 47秒 東経 129度 57分 04秒 点ウ：北緯 33度 29分 45秒 東経 129度 57分 07秒 点エ：北緯 33度 29分 37秒 東経 129度 57分 00秒	唐津市西唐津、 大島及び唐房	団体漁業種	旧松区 第502号
松 区 第505号	かき垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市鳩川地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 29分 47秒 東経 129度 57分 04秒 点イ：北緯 33度 29分 55秒 東経 129度 57分 10秒 点ウ：北緯 33度 29分 53秒 東経 129度 57分 14秒 点エ：北緯 33度 29分 45秒 東経 129度 57分 07秒	唐津市西唐津、 大島及び唐房	団体漁業種	旧松区 第503号
松 区 第506号	かき垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市鎮西町 名護屋野元地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 31分 12秒 東経 129度 52分 36秒 点イ：北緯 33度 31分 06秒 東経 129度 52分 35秒 点ウ：北緯 33度 31分 06秒 東経 129度 52分 31秒 点エ：北緯 33度 31分 13秒 東経 129度 52分 32秒	唐津市鎮西町 名護屋	団体漁業種	旧松区 第504号
松 区 第507号	かき垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市鎮西町 名護屋野元地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 31分 22秒 東経 129度 52分 43秒 点イ：北緯 33度 31分 16秒 東経 129度 52分 41秒 点ウ：北緯 33度 31分 16秒 東経 129度 52分 40秒 点エ：北緯 33度 31分 22秒 東経 129度 52分 41秒	唐津市鎮西町 名護屋（南 区、北区を 除く）	団体漁業種	旧松区 第505号
松 区 第508号	かき垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	東松浦郡玄海町 外津湾内	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 30分 46秒 東経 129度 51分 14秒 点イ：北緯 33度 30分 46秒 東経 129度 51分 20秒 点ウ：北緯 33度 30分 42秒 東経 129度 51分 20秒 点エ：北緯 33度 30分 41秒 東経 129度 51分 18秒	東松浦郡玄海 町大字今村 及び唐津市 鎮西町串	団体漁業種	旧松区 第506号
松 区 第509号	かき垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	東松浦郡玄海町 外津湾内	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 30分 44秒 東経 129度 51分 24秒 点イ：北緯 33度 30分 44秒 東経 129度 51分 21秒 点ウ：北緯 33度 30分 42秒 東経 129度 51分 24秒 点エ：北緯 33度 30分 42秒 東経 129度 51分 21秒	東松浦郡玄海 町大字今村	団体漁業種	旧松区 第507号 縮小
松 区 第510号	かき垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	東松浦郡玄海町 外津湾内	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 30分 31秒 東経 129度 51分 19秒 点イ：北緯 33度 30分 27秒 東経 129度 51分 19秒 点ウ：北緯 33度 30分 27秒 東経 129度 51分 15秒 点エ：北緯 33度 30分 31秒 東経 129度 51分 16秒	東松浦郡玄海 町大字今村	団体漁業種	新規 第508号 拡大
松 区 第511号	かき垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	東松浦郡玄海町	次のア、イ、ウ、エの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 27分 46秒 東経 129度 51分 07秒 点イ：北緯 33度 27分 54秒 東経 129度 51分 13秒 点ウ：北緯 33度 30分 27秒 東経 129度 51分 15秒 点エ：北緯 33度 30分 27秒 東経 129度 51分 12秒	東松浦郡玄海 町大字飯屋	団体漁業種	旧松区 第509号

別表第3

公示番号	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	個別漁業権又は団体漁業権の別	備考
松 区 第512号	かき垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	東松浦郡玄海町	次のア、イ、ウ、エの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 28分 05秒 東経 129度 51分 04秒 点イ：北緯 33度 27分 58秒 東経 129度 51分 14秒 点ウ：北緯 33度 27分 54秒 東経 129度 51分 11秒 点エ：北緯 33度 28分 01秒 東経 129度 51分 00秒	東松浦郡玄海町大字仮屋	団体漁業権	新規
松 区 第513号	かき垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	東松浦郡玄海町 仮屋地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 28分 02秒 東経 129度 50分 52秒 点イ：北緯 33度 28分 02秒 東経 129度 50分 51秒 点ウ：北緯 33度 28分 06秒 東経 129度 50分 50秒 点エ：北緯 33度 28分 06秒 東経 129度 50分 51秒	東松浦郡玄海町大字仮屋	団体漁業権	旧松区 第510号 拡大
松 区 第514号	かき垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	東松浦郡玄海町 大字浜野浦水ノ 浦	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 29分 22秒 東経 129度 50分 05秒 点イ：北緯 33度 29分 18秒 東経 129度 50分 05秒 点ウ：北緯 33度 29分 14秒 東経 129度 50分 12秒	東松浦郡玄海町 大字仮屋	団体漁業権	旧松区 第511号
松 区 第515号	かき垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 竹ノ子島地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 27分 15秒 東経 129度 50分 54秒 点イ：北緯 33度 27分 13秒 東経 129度 50分 59秒 点ウ：北緯 33度 27分 05秒 東経 129度 50分 53秒 点エ：北緯 33度 27分 06秒 東経 129度 50分 53秒 点オ：北緯 33度 26分 55秒 東経 129度 50分 42秒 点カ：北緯 33度 27分 07秒 東経 129度 50分 26秒 点キ：北緯 33度 27分 13秒 東経 129度 50分 32秒 点ク：北緯 33度 27分 14秒 東経 129度 50分 35秒 点ケ：北緯 33度 27分 18秒 東経 129度 50分 43秒 点コ：北緯 33度 27分 18秒 東経 129度 50分 46秒	唐津市肥前町 鶴牧	団体漁業権	旧松区 第512号 拡大
松 区 第516号 要確認	魚類小割式 養殖業 (くろまぐる 養殖業を除く)	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 人野サヤ崎地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 27分 30秒 東経 129度 48分 05秒 点イ：北緯 33度 27分 23秒 東経 129度 48分 12秒 点ウ：北緯 33度 27分 24秒 東経 129度 48分 04秒 点エ：北緯 33度 27分 23秒 東経 129度 48分 03秒 点オ：北緯 33度 27分 26秒 東経 129度 47分 59秒 点カ：北緯 33度 27分 31秒 東経 129度 48分 04秒	唐津市肥前町 鶴牧、納所、 人野、星賀、 晴気及び向島	団体漁業権	旧松区 第320号 第311号 一部

別表第3

公示番号	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	個別漁業権又は団体漁業権の別	備考
松 区 第517号	かき垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 晴気地先	次のア、イ、ウ、エの各点を順次に結んだ 直線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区 域 点ア：北緯 33度 26分 03秒 東経 129度 48分 39秒 点イ：北緯 33度 26分 01秒 東経 129度 48分 35秒 点ウ：北緯 33度 26分 03秒 東経 129度 48分 19秒 点エ：北緯 33度 26分 07秒 東経 129度 48分 20秒	唐津市肥前町 入野	団体漁業権	旧松区 第513号
松 区 第518号	かき垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 入野仏島地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に 結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 25分 50秒 東経 129度 48分 46秒 点イ：北緯 33度 25分 48秒 東経 129度 48分 44秒 点ウ：北緯 33度 25分 51秒 東経 129度 48分 40秒 点エ：北緯 33度 25分 53秒 東経 129度 48分 42秒	唐津市肥前町 鶴牧、納所、 入野、星賀、 晴気及び向島	団体漁業権	旧松区 第514号
松 区 第519号	かき垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 牛島南西側地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に 結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲 まれた区域 点ア：北緯 33度 25分 53秒 東経 129度 48分 22秒 点イ：北緯 33度 25分 42秒 東経 129度 48分 38秒 点ウ：北緯 33度 25分 37秒 東経 129度 48分 33秒 点エ：北緯 33度 25分 47秒 東経 129度 48分 19秒 点オ：北緯 33度 25分 52秒 東経 129度 48分 21秒	唐津市肥前町 鶴牧、納所、 入野、星賀、 晴気及び向島	団体漁業権	旧松区 第515号
松 区 第520号	かき垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 田野阿漕上倉 地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に 結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 24分 47秒 東経 129度 49分 56秒 点イ：北緯 33度 24分 42秒 東経 129度 49分 54秒 点ウ：北緯 33度 24分 44秒 東経 129度 49分 52秒 点エ：北緯 33度 24分 47秒 東経 129度 49分 54秒	唐津市肥前町 田野	団体漁業権	旧松区 第516号
松 区 第521号	かき垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 高串地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を 順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 25分 26秒 東経 129度 49分 16秒 点イ：北緯 33度 25分 27秒 東経 129度 49分 13秒 点ウ：北緯 33度 25分 25秒 東経 129度 49分 12秒 点エ：北緯 33度 25分 24秒 東経 129度 49分 15秒	唐津市肥前町	団体漁業権	旧松区 第517号
松 区 第522号	かき垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 高串地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を 順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とに よって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 25分 41秒 東経 129度 48分 39秒 点イ：北緯 33度 25分 41秒 東経 129度 48分 41秒 点ウ：北緯 33度 25分 19秒 東経 129度 48分 07秒 点エ：北緯 33度 25分 25秒 東経 129度 48分 00秒	唐津市肥前町	団体漁業権	旧松区 第324号 の一部
松 区 第523号	かき垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 大浦折口ノ浦	次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結 んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲 まれた区域 点ア：北緯 33度 24分 13秒 東経 129度 51分 13秒 点イ：北緯 33度 24分 08秒 東経 129度 51分 11秒 点ウ：北緯 33度 24分 12秒 東経 129度 51分 00秒 点エ：北緯 33度 24分 21秒 東経 129度 51分 03秒	唐津市肥前町 大浦	団体漁業権	旧松区 第518号 拡大

別表第3

公示番号	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	個別漁業種又は団体漁業種の別	備考
松 区 第524号	かき垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 大浦島山島東 地先	次のア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に 結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲 まれた区域 点ア：北緯 33度 24分 14秒 東経 129度 51分 33秒 点イ：北緯 33度 24分 13秒 東経 129度 51分 39秒 点ウ：北緯 33度 24分 05秒 東経 129度 51分 34秒 点エ：北緯 33度 24分 06秒 東経 129度 51分 31秒 点オ：北緯 33度 24分 07秒 東経 129度 51分 31秒	唐津市肥前町 大浦	団体漁業種	旧松区 第519号
松 区 第525号	かき垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 満越亀地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びケ の各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線 とによって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 24分 37秒 東経 129度 51分 38秒 点イ：北緯 33度 24分 39秒 東経 129度 51分 44秒 点エ：北緯 33度 24分 27秒 東経 129度 51分 43秒 点オ：北緯 33度 24分 26秒 東経 129度 51分 41秒 点カ：北緯 33度 24分 26秒 東経 129度 51分 38秒 点キ：北緯 33度 24分 28秒 東経 129度 51分 36秒 点ク：北緯 33度 24分 32秒 東経 129度 51分 39秒 点ケ：北緯 33度 24分 36秒 東経 129度 51分 39秒	唐津市肥前町 大浦	団体漁業種	旧松区 第520号 拡大
松 区 第526号	かき垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 大浦津倉浦	次のア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結ん だ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 24分 22秒 東経 129度 51分 50秒 点イ：北緯 33度 24分 22秒 東経 129度 51分 47秒 点ウ：北緯 33度 24分 27秒 東経 129度 51分 48秒 点エ：北緯 33度 24分 32秒 東経 129度 51分 47秒 点オ：北緯 33度 24分 31秒 東経 129度 51分 50秒 点カ：北緯 33度 24分 29秒 東経 129度 51分 51秒 点キ：北緯 33度 24分 26秒 東経 129度 51分 51秒	唐津市肥前町 大浦	団体漁業種	旧松区 第521号
松 区 第527号	かき垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 大浦下中浦	次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結ん だ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれ た区域 点ア：北緯 33度 24分 25秒 東経 129度 51分 58秒 点イ：北緯 33度 24分 23秒 東経 129度 52分 03秒 点ウ：北緯 33度 24分 25秒 東経 129度 52分 07秒 点エ：北緯 33度 24分 27秒 東経 129度 52分 02秒	唐津市肥前町 大浦	団体漁業種	旧松区 第522号
松 区 第528号	かき垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 満越みのぼ 地先	次のア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順 次に結んだ直線とオ及びクを結んだ直線と最大高 潮時海岸線とによって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 24分 27秒 東経 129度 51分 41秒 点イ：北緯 33度 24分 27秒 東経 129度 51分 42秒 点ウ：北緯 33度 24分 22秒 東経 129度 51分 43秒 点エ：北緯 33度 24分 14秒 東経 129度 51分 40秒 点オ：北緯 33度 24分 14秒 東経 129度 51分 39秒 点カ：北緯 33度 24分 14秒 東経 129度 51分 33秒 点キ：北緯 33度 24分 18秒 東経 129度 51分 25秒 点ク：北緯 33度 24分 21秒 東経 129度 51分 26秒	唐津市肥前町 大浦	団体漁業種	旧松区 第523号 拡大
松 区 第529号	かき垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 大字杉の浦 帆立島南側地先	次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結ん だ直線とオ及びカの点を結んだ直線と最大高 潮時海岸線とによって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 24分 03秒 東経 129度 51分 52秒 点イ：北緯 33度 24分 02秒 東経 129度 51分 53秒 点ウ：北緯 33度 23分 55秒 東経 129度 51分 39秒 点エ：北緯 33度 23分 58秒 東経 129度 51分 36秒 点オ：北緯 33度 24分 03秒 東経 129度 51分 43秒 点カ：北緯 33度 24分 04秒 東経 129度 51分 43秒	唐津市肥前町 大字大浦	団体漁業種	旧松区 第524号

別表第3

公示番号	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	個別漁業権又は団体漁業権の別	備考
松 区 第530号	かき垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 大字杉の浦 杉の浦地先	次のア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ直線とキ及びク の点を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 23分 48秒 東経 129度 51分 59秒 点イ：北緯 33度 23分 49秒 東経 129度 51分 55秒 点ウ：北緯 33度 23分 46秒 東経 129度 51分 50秒 点エ：北緯 33度 23分 46秒 東経 129度 51分 46秒 点オ：北緯 33度 23分 52秒 東経 129度 51分 41秒 点カ：北緯 33度 23分 57秒 東経 129度 51分 50秒 点キ：北緯 33度 24分 00秒 東経 129度 52分 01秒 点ク：北緯 33度 23分 57秒 東経 129度 52分 02秒	唐津市肥前町 大字大浦	団体漁業権	旧松区 第525号
松 区 第531号	かき垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 満越地先	次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 24分 20秒 東経 129度 51分 03秒 点イ：北緯 33度 24分 22秒 東経 129度 51分 00秒 点ウ：北緯 33度 24分 22秒 東経 129度 50分 28秒 点エ：北緯 33度 24分 28秒 東経 129度 50分 30秒	唐津市肥前町	団体漁業権	旧松区 第526号
松 区 第532号	かき垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	伊万里市 波多津町平串 地先	次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 22分 53秒 東経 129度 51分 57秒 点イ：北緯 33度 22分 51秒 東経 129度 51分 49秒 点ウ：北緯 33度 22分 41秒 東経 129度 51分 53秒 点エ：北緯 33度 22分 44秒 東経 129度 51分 58秒	伊万里市 波多津町	団体漁業権	旧松区 第527号
松 区 第533号	かき垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 竹ノ子島地先	次のア、イ及びウの各点を順次に結んだ直線とエ、オ、カ及びキの各点を順次に結んだ直線とク、ケ及びコの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 27分 25秒 東経 129度 50分 53秒 点イ：北緯 33度 27分 29秒 東経 129度 50分 55秒 点ウ：北緯 33度 27分 27秒 東経 129度 50分 59秒 点エ：北緯 33度 27分 26秒 東経 129度 51分 01秒 点オ：北緯 33度 27分 26秒 東経 129度 51分 06秒 点カ：北緯 33度 27分 15秒 東経 129度 51分 01秒 点キ：北緯 33度 27分 17秒 東経 129度 50分 51秒 点ク：北緯 33度 27分 19秒 東経 129度 50分 51秒 点ケ：北緯 33度 27分 20秒 東経 129度 50分 50秒 点コ：北緯 33度 27分 21秒 東経 129度 50分 51秒	唐津市肥前町 鶴牧、納所、 入野、星賀、 晴気及び向島	団体漁業権	旧松区 第528号 第652号 第653号
松 区 第534号	かき垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 入野ひら瀬地先	次のア、イ、ウ、エの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 25分 52秒 東経 129度 48分 37秒 点イ：北緯 33度 25分 50秒 東経 129度 48分 40秒 点ウ：北緯 33度 25分 59秒 東経 129度 48分 48秒 点エ：北緯 33度 25分 57秒 東経 129度 48分 41秒	唐津市肥前町 鶴牧、納所、 入野、星賀、 晴気及び向島	団体漁業権	旧松区 第529号
松 区 第551号	かきひび建て 養殖業	1月1日から 12月31日まで	東松浦郡玄海町 大字半形浦 形浦	次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 27分 26秒 東経 129度 51分 18秒 点イ：北緯 33度 27分 28秒 東経 129度 51分 22秒 点ウ：北緯 33度 27分 25秒 東経 129度 51分 24秒 点エ：北緯 33度 27分 23秒 東経 129度 51分 20秒	唐津市肥前町 鶴牧	団体漁業権	新規漁業権 旧松区 第416号
松 区 第552号	かきひび建て 養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 大浦地先	次のア、イの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 24分 43秒 東経 129度 51分 40秒 点イ：北緯 33度 24分 39秒 東経 129度 51分 35秒	唐津市肥前町	団体漁業権	旧松区 第551号
松 区 第553号	かきひび建て 養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 大浦下中浦地先	次のア、イの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 24分 28秒 東経 129度 52分 02秒 点イ：北緯 33度 24分 25秒 東経 129度 52分 07秒	唐津市肥前町	団体漁業権	旧松区 第552号

別表第3

公示番号	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	個別漁業権又は団体漁業権の別	備考
松 区 第601号	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市鎮西町 大字名護屋 ヨノド浦	次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 32分 26秒 東経 129度 51分 03秒 点イ：北緯 33度 32分 25秒 東経 129度 51分 00秒 点ウ：北緯 33度 32分 29秒 東経 129度 50分 43秒 点エ：北緯 33度 32分 31秒 東経 129度 50分 46秒	唐津市鎮西町 及び肥前町 並木 伊万里市	個別漁業権	旧松区 第601号
松 区 第602号	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 竹ノ子島 北側地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 27分 39秒 東経 129度 51分 06秒 点イ：北緯 33度 27分 31秒 東経 129度 51分 02秒 点ウ：北緯 33度 27分 41秒 東経 129度 50分 43秒 点エ：北緯 33度 27分 47秒 東経 129度 50分 45秒	唐津市肥前町 大字鶴牧、 大字入野、 大字納所、 大字基賀及び 大字向島	個別漁業権	旧松区 第602号
松 区 第603号	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 竹ノ子島北側 地先	次のア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ直線とカ、キ及びクの各点を順次に結んだ直線とク及びコノ点を結んだ直線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 27分 15秒 東経 129度 50分 33秒 点イ：北緯 33度 27分 17秒 東経 129度 50分 30秒 点ウ：北緯 33度 27分 37秒 東経 129度 50分 43秒 点エ：北緯 33度 27分 32秒 東経 129度 50分 53秒 点オ：北緯 33度 27分 23秒 東経 129度 50分 51秒 点カ：北緯 33度 27分 20秒 東経 129度 50分 45秒 点キ：北緯 33度 27分 20秒 東経 129度 50分 42秒 点ク：北緯 33度 27分 17秒 東経 129度 50分 36秒 点ケ：北緯 33度 27分 17秒 東経 129度 50分 35秒 点コ：北緯 33度 27分 20秒 東経 129度 50分 37秒	唐津市肥前町 大字鶴牧	個別漁業権	旧松区 第603号
松 区 消滅	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 竹ノ子島地先	次のア及びイの点を結んだ直線とウ及びエの点を結んだ直線とオ、カ、キ、ク、ケ及びコノ各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 27分 18秒 東経 129度 50分 46秒 点イ：北緯 33度 27分 15秒 東経 129度 50分 54秒 点ウ：北緯 33度 27分 07秒 東経 129度 50分 50秒 点エ：北緯 33度 27分 06秒 東経 129度 50分 51秒 点オ：北緯 33度 27分 06秒 東経 129度 50分 53秒 点カ：北緯 33度 26分 55秒 東経 129度 50分 49秒 点キ：北緯 33度 27分 07秒 東経 129度 50分 26秒 点ク：北緯 33度 27分 13秒 東経 129度 50分 32秒 点ケ：北緯 33度 27分 14秒 東経 129度 50分 35秒 点コ：北緯 33度 27分 18秒 東経 129度 50分 43秒	唐津市肥前町 大字鶴牧	個別漁業権	旧松区 第604号
松 区 第604号	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 鶴牧菖津地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線とによって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 27分 13秒 東経 129度 50分 12秒 点イ：北緯 33度 27分 14秒 東経 129度 50分 10秒 点ウ：北緯 33度 27分 10秒 東経 129度 50分 08秒 点エ：北緯 33度 27分 09秒 東経 129度 50分 09秒	唐津市肥前町 鶴牧	個別漁業権	旧松区 第605号
松 区 第605号	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 鶴牧菖津地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 27分 23秒 東経 129度 50分 16秒 点イ：北緯 33度 27分 22秒 東経 129度 50分 14秒 点ウ：北緯 33度 27分 22秒 東経 129度 50分 14秒 点エ：北緯 33度 27分 24秒 東経 129度 50分 15秒	唐津市肥前町 鶴牧	個別漁業権	旧松区 第606号

別表第3

公示番号	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	個別漁業種又は団体漁業種の別	備考
松 区 第606号	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 鶴牧萬津地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、 ケ、コ、サ、シ及びアの各点を順次に結んだ 直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 27分 27秒 東経 129度 50分 21秒 点イ：北緯 33度 27分 25秒 東経 129度 50分 20秒 点ウ：北緯 33度 27分 25秒 東経 129度 50分 20秒 点エ：北緯 33度 27分 23秒 東経 129度 50分 18秒 点オ：北緯 33度 27分 24秒 東経 129度 50分 17秒 点カ：北緯 33度 27分 25秒 東経 129度 50分 18秒 点キ：北緯 33度 27分 25秒 東経 129度 50分 18秒 点ク：北緯 33度 27分 26秒 東経 129度 50分 18秒 点ケ：北緯 33度 27分 26秒 東経 129度 50分 18秒 点コ：北緯 33度 27分 27秒 東経 129度 50分 19秒 点サ：北緯 33度 27分 27秒 東経 129度 50分 19秒 点シ：北緯 33度 27分 28秒 東経 129度 50分 20秒	唐津市肥前町 鶴牧	個別漁業種	旧松区 第607号
松 区 第607号	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 大字鶴牧トガリ 地先	次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結ん だ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれ た区域 点ア：北緯 33度 27分 48秒 東経 129度 50分 17秒 点イ：北緯 33度 27分 50秒 東経 129度 50分 20秒 点ウ：北緯 33度 27分 47秒 東経 129度 50分 24秒 点エ：北緯 33度 27分 45秒 東経 129度 50分 21秒	唐津市肥前町 大字鶴牧、 大字入野、 大字納所、 大字星賀及び 大字向島	個別漁業種	旧松区 第608号
松 区 第608号	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 大字鶴牧	次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結ん だ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれ た区域 点ア：北緯 33度 28分 06秒 東経 129度 49分 40秒 点イ：北緯 33度 28分 12秒 東経 129度 49分 43秒 点ウ：北緯 33度 28分 06秒 東経 129度 49分 57秒 点エ：北緯 33度 27分 57秒 東経 129度 49分 52秒	唐津市肥前町 大字鶴牧、 大字入野、 大字納所、 大字星賀及び 大字向島	個別漁業種	旧松区 第609号
松 区 消滅	真珠養殖業	4月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 大字鶴牧 ペンキキ鼻地先	次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結ん だ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれ た区域 点ア：北緯 33度 28分 12.80秒 東経 129度 49分 31秒 点イ：北緯 33度 28分 18.57秒 東経 129度 49分 38秒 点ウ：北緯 33度 28分 12秒 東経 129度 49分 40秒 点エ：北緯 33度 28分 06秒 東経 129度 49分 38.72秒	唐津市肥前町 大字鶴牧、 大字入野、 大字納所、 大字星賀及び 大字向島	個別漁業種	旧松区 第610号
松 区 第609号	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 大字星賀沖ノ浦	次のア及びイの点を結んだ直線とウ及びエ の点を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによ って囲まれた区域 点ア：北緯 33度 27分 22秒 東経 129度 47分 57秒 点イ：北緯 33度 27分 17秒 東経 129度 48分 02秒 点ウ：北緯 33度 27分 15秒 東経 129度 47分 57秒 点エ：北緯 33度 27分 18秒 東経 129度 47分 54秒	唐津市肥前町 大字星賀	個別漁業種	旧松区 第611号
松 区 第610号	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 瓜ヶ坂黒崎鼻 西側地先	次のア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順 次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによっ て囲まれた区域 点ア：北緯 33度 24分 39秒 東経 129度 50分 15秒 点イ：北緯 33度 24分 38秒 東経 129度 50分 17秒 点ウ：北緯 33度 24分 35秒 東経 129度 50分 16秒 点エ：北緯 33度 24分 34秒 東経 129度 50分 16秒 点オ：北緯 33度 24分 28秒 東経 129度 50分 16秒 点カ：北緯 33度 24分 30秒 東経 129度 50分 12秒	唐津市肥前町 大浦	個別漁業種	旧松区 第612号
松 区 消滅	真珠養殖業	4月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 大字溝越亀地先	次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結ん だ直線とオ及びカの各点を結んだ直線、並び に最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 24分 30秒 東経 129度 51分 38.73秒 点イ：北緯 33度 24分 29秒 東経 129度 51分 43秒 点ウ：北緯 33度 24分 26.61秒 東経 129度 51分 43秒 点エ：北緯 33度 24分 26.66秒 東経 129度 51分 41秒 点オ：北緯 33度 24分 26秒 東経 129度 51分 38秒 点カ：北緯 33度 24分 28秒 東経 129度 51分 36秒	唐津市肥前町 大字大浦	個別漁業種	旧松区 第615号

別表第3

公示番号	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	個別漁業権又は 団体漁業権の別	備考
松 区 第 6 1 1 号	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 大字杉野浦 帆立島北西側 地先	次のア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に 結んだ直線とカ及びキの点を結んだ直線と最 大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 23分 58秒 東経 129度 51分 36秒 点イ：北緯 33度 24分 01秒 東経 129度 51分 34秒 点ウ：北緯 33度 24分 05秒 東経 129度 51分 36秒 点エ：北緯 33度 24分 14秒 東経 129度 51分 51秒 点オ：北緯 33度 24分 13秒 東経 129度 51分 54秒 点カ：北緯 33度 24分 04秒 東経 129度 51分 43秒 点キ：北緯 33度 24分 03秒 東経 129度 51分 43秒	唐津市肥前町 大字大浦	個別漁業権	旧松区 第 6 1 6 号
松 区 第 6 1 2 号	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 大字湯野浦 茶釜石南側地先	次のア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順 次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによっ て囲まれた区域 点ア：北緯 33度 23分 46秒 東経 129度 52分 09秒 点イ：北緯 33度 23分 42秒 東経 129度 52分 06秒 点ウ：北緯 33度 23分 42秒 東経 129度 52分 01秒 点エ：北緯 33度 23分 43秒 東経 129度 51分 54秒 点オ：北緯 33度 23分 49秒 東経 129度 51分 55秒 点カ：北緯 33度 23分 48秒 東経 129度 51分 59秒	唐津市肥前町 大字大浦	個別漁業権	旧松区 第 6 1 7 号
松 区 消滅	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	伊万里市 波多津町 舟甲鼻南側地先	次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結ん だ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれ た区域 点ア：北緯 33度 23分 35.60秒 東経 129度 51分 53秒 点イ：北緯 33度 23分 29秒 東経 129度 51分 51秒 点ウ：北緯 33度 23分 24.84秒 東経 129度 51分 59.72秒 点エ：北緯 33度 23分 31.58秒 東経 129度 52分 04秒 点オ：北緯 33度 23分 33.70秒 東経 129度 52分 03秒	伊万里市 波多津町		旧松区 第 6 1 8 号

別表第3

公示番号	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	個別漁業権又は 団体漁業権の別	備考
松 区 第 6 5 1 号	真珠母貝垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	東松浦郡玄海町 大字半形新開 地先	次のア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順 次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによっ て囲まれた区域 点ア：北緯 33度 27分 24秒 東経 129度 51分 17秒 点イ：北緯 33度 27分 26秒 東経 129度 51分 17秒 点ウ：北緯 33度 27分 30秒 東経 129度 51分 09秒 点エ：北緯 33度 27分 14秒 東経 129度 51分 02秒 点オ：北緯 33度 27分 14秒 東経 129度 51分 03秒 点カ：北緯 33度 27分 01秒 東経 129度 50分 53秒 点キ：北緯 33度 27分 00秒 東経 129度 50分 55秒 点ク：北緯 33度 27分 00秒 東経 129度 50分 56秒	唐津市肥前町 鶴牧、納所、 入野、星賀、 晴気及び向島	団体漁業権	旧松区 第 6 5 1 号
松 区 消滅	真珠母貝垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 符ノ子島地先	次のア、イ及びウの各点を順次に結んだ直 線とエ、オ、カ、キ及びクの各点を順次に結 んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲ま れた区域 点ア：北緯 33度 27分 25秒 東経 129度 50分 53秒 点イ：北緯 33度 27分 29秒 東経 129度 50分 54.84秒 点ウ：北緯 33度 27分 27秒 東経 129度 50分 58.87秒 点エ：北緯 33度 27分 26秒 東経 129度 51分 01秒 点オ：北緯 33度 27分 25.94秒 東経 129度 51分 06秒 点カ：北緯 33度 27分 14.57秒 東経 129度 51分 01秒 点キ：北緯 33度 27分 16秒 東経 129度 50分 55.75秒 点ク：北緯 33度 27分 18.54秒 東経 129度 50分 56.57秒	唐津市肥前町 鶴牧、納所、 入野、星賀、 晴気及び向島	団体漁業権	旧松区 第 6 5 2 号
松 区 消滅	真珠母貝垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 符ノ子島中鼻 地先	次のア、イ及びウの各点を順次に結んだ直 線とエ及びオの点を結んだ直線と最大高潮時 海岸線とによって囲まれた区域 基点第 110号：東松浦郡玄海町大字仮屋 天狗橋三角点(145.92メートル) 点ア：基点第 110号から真方位 164度 50分 2.380メートルの点 点イ：基点第 110号から真方位 163度 00分 2.440メートルの点 点ウ：基点第 110号から真方位 165度 18分 2.370メートルの点 点エ：基点第 110号から真方位 165度 26分 2.280メートルの点 点オ：基点第 110号から真方位 165度 00分 2.260メートルの点	唐津市肥前町 鶴牧	団体漁業権	旧松区 第 6 5 3 号
松 区 第 6 5 2 号	真珠母貝垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 鶴牧菖津地先	次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結ん だ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれ た区域からオ、カ、キ及びクの各点を順次に 結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲 まれた区域を除いた区域 点ア：北緯 33度 27分 14秒 東経 129度 50分 09秒 点イ：北緯 33度 27分 14秒 東経 129度 50分 10秒 点ウ：北緯 33度 27分 10秒 東経 129度 50分 08秒 点エ：北緯 33度 27分 11秒 東経 129度 50分 06秒 点オ：北緯 33度 27分 12秒 東経 129度 50分 07秒 点カ：北緯 33度 27分 11秒 東経 129度 50分 07秒 点キ：北緯 33度 27分 12秒 東経 129度 50分 07秒 点ク：北緯 33度 27分 12秒 東経 129度 50分 07秒	唐津市肥前町 鶴牧	団体漁業権	旧松区 第 6 5 4 号

別表第3

公示番号	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	個別漁業権又は団体漁業権の別	備考
松 区 第 6 5 3 号	真珠母貝垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 鶴牧菖津地先	次のア、イ、ウ、エ、オ。カ、キ及びクの 各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線 とによって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 27分 24秒 東経 129度 50分 14秒 点イ：北緯 33度 27分 24秒 東経 129度 50分 14秒 点ウ：北緯 33度 27分 24秒 東経 129度 50分 15秒 点エ：北緯 33度 27分 24秒 東経 129度 50分 15秒 点オ：北緯 33度 27分 22秒 東経 129度 50分 14秒 点カ：北緯 33度 27分 23秒 東経 129度 50分 13秒 点キ：北緯 33度 27分 23秒 東経 129度 50分 14秒 点ク：北緯 33度 27分 24秒 東経 129度 50分 13秒	唐津市肥前町 鶴牧	団体漁業権	旧松区 第 6 5 5 号
松 区 第 6 5 4 号	真珠母貝垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 鶴牧菖津地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、 ケ、コ、サ及びシの各点を順次に結んだ直線 と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 27分 28.70秒 東経 129度 50分 18秒 点イ：北緯 33度 27分 28.5秒 東経 129度 50分 19秒 点ウ：北緯 33度 27分 29秒 東経 129度 50分 19秒 点エ：北緯 33度 27分 28秒 東経 129度 50分 20秒 点オ：北緯 33度 27分 27秒 東経 129度 50分 19秒 点カ：北緯 33度 27分 27秒 東経 129度 50分 19秒 点キ：北緯 33度 27分 26秒 東経 129度 50分 18秒 点ク：北緯 33度 27分 26秒 東経 129度 50分 18秒 点ケ：北緯 33度 27分 25秒 東経 129度 50分 18秒 点コ：北緯 33度 27分 25秒 東経 129度 50分 18秒 点サ：北緯 33度 27分 24秒 東経 129度 50分 17秒 点シ：北緯 33度 27分 25秒 東経 129度 50分 16秒	唐津市肥前町 鶴牧	団体漁業権	旧松区 第 6 5 6 号
松 区 第 6 5 5 号	真珠母貝垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 星賀元者浦	次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結ん だ直線、オ及びカを結んだ直線並びに最大高 潮時海岸線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 27分 35秒 東経 129度 47分 40秒 点イ：北緯 33度 27分 37秒 東経 129度 47分 42秒 点ウ：北緯 33度 27分 29秒 東経 129度 47分 52秒 点エ：北緯 33度 27分 28秒 東経 129度 47分 50秒 点オ：北緯 33度 27分 27秒 東経 129度 47分 42秒 点カ：北緯 33度 27分 29秒 東経 129度 47分 39秒	唐津市肥前町 鶴牧、納所、 入野、星賀、 暗気及び向島	団体漁業権	旧松区 第 6 5 7 号
松 区 第 6 5 6 号	真珠母貝垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 大浦石坂次郎鼻 地先	次のア、イ及びウの各点を順次に結んだ直 線とエ、オ及びカの各点を順次に結んだ直線 と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 24分 25秒 東経 129度 51分 58秒 点イ：北緯 33度 24分 23秒 東経 129度 52分 03秒 点ウ：北緯 33度 24分 21秒 東経 129度 52分 01秒 点エ：北緯 33度 24分 20秒 東経 129度 51分 59秒 点オ：北緯 33度 24分 14秒 東経 129度 51分 51秒 点カ：北緯 33度 24分 22秒 東経 129度 51分 50秒	唐津市肥前町 大浦	団体漁業権	旧松区 第 6 5 8 号
松 区 第 6 5 7 号	真珠母貝垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 杉の浦 びしろの浦	次のア及びイの点を結んだ直線とウ及びエ の点を結んだ直線とオ、カ及びキの各点を順 次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによっ て囲まれた区域 点ア：北緯 33度 24分 18秒 東経 129度 52分 05秒 点イ：北緯 33度 24分 17秒 東経 129度 52分 05秒 点ウ：北緯 33度 24分 15秒 東経 129度 51分 59秒 点エ：北緯 33度 24分 13秒 東経 129度 51分 57秒 点オ：北緯 33度 24分 13秒 東経 129度 51分 54秒 点カ：北緯 33度 24分 14秒 東経 129度 51分 51秒 点キ：北緯 33度 24分 20秒 東経 129度 51分 59秒	唐津市肥前町 大浦	団体漁業権	旧松区 第 6 5 9 号
松 区 第 6 5 8 号	真珠母貝垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 杉野浦杉の浦	次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結ん だ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれ た区域 点ア：北緯 33度 24分 05秒 東経 129度 52分 04秒 点イ：北緯 33度 24分 01秒 東経 129度 52分 01秒 点ウ：北緯 33度 24分 02秒 東経 129度 51分 57秒 点エ：北緯 33度 24分 05秒 東経 129度 51分 59秒	唐津市肥前町 大浦	団体漁業権	旧松区 第 6 6 0 号

別表第3

公示番号	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	個別漁業権又は 団体漁業権の別	備 考
松 区 第659号	真珠母貝垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 湯野浦地先	次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結ん だ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれ た区域 点ア：北緯 33度 23分 38秒 東経 129度 52分 04秒 点イ：北緯 33度 23分 40秒 東経 129度 52分 05秒 点ウ：北緯 33度 23分 39秒 東経 129度 52分 14秒 点エ：北緯 33度 23分 37秒 東経 129度 52分 13秒	唐津市肥前町 大浦	団体漁業権	旧松区 第661号
松 区 第660号	真珠母貝垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町 湯野浦角串鼻 北側地先	次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結ん だ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれ た区域 点ア：北緯 33度 23分 38秒 東経 129度 51分 54秒 点イ：北緯 33度 23分 41秒 東経 129度 51分 56秒 点ウ：北緯 33度 23分 40秒 東経 129度 52分 05秒 点エ：北緯 33度 23分 38秒 東経 129度 52分 04秒	唐津市肥前町 大浦	団体漁業権	旧松区 第662号

別表第4

公示番号	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	個別漁業種又は 団体漁業種の別	備考
松 区 第701号	くるまえび 築堤式養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市浜玉町 大字浜崎地先	次のア、イ及びウの点を順次に結んだ 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた 区域 点ア：北緯 33度 27分 33秒 東経 130度 02分 15秒 点イ：北緯 33度 27分 30秒 東経 130度 02分 20秒 点ウ：北緯 33度 27分 30秒 東経 130度 02分 24秒	唐津市浜玉町	個別漁業種	旧松区 第701号
松 区 第702号	くるまえび 築堤式養殖業	1月1日から 12月31日まで	伊万里市 波多津町煤屋 中鼻地先	次のア及びイの点を結んだ直線と最大高潮 時海岸線とによって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 21分 35秒 東経 129度 51分 00秒 点イ：北緯 33度 21分 35秒 東経 129度 51分 04秒	伊万里市 波多津町	個別漁業種	旧松区 第702号
松 区 第703号	くるまえび 築堤式養殖業	1月1日から 12月31日まで	伊万里市 波多津町煤屋 中鼻地先	次のア及びイの点を結んだ直線とウ及びエ の点を結んだ直線とオ及びカの点を結んだ直 線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区 域 点ア：北緯 33度 21分 21秒 東経 129度 50分 58秒 点イ：北緯 33度 21分 23秒 東経 129度 50分 58秒 点ウ：北緯 33度 21分 25秒 東経 129度 50分 59秒 点エ：北緯 33度 21分 26秒 東経 129度 50分 59秒 点オ：北緯 33度 21分 25秒 東経 129度 50分 58秒 点カ：北緯 33度 21分 30秒 東経 129度 51分 00秒	伊万里市 波多津町	個別漁業種	旧松区 第703号

別表第5

公示番号	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	個別漁業種又は 団体漁業種の別	備考
松 区 第801号	あさり養殖業	1月1日から 12月31日まで	伊万里市 波多津町煤屋 地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に 結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 22分 03秒 東経 129度 51分 07秒 点イ：北緯 33度 21分 56秒 東経 129度 51分 06秒 点ウ：北緯 33度 21分 56秒 東経 129度 51分 03秒 点エ：北緯 33度 22分 03秒 東経 129度 51分 04秒	伊万里市波 多津町	団体漁業種	旧松区 第801号
松 区 第802号	あさり養殖業	1月1日から 12月31日まで	伊万里市 波多津町煤屋 地先	次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順 次に結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 22分 03秒 東経 129度 51分 00秒 点イ：北緯 33度 21分 55秒 東経 129度 50分 57秒 点ウ：北緯 33度 21分 55秒 東経 129度 50分 54秒 点エ：北緯 33度 22分 01秒 東経 129度 50分 56秒 点オ：北緯 33度 22分 03秒 東経 129度 50分 58秒	伊万里市 波多津町	団体漁業種	旧松区 第802号
松 区 第803号	あさり養殖業	1月1日から 12月31日まで	伊万里市 波多津町煤屋 地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に 結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 21分 56秒 東経 129度 50分 53秒 点イ：北緯 33度 21分 52秒 東経 129度 50分 56秒 点ウ：北緯 33度 21分 50秒 東経 129度 50分 54秒 点エ：北緯 33度 21分 53秒 東経 129度 50分 50秒	伊万里市 波多津町	団体漁業種	旧松区 第803号
松 区 第804号	あさり養殖業	1月1日から 12月31日まで	伊万里市 波多津町焼山鼻 地先	次のア、イ及びウの各点を順次に結んだ 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれ た区域 点ア：北緯 33度 23分 08秒 東経 129度 51分 54秒 点イ：北緯 33度 23分 12秒 東経 129度 51分 53秒 点ウ：北緯 33度 23分 15秒 東経 129度 51分 55秒	伊万里市 波多津町	団体漁業種	旧松区 第804号